

平成30年度
情報公開・個人情報保護
制度運用状況報告書

令和元年8月

宮崎市

目次

I 情報公開制度の概要

1	情報公開制度の意義	1
2	情報公開制度の概要	2
3	公開請求に関する事務の流れ	5
4	審査請求に関する事務の流れ	6
5	情報公開制度導入までの経過	7

II 情報公開制度の運用状況

1	公開請求等の件数及びその処理状況	8
2	実施機関別の請求等件数及びその処理状況	9
3	請求者の内訳	10
4	非公開理由の適用状況	10
5	審査請求の状況	11
6	情報提供の状況	11

III 個人情報保護制度の概要

1	個人情報保護制度の意義	13
2	個人情報保護制度の概要	13
3	自己情報の開示・訂正請求に関する事務の流れ	17
4	審査請求に関する事務の流れ	18
5	個人情報保護制度導入までの経過	19

IV 個人情報保護制度の運用状況

1	開示請求の件数及びその処理状況	20
2	実施機関別の請求件数及びその処理状況	20
3	不開示理由の適用状況	21
4	審査請求の状況	21
5	事務の届出状況	22

V 資料

1	情報公開請求申出の内容と処理状況（平成30年度）	24
2	個人情報保護開示請求の内容と処理状況（平成30年度）	66
3	情報公開関係例規	70
4	個人情報保護関係例規	84

I 情報公開制度の概要

1 情報公開制度の意義

「情報公開」とは、行政機関が保有する情報（公文書等）を広く市民に提供するという広い概念を指すものです。

この情報公開は、行政機関が任意に情報を提供する「情報提供制度」と法令により公開を義務づける「公表制度」及び「閲覧制度」等の既存の制度に加え、市民の請求に応じて、行政機関情報の公開を義務付ける、いわゆる「公文書公開制度」も含んだものです。

本市の情報公開制度は、市民の「知る権利の尊重」「情報の公開を求める権利の保障」「市政に対する理解と信頼の確保」「市政への市民参加の促進」「公正で開かれた市政の推進」を目的として創設され、従来から行われている広報紙や各種刊行物による情報提供に加え、市民からの請求に応じ、市が保有する公文書の行政情報を原則として全て公開する制度として、市民の公開請求権と行政の公開義務という権利義務関係を確立したものです。

このように市民の必要とする行政情報の公開が適正かつ的確に行われることにより、市民の行政に対する信頼性が確保され、さらに行政への市民参加を推進するための具体的な手段が保障されることとなります。

なお、本市の情報公開制度は、次の基本原則にしたがって制度化しています。

(1) 公開の原則

市が保有する公文書の行政情報は、原則として全て公開するものとし、例外的に非公開とする情報は、必要最小限にとどめなければなりません。この非公開とする情報は、合理的な理由に基づき保護が必要であるものに限るとしています。

(2) 個人のプライバシーの保護

原則公開の情報公開制度においても、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護します。

(3) 簡明な公開手続の確立

情報公開制度は、市民にとって利用しやすいものでなければなりません。そのためには、請求窓口と職員体制の充実、保有する情報の管理・検索体制の整備に努めるものとします。

(4) 公正な救済手続の確立

情報公開制度は、市民の公文書の公開を請求する権利を保障するものですが、公開を拒否された場合の救済制度を確立する必要があります。この救済手続きは、簡易で迅速なものとし、その過程では第三者機関による公平な判断を行います。

2 情報公開制度の概要

(1) 実施機関

情報公開条例における「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方行政独立法人をいいます。

(2) 対象となる公文書

公開対象となる公文書は、次の要件を備えたものです。

- ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）であること。
- イ 当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもので、次に掲げるものを除いたもの。
 - ・ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍、その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - ・ 一般の利用に供することを目的として発行されるもの
 - ・ 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの
- ウ 平成11年7月1日以後に決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したものであること。なお、議会が保有する公文書については、平成14年4月1日以後に決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したものの、また合併前の佐土原町、田野町、高岡町及び清武町の実施機関の職員が平成15年4月1日以後に作成又は取得した公文書であること。

(3) 請求権者

公文書の公開請求をできる人は、次のア～オのいずれかに該当する場合です。

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 市内に存する事務所又は事務所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

(4) 請求の方法

公文書の公開を請求しようとする人は、「公開請求書」を実施機関に提出しなければなりません。

なお、すべての実施機関に対する請求書の受付事務は、市民情報センターで行います。

(5) 公開・非公開の決定等

実施機関は、公文書の受付日の翌日から起算して14日以内（やむを得ない理由がある場合、60日以内）に請求のあった公文書を公開するかどうかの決定をし、請求者に対して、速やかに決定内容を文書で通知しなければなりません。

(6) 第三者の意見聴取

請求に係る情報の中に第三者に関する情報が記録されているとき、実施機関は必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができます。

(7) 公開しないことができる文書

公文書の原則公開の例外として、次の6項目に該当する情報を公開しないことができるようにしています。

ア 法令秘に関する情報

（法令又は条例の規定により、非公開とされている情報）

イ 個人に関する情報

（ただし、職務の遂行に係る公務員の職、氏名は除く）

ウ 法人等に関する情報

（法人等の競争上の地位等に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる情報）

エ 公共の安全等に関する情報

（人命等の保護、犯罪の予防、捜査等に支障が生ずるおそれのある情報）

オ 審議、検討又は協議に関する情報

（率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱や特定の者に不当に利益若しくは不利益を与えるおそれのある情報）

カ 事務事業執行情報

（市又は国等が行う事務又は事業に関する情報で、公開することにより、当該事業の目的を損ない、経費の増大を招き、又は事業実施期間が長引くなど当該事業の適正な執行に支障を及ぼすと認められる情報）

(8) 公開の方法

公文書の公開は、原則として市民情報センターで行います。

公開は、原則として当該公文書の原本（部分公開の場合は、当該公文書の写し）を閲覧させることやその写しを交付することにより行います。

(9) 費用負担

公文書の公開に係る手数料は、無料とします。ただし、写しの作成および送付に要する費用については、請求者の負担となります。

(10) 審査請求

請求の決定について、審査請求があった場合には、実施機関は、審査請求が不適法である場合を除き、宮崎市情報公開審査会に諮問をし、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決を行うものとします。

審査請求の受付は、市民情報センターで行います。

(11) 任意的公開

条例第5条に定める請求権者に対する義務的公開に対し、権利義務を伴わない請求権者以外のものからの公文書の公開の申出についても、実施機関は、これに応じるよう努めるものとします。

また、平成11年6月30日以前に決裁、供覧等の手続が終了している公文書についても同様とします。なお、議会が保有する公文書については平成14年3月31日以前に決裁、供覧等の手続が終了しているもの、また合併前の佐土原町、田野町、高岡町及び清武町の実施機関の職員が平成15年3月31日以前に作成又は取得した公文書についても同様とします。

ただし、この任意的公開の申出に対する実施機関の決定は、行政処分ではないため、審査請求や行政事件訴訟の対象とはなりません。

なお、任意的公開の手続は、公開請求に準じて行うものとします。

(12) 他の制度との調整

この条例は、法令又は他の条例により公文書の閲覧、縦覧又は写しの交付の手続きが定められている場合は、適用しません。

また、図書館その他の市の施設で、市民の利用を目的として保管している公文書についても適用しません。

(13) 情報の提供

市民が必要とする情報を積極的に提供するものとします。

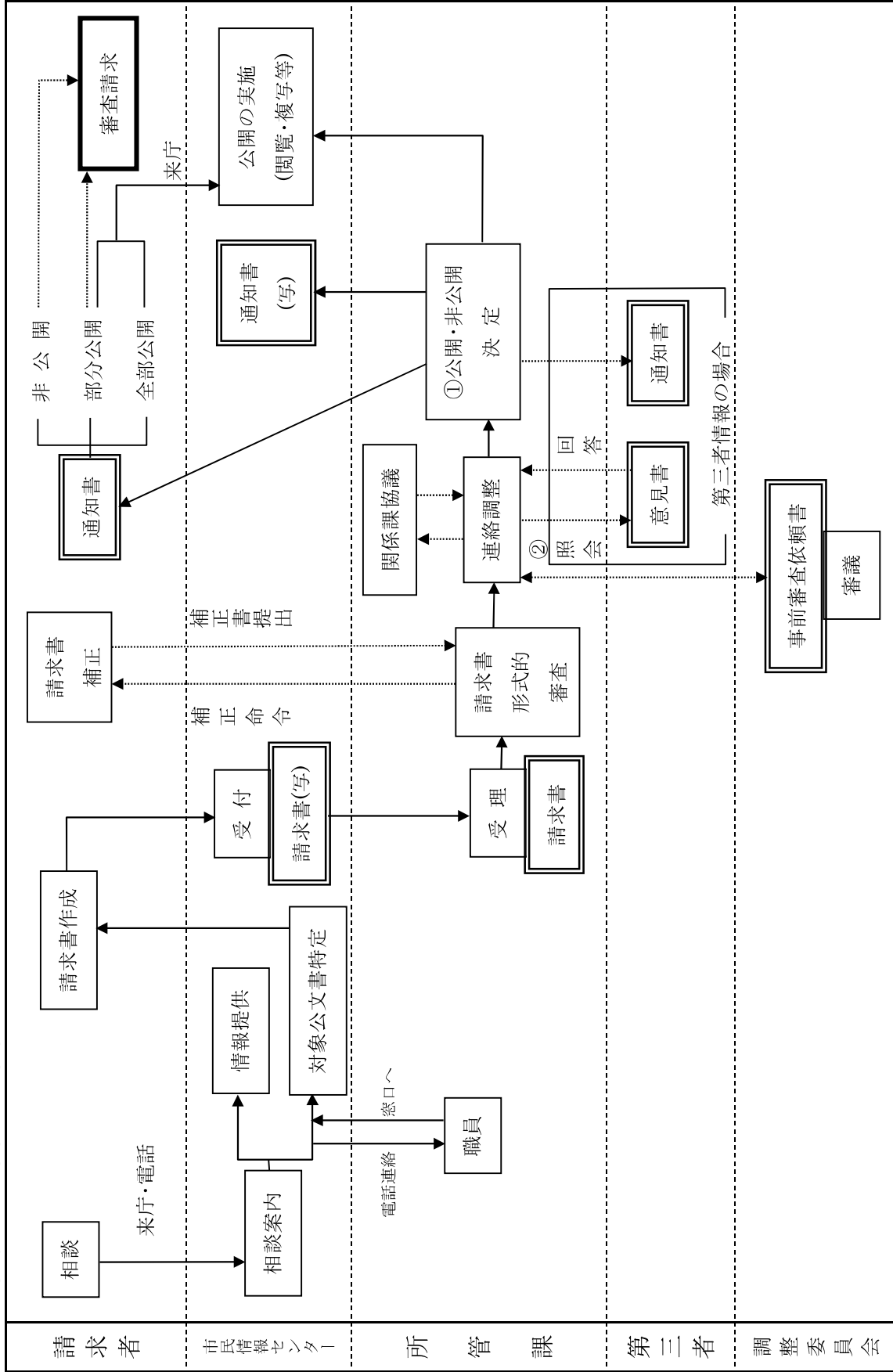
(14) 運用状況の公表

毎年、この条例の運用状況を公表します。

(15) 公文書の管理

実施機関は、公文書の適切な管理に努めるものとします。

3 公開請求に関する事務の流れ



※ 表中の点線矢印は、「必要に応じて」を意味する。

① 公開・非公開決定の期間を延長する場合、所管課は公開決定等期間延長通知書を請求者、その写しを総務法制課に送付する。

② 第三者に対する意見書提出の機会の付与は、条例第14条第2項の規定に該当する場合は、必ず実施しなければならない。

5 情報公開制度導入までの経過

(1) 庁内検討組織について

情報公開制度の調査研究および条例素案づくり等を目的として、庁内検討組織で検討を重ねました。

ア 宮崎市情報公開検討委員会（平成8年6月18日設置）

助役を長として、各部局長（20名）で構成され、平成10年度に5回開催しました。

イ 宮崎市情報公開検討委員会幹事会（平成8年6月18日設置）

総務課長を長として、各調整課長（19名）で構成され、平成10年度に7回開催しました。

(2) 市民の声の反映について（懇話会の組織化）

平成10年4月、宮崎市情報公開懇話会設置要綱に基づき、市民代表および学識経験者あわせて15名の委員で、宮崎市情報公開懇話会を設置し、平成10年度、懇話会を6回開催しました。

(3) 制度の導入経過等について

平成10年 5月～10月	懇話会審議 → 提言（10月28日）
平成10年12月25日	12月議会にて条例制定後、公布
平成11年 2月下旬	管理職研修（課長級以上）
平成11年 4月下旬	文書主任研修（情報公開および新文書管理システムについて）
平成11年 6月上～中旬	『市広報』6月号に記事掲載、庁内へのポスター掲出等
平成11年 6月中旬	『情報公開の手引き』を各課に配布 『庁内広報』に特集記事を掲載
平成11年 7月 1日	宮崎市情報公開条例の施行 本庁舎5階に「市民情報センター」を設置
平成11年 7月19日	第1回宮崎市情報公開審査会の開催
平成11年10月中旬	「情報公開リーフレット」を自治会班回覧
平成14年10月 1日	宮崎市情報公開条例の全部改正
平成17年 4月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（水道局と下水道部の統合に伴うもの）
平成18年 1月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（佐土原町、田野町、高岡町との合併に伴うもの）
平成19年10月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（独立行政法人、地方独立行政法人等に関する規定を定めるもの）
平成22年 3月23日	宮崎市情報公開条例の一部改正（清武町との合併に伴うもの）
平成28年 4月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（行政不服審査法の改正に伴うもの）

Ⅱ 情報公開制度の運用状況

1 公開請求(申出)の件数及びその処理状況

平成30年度における公文書公開請求(申出)件数及びその処理状況は、次のとおりです。

表1 平成30年度 公開請求の処理状況

	公開請求 (申出)件数	処理状況				
		公開	部分公開	非公開	うち不存在	取下げ
請求	544	423	88	16	12	17
申出	223	198	18	3	3	4
合計	767	621	106	19	15	21

2 実施機関別の請求(申出)件数及びその処理状況

平成30年度における実施機関別の請求(申出)件数は、次のとおりです。

表2 平成30年度 実施機関別請求(申出)件数及び処理状況

実施機関	請求申出		区分	公開	部分公開	非公開	うち不存在	取下げ	小計	期間延長
	件数	割合								
市長	599	78.1%	請求	294	72	15	11	13	394	0
			申出	185	15	3	3	2	205	0
			計	479	87	18	14	15	599	0
教育委員会	8	1.0%	請求	1	1	1	1	1	4	0
			申出	3	0	0	0	1	4	0
			計	4	1	1	1	2	8	0
農業委員会	2	0.3%	請求	0	0	0	0	1	1	0
			申出	0	1	0	0	0	1	0
			計	0	1	0	0	1	2	0
上下水道 事業管理者	137	17.9%	請求	114	10	0	0	2	126	0
			申出	9	1	0	0	1	11	0
			計	123	11	0	0	3	137	0
消防長	6	0.8%	請求	4	1	0	0	0	5	0
			申出	1	0	0	0	0	1	0
			計	5	1	0	0	0	6	0
議会	11	1.4%	請求	9	2	0	0	0	11	0
			申出	0	0	0	0	0	0	0
			計	9	2	0	0	0	11	0
公立大	3	0.4%	請求	0	2	0	0	0	2	0
			申出	0	1	0	0	0	1	0
			計	0	3	0	0	0	3	0
選挙管理 委員会	1	0.1%	請求	1	0	0	0	0	1	0
			申出	0	0	0	0	0	0	0
			計	1	0	0	0	0	1	0
合計	767	100%	請求	423	88	16	12	17	544	0
			申出	198	18	3	3	4	223	0
			計	621	106	19	15	21	767	0

3 請求者の内訳

平成30年度における公文書公開請求(申出)者の内訳は、次のとおりです。

表3 平成30年度 請求(申出)者の内訳

区分	請求		申出		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
市内に住所を有する者	89	16.4%	8	3.6%	97	12.6%
市内に事務所等を有する者	437	80.3%	4	1.8%	441	57.5%
市内の事務所等に勤務する者	18	3.3%	1	0.4%	19	2.5%
市内の学校に在学している者	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
事務事業に利害関係を有する者	0	0.0%	10	4.5%	10	1.3%
その他の申出	0	0.0%	200	89.7%	200	26.1%
合計	544	100%	223	100.0%	767	100.0%

4 非公開理由の適用状況

非公開(部分公開を含む。)となった事案の理由別内訳は、次のとおりです。(公開請求(申出)のうち部分公開及び非公開理由の144件の内訳)

表4 平成30年度 非公開理由別集計表

項 目	件数	割合
条例第7条第1号 法令秘情報/法令秘に関する情報	2	1.4%
条例第7条第2号 個人情報/個人に関する情報	52	36.1%
条例第7条第3号 法人等事業活動情報/法人等に関する情報	30	20.8%
条例第7条第4号 公共安全保護情報/公共の安全等に関する情報	0	0.0%
条例第7条第5号 意思形成過程情報/審議、検討又は協議に関する情報	1	0.7%
条例第7条第6号 事務事業執行情報/事務事業に関する情報	43	29.9%
条例第7条第7号 国等協力関係情報/国等との協力関係に関する情報	0	0.0%
条例第9条 公文書存否情報	1	0.7%
不存在(一部不存在含む)	15	10.4%
合計	144	100.0%

注) 1件につき複数の理由がある場合は、それぞれの項目に重複して計上しています。

5 審査請求の状況

公文書の公開請求に対する非公開等の決定について不服があるときは、審査請求を行うことができます。

平成30年度においては、審査請求はありませんでした。

6 情報提供の状況

市民情報センターには、市が作成および取得した行政資料を展示しており、市民が自由に利用することができるようになっています。

なお、市では、市民の方からの相談内容により各所管課ですぐに対応できるものは、情報公開制度の請求書を提出してもらってもなく、情報を提供することにより対応しています。

また、従来から直接所管課で行ってきた情報提供も同じように迅速に対応しています。

なお、市民情報センターでは、公開請求によるもののほか、情報提供についても利用者の希望に応じ、写しの交付を行っています。

Ⅲ 個人情報保護制度の概要

1 個人情報保護制度の意義

情報処理技術及び電気通信技術の急速な進歩により、行政運営においても、また、民間の事業活動においても、情報の価値が飛躍的に高まり、個人に関する情報が大量に収集、蓄積、利用されるようになってきています。このような情報化社会の進展は、生活に便利さと豊かさをもたらしている反面、個人情報そのものの取扱いに適正さを欠いた場合は、プライバシーを中心とする個人の権利利益を侵害するおそれも一層深刻なものとなってきています。

本市においては、「宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」を昭和59年3月に制定し、本市の機関が電子計算機により処理する個人情報について、その保護を図ってきましたが、本市における個人情報を取り扱う事務は、大半が手作業処理となっており、これら手作業処理に係る個人情報についても保護措置を講じる必要性が生じてきていました。

このような状況の中、本市においても、平成13年7月から宮崎市個人情報保護制度懇話会による検討を進め、市民のプライバシーをより一層保護するとともに、今後の市政の適正な運営に資するため、平成14年10月1日に「宮崎市個人情報保護条例」を施行しました。

この制度は、新しいプライバシーに対する考え方である「自分の情報の流れをコントロールする権利」に対応するため、自己情報の開示請求権等を保障し、手作業処理に係る個人情報も含めた個人情報の取扱いの基本的事項を定めるとともに、民間部門が保有する個人情報についても保護措置を講じています。

なお、本市における個人情報保護制度は、昭和57年7月に報告された「プライバシー保護研究会意見」の5原則を基本とし、制度化しています。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 目的

この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権を擁護し、及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的としています。

(2) 個人情報

個人情報とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

(3) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人

(4) 個人情報取扱事務の届出及び閲覧

ア 実施機関は、個人情報取扱事務を開始、変更又は廃止するに当たっては、一定の事項を市長に報告しなければなりません。ただし、本市の職員等に係る事務については、適用しません。

イ 市長は個人情報取扱事務の目録を作成し、市民の閲覧に供しなければなりません。

(5) 収集の制限

ア 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければなりません。

イ 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人の同意があるときや個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、事務の執行上やむを得ないと認められるとき等を除き、本人から収集しなければなりません。

ウ 実施機関は、法令等に定めがあるとき、又は個人情報保護審査会の意見を聴いて、事務の執行上必要があると認められるときを除き、思想、信条及び宗教等に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集しません。

(6) 利用及び提供の制限

ア 実施機関は、本人の同意があるときや個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、事務の執行上やむを得ないと認められるとき等を除き、個人情報を取り扱う事務の目的以外のために個人情報を利用又は提供しません。

イ 実施機関が、実施機関以外のものへ個人情報を提供する場合は、必要に応じ、提供先に対し、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずること等を求めることができます。

(7) 電子計算機の結合による提供の制限

実施機関は、法令等に定めがあるとき、又は個人情報保護審査会の意見を聴いたうえで必要と認めた場合を除き、実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供するため、通信回線による電子計算機の結合をしません。

(8) 適正な管理

ア 実施機関は、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければなりません。

イ 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止等の個人情報の適切な管理に必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する責任体制を明確にし

なければなりません。

ウ 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄又は消去しなければなりません。

(9) 委託に伴う措置

実施機関は、個人情報を取り扱う事務の委託に当たっては、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければなりません。

(10) 個人情報の開示請求

ア 何人も、実施機関の保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができます。

イ 開示請求をしようとする者は、本人であることを証明する書類の提示等を行わなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として、開示請求があった日の翌日から14日以内に、当該個人情報を開示するか否かを決定しなければなりません。

エ 開示請求に対しては、次に掲げる情報のいずれかに該当する個人情報を除き、開示しなければなりません。

(ア) 法令秘情報

(イ) 評価・診断等情報

(ウ) 調査・争訟等情報

(エ) 公共安全等情報

(オ) 国等関係情報

(カ) 第三者情報

(キ) 未成年関係情報

オ 自己に関する個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、手数料は無料とします。ただし、写しの作成に要する費用については、請求者の負担となります。

(11) 個人情報の訂正請求

ア 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）請求ができます。

イ 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出しなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として、訂正請求があった日の翌日から30日以内に、当該個人情報を訂正するか否かを決定しなければなりません。

(12) 個人情報の利用停止請求

ア 何人も、自己に関する個人情報が、収集、利用、保管、記録、提供の制限に違反して取り扱っていると認めるときは、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができます。

イ 実施機関は原則として、利用停止請求があった日の翌日から30日以内に当該個人

情報を利用停止するか否かを決定しなければなりません。

(13) 個人情報保護審査会

ア 実施機関は、個人情報の開示、訂正、利用停止の請求に対する決定について、審査請求があった場合は、個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行わなければならない。

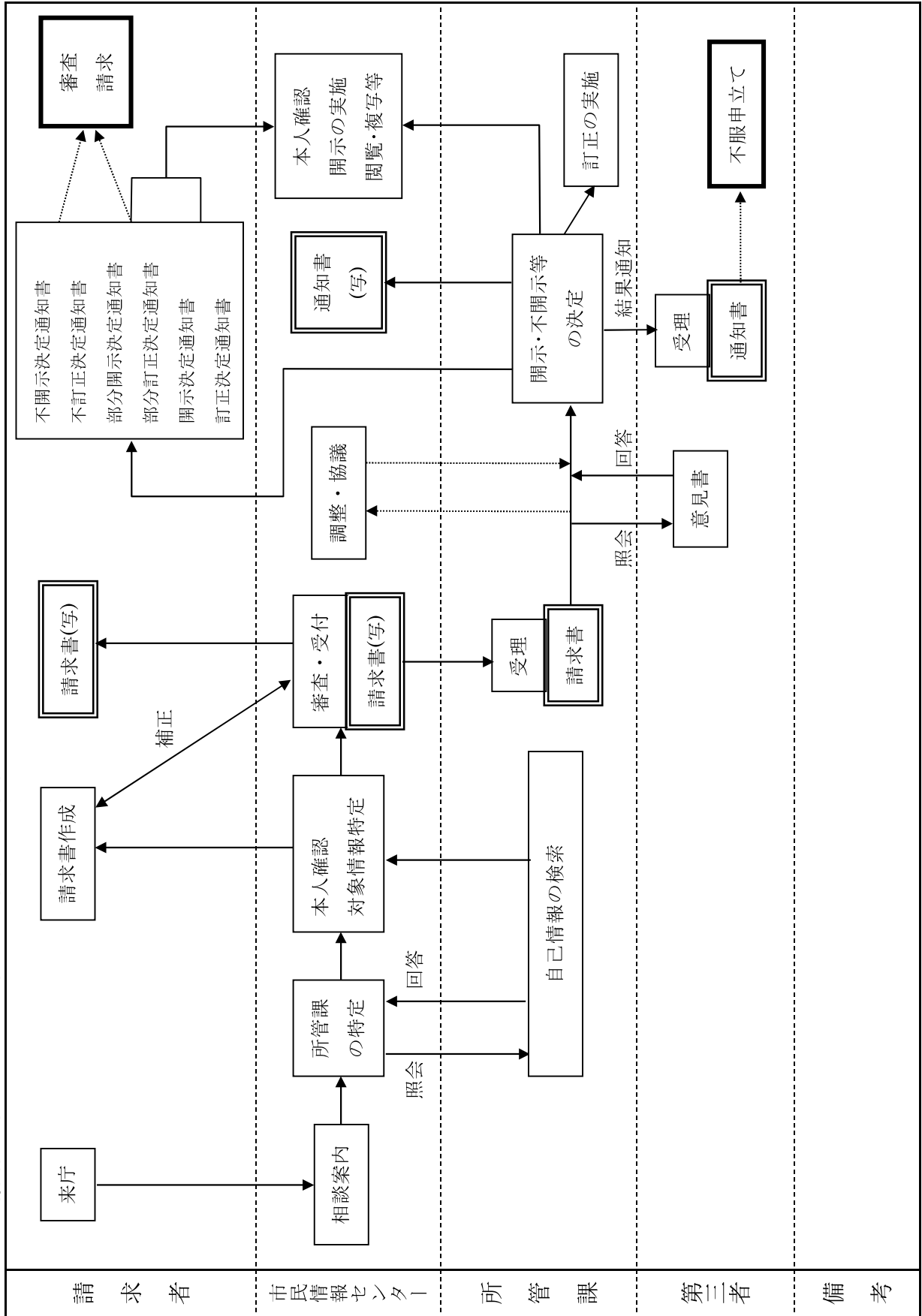
イ 個人情報保護審査会は、条例によりその権限に属する事項を処理するとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議し、実施機関に意見を述べることができます。

(14) 事業者が保有する個人情報の保護

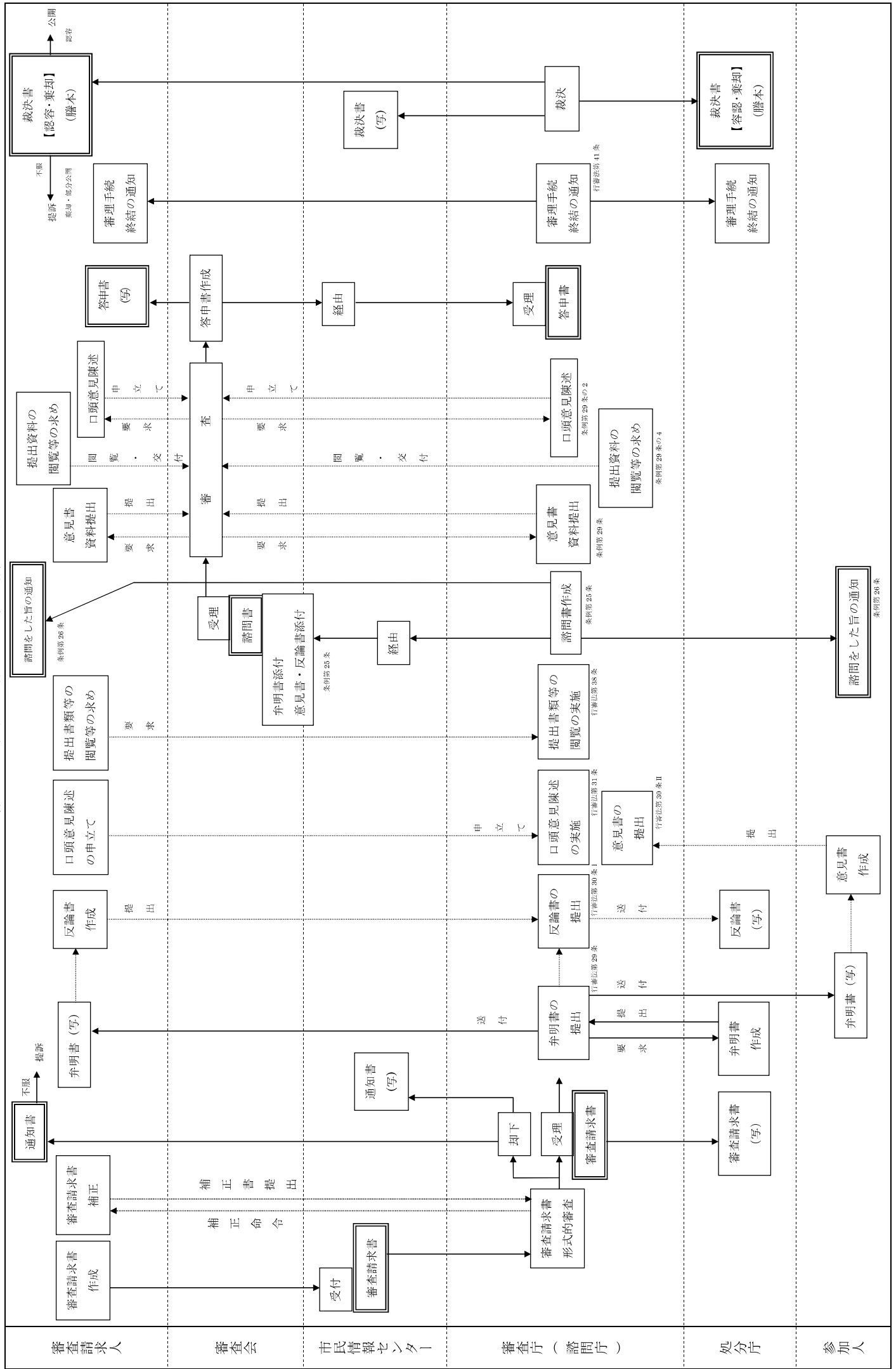
ア 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報保護に関する本市の施策に協力しなければなりません。

イ 本市が出資する法人で市長が定めるものは、この条例に基づく本市の施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

3 自己情報の開示・訂正請求に関する事務の流れ



4 審査請求に関する事務の流れ（個人情報開示）



5 個人情報保護制度導入までの経過

(1) 「宮崎市個人情報保護制度懇話会」の設置

平成13年5月、宮崎市個人情報保護制度懇話会設置要綱に基づき、市民及び学識経験者あわせて12名の委員で構成する「宮崎市個人情報保護制度懇話会」を設置し、本市における個人情報保護制度のあり方について平成13年度に懇話会を7回開催しました。

(2) 制度の導入経過等

平成13年11月22日	宮崎市における個人情報保護制度についての提言を行う
平成14年 3月31日	平成14年3月議会にて条例制定案が議決され、「宮崎市個人情報保護条例」を公布
平成14年 4月下旬	文書主任者（庶務担当係長）を対象とした個人情報保護制度説明会を開催
平成14年 7月 1日	「宮崎市個人情報保護条例」の一部（宮崎市個人情報保護審査会に係る部分）施行
平成14年 9月17日	出資法人を対象とした個人情報保護制度説明会を開催
平成14年 9月下旬	文書主任者（庶務担当係長）を対象とした第2回個人情報保護制度説明会を開催
平成14年10月 1日	「宮崎市個人情報保護条例」の全面施行
平成14年10月中旬	個人情報保護制度リーフレットを各団体等に発送
平成17年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（水道局と下水道部の統合に伴うもの）
平成18年 1月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（佐土原町、田野町、高岡町との合併に伴うもの）
平成19年10月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（独立行政法人、地方独立行政法人等に関する規定を定めるもの）
平成21年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（郵送による個人情報の開示に関するもの）
平成22年 3月23日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（清武町との合併に伴うもの）
平成27年 9月18日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴うもの）
平成28年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（行政不服審査法の改正に伴うもの）
平成29年 6月27日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（情報提供ネットワークシステムの運用開始に伴うもの）

IV 個人情報保護制度の運用状況

1 開示請求の件数及びその処理状況

平成30年度における個人情報の開示請求件数及びその処理状況は次のとおりです。
 なお、訂正・利用停止の請求はありませんでした。

表1 平成30年度 公開請求の処理状況

開示請求 件数	処理状況				
	開示	部分開示	不開示	うち不存在	取下げ
98	54	22	22	22	0

2 実施機関別の請求件数及びその処理状況

平成30年度における実施機関別の請求件数は、次のとおりです。

表2 平成30年度 実施機関別請求件数及び処理状況

実施機関	請求		開示	部分開示	不開示	うち不存在	取下げ	小計	期間延長
	件数	割合							
市長	97	99%	54	21	22	22	0	97	2
教育委員会	1	1%	0	1	0	0	0	1	0
合計	98	100%	54	22	22	22	0	98	2

3 不開示理由の適用状況

不開示（部分開示を含む。）となった事案の理由別内訳は、次のとおりです。（開示請求のうち部分開示及び不開示となった44件の内訳）

表3 平成30年度 不開示理由別集計表

項 目	件数	割合
条例第15条第1号 法令秘情報／法令秘に関する情報	2	4.5%
条例第15条第2号 評価等情報／評価、診断、判定、選考等に関する情報	5	11.4%
条例第15条第3号 事務事業執行情報／事務事業に関する情報	0	0%
条例第15条第4号 公共安全保護情報／公共の安全等に関する情報	0	0%
条例第15条第5号 国等協力関係情報／国等との協力関係に関する情報	0	0%
条例第15条第6号 第三者情報／第三者に関する情報	15	34.1%
条例第15条第7号 未成年者等保護情報／未成年者等の保護に関する情報	0	0%
不存在（一部不存在含む）	22	50%
合計	44	100%

4 審査請求の状況

個人情報の開示請求に対する不開示等の決定について不服があるときは、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。

平成30年度においては、審査請求はありませんでした。

5 事務の届出状況

個人情報を取り扱う事務の実施機関別届出件数は、次のとおりです。

表4 平成30年度 個人情報取扱事務届出状況

実施機関		届出件数		
		開始	変更	廃止
市長	企画財政部	23	0	0
	総務部	42	0	0
	税務部	33	0	0
	地域振興部	41	0	0
	佐土原総合支所	5	0	0
	田野総合支所	1	0	0
	高岡総合支所	0	0	0
	清武総合支所	0	0	0
	環境部	48	0	0
	福祉部	160	0	0
	健康管理部	40	0	0
	農政部	34	0	0
	観光商工部	31	0	0
	建設部	30	0	0
	都市整備部	66	0	0
	会計課	2	0	0
	教育委員会	61	0	0
	選挙管理委員会	17	0	0
公平委員会	1	0	0	
監査委員	5	0	0	
農業委員会	9	0	0	
固定資産評価審査委員会	1	0	0	
上下水道事業管理者	58	0	0	
消防長	44	0	0	
議会	7	0	0	
公立大	16	0	0	
合計		775	0	0

V 資料

1 情報公開請求申出の内容と処理状況(平成30年度)

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
1	4/2	申出	建築計画概要書 確認済証交付年月日 昭和63年6月16日 交付番号 第551号		4/6	部分公開	第7条第2号	建築指導課
2	4/2	請求	宮崎公立大学植栽管理業務委託の金額入り設計書		4/10	部分公開	第7条第6号	企画総務課
3	4/2	請求	①平成30年度都市公園維持管理業務委託(1工区)、②平成30年度都市公園維持管理業務委託(2工区)、③平成30年度都市公園維持管理業務委託(3工区)、④平成30年度都市公園維持管理業務委託(4工区)の金額入り設計書		4/9	部分公開	第7条第6号	清武・農林建設課
4	4/2	請求	(仮称)清武地区公立公民館建設事業のうち建築主体工事の金額入り設計書		4/10	公開		地域コミュニティ課
5	4/2	請求	平成26年2月18日宮開指令35号5に関する事前指導経過書及び32条同意協議書		4/5	部分公開	第7条第2号	開発指導課
6	4/2	請求	大塚台1号線外39線街路樹維持管理業務委託(平成30年度)の金額入り設計書		4/12	公開		道路維持課
7	4/4	請求	鑑定評価書 宮崎市大字熊野新正蓮寺□□□に依る標準宅地		4/5	部分公開	第7条第2号	資産税課
8	4/4	申出	「宮崎市ひとり親家庭等学習支援ボランティア事業」の企画提案書、採点結果		4/23	部分公開	第7条第2号	子育て支援課
9	4/4	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業 (平成30年1月1日～平成30年3月31日の新規営業許可) (自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店などを除く) 【内容】・屋号 ・営業所在地 ・営業所電話番号(携帯番号を除く) ・申請者氏名 ・初許可年月日 ・細分業種		4/12	公開		保健衛生課
10	4/4	請求	平成29年度4月～3月 落札率 (統計)		4/12	公開		契約課
11	4/4	請求	①西春田地区学習等共用施設空調設備更新工事、②新城地区学習等共用施設空調設備更新工事、③田野公民館空調設備改修工事、④(仮称)清武地区公立公民館建設業のうち空調換気設備工事の金額入り設計書		4/16	公開		地域コミュニティ課
12	4/4	請求	(仮称)みやざき動物愛護センター新築工事のうち空調換気設備工事の金額入り設計書		4/16	公開		保健衛生課
13	4/4	請求	宮崎市立飛江田集会所空調設備改修工事の金額入り設計書		4/16	公開		工業政策課
14	4/4	請求	宮崎市環境業務課南部事務所空調設備更新工事の金額入り設計書		4/10	公開		環境業務課
15	4/4	請求	宮崎市立赤江小学校北校舎空調機更新工事のうち機械設備工事の金額入り設計書		4/12	公開		学校施設課
16	4/4	請求	蛸原2号雨水幹線整備工事(8工区)の金額入り設計書 (内訳書、明細書、単価表)		4/9	公開		土木課
17	4/3	請求	宮崎市内に於いて平成30年1月1日から平成30年3月31日までの間に食品衛生法に基づく飲食店営業・食肉販売業・食肉処理業について開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業の区分(業種、内容名称)、②営業所の屋号、③営業所の住所、④営業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)、⑤営業所の電話番号		4/17	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
18	4/3	請求	宮崎市内に於いて平成30年1月1日から平成30年3月31日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法について開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業の区分(業種、内容名称)、②営業所の屋号、③営業所の住所、④営業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名)、⑤営業所の電話番号		4/17	公開		保健衛生課
19	4/5	申出	平成30年3月1日～3月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表 ※屋号、営業所所在地、申請者氏名、業態、営業所電話番号(携帯番号は除く)、許可年月日、許可満了日についての資料一覧表(自動販売機、露店営業、自動車営業、臨時営業などを除く)		4/13	公開		保健衛生課
20	4/5	申出	平成30年3月1日～3月31日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表 ※施設名称、所在地、電話番号、確認年月日、開設者名(可能であれば)		4/18	公開		保健衛生課
21	4/6	申出	宮崎市内で平成30年3月1日～3月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 (移動、臨時、自動販売機等は除く) ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		4/13	公開		保健衛生課
22	4/9	請求	第169号合子谷尾脇線道路災害復旧工事の金額入り設計書		4/10	公開		田野・農林建設課
23	4/10	請求	下水道管路施設耐震化工事(29-18)の金額入り設計書		4/11	公開		下水道整備課
24	4/10	請求	学園通線外67線街路樹維持管理業務委託の労務単価特例措置により増額した分の金額入り設計書		4/24	公開		道路維持課
25	4/10	請求	平成30年度 市広報みやざき及び宮崎市ホームページ広告掲載における全応札企業と全応札金額のわかる文書		4/13	部分公開	第7条第6号	秘書課
26	4/9	申出	建築計画概要書 平成29年4月1日～直近のものまで		4/13	公開		建築指導課
27	4/10	請求	平成29年度開催の総務財政委員会で配布された委員会資料及び式次第		4/19	公開		議事調査課
28	4/12	申出	平成29年10月1日から平成30年3月31日までに飲食店営業の許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業所の屋号、②営業所の住所、③営業所の電話番号、④営業申込者の氏名(又は法人名及び代表者名)、⑤営業申請者の住所(法人のみ)、⑥申請者の電話番号(法人のみ)、⑦営業許可年月日 ※但し携帯電話番号、移動・短期営業、自動販売機等を除く		4/23	公開		保健衛生課
29	4/13	申出	平成30年3月1日から3月31日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報すべて)の、 ・屋号、営業所所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種 ・初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日 ・法人については本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名、についての資料一覧		4/23	公開		保健衛生課
30	4/13	請求	特別養護老人ホーム「●●●」が「平成25年(または平成25年度)にショートステイ利用時の利用者の受診について、介護保険課に文書で照会した」と言うので、その照会内容と回答内容が分かる文書		4/27	部分公開	第7条第2号	介護保険課
31	4/13	請求	宮崎市高岡町内山字西山□□□に係る「伐採及び伐採後の造林の届け出」(過去5年分)		4/19	不存在	不存在(一部不存在含む)	高岡・農林建設課
32	4/13	請求	宮崎市高岡町内山字西山□□□に係る「伐採及び伐採後の造林の届け出」(過去5年分)		4/19	部分公開	第7条第2号	高岡・農林建設課
33	4/16	請求	①山下隧道修繕工事、②上新城地区急傾斜地崩壊対策工事(1工区)の金額入り設計書(当初設計書)		4/23	公開		高岡・農林建設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
34	4/16	請求	合流地区管渠改築工事(29-1)の金額入り設計書(当初設計書)		4/24	公開		下水道整備課
35	4/17	請求	宮崎市指定管理者一覧 (施設名、所在地、指定管理者名、代表者名、施設の電話番号)		4/27	公開		資産経営課
36	4/17	請求	平成30年度宮崎市所管社会福祉法人名簿		4/19	不存在	不存在(一部 不存在含む)	福祉総務課
37	4/17	請求	平成30年4月1日現在で宮崎市庁舎管理課が契約している 清掃業務委託並びに空調機保守点検業務委託の業務名、 委託会社の名称、所在地、代表者名及び電話番号		4/25	公開		庁舎管理課
38	4/17	申出	宮崎市が参加差押登記をした際に、法務局に提出した書類一式 ①平成25年2月15日参加差押分 ②平成24年6月8日並びに平成26年9月17日参加差押分		4/24	不存在	不存在(一部 不存在含む)	納税管理課
39	4/17	申出	平成30年3月31日現在で営業の許可を受けている飲食店施設 のリスト(固定店舗を持たない臨時営業、自動販売機、移動 販売、露店を除く) ・営業施設名称、営業施設住所、営業施設電話番号、許可 年月日、営業者氏名(法人の場合は代表者名も)、業種(種 目)		5/1	公開		保健衛生課
40	4/18	申出	建築計画概要書 平成29年4月1日～直近のものまで		4/23	公開		建築指導課
41	4/18	申出	建築計画概要書 H30.3.27 No.449 ●●●		4/23	公開		建築指導課
42	4/23	請求	平成30年度工番(清工用)第2号水質検査業務委託の4月2 日見積合わせの調書		—	取り下げ		営業所工務課
43	4/23	請求	①平成30年度農業集落排水処理施設水質等分析測定業 務、②平成30年度大淀処理場水質分析等業務委託、③平 成30年度田野浄化センター水質分析等業務委託の4月13日 入札の開札調書		5/1	部分公開	第7条第6号	下水道施設課
44	4/23	請求	①たらのき台汚水処理場環境化学分析測定業務、②衛生 処理センター環境化学分析測定業務、③佐土原クリーン パーク環境化学分析測定業務、④田野町後山不燃物投棄 場環境化学分析測定業務、⑤佐土原町埋立処分場環境化 学測定業務、⑥菟の台汚水処理場環境化学分析測定業務 の4月19日入札の開札調書		4/25	部分公開	第7条第6号	廃棄物対策課
45	4/23	請求	・公共用水域水質測定業務の4月13日入札の開札調書 ・有害大気汚染物質モニタリング業務委託の4月18日入札 の開札調書		4/27	部分公開	第7条第6号	環境保全課
46	4/23	請求	・南部地区道路舗装維持修繕工事(単価契約4月～9月)設計 書(平成30年3月27日入札分) ・西部地区道路舗装維持修繕工事(単価契約4月～9月)設計 書(平成30年3月27日入札分)		5/2	公開		道路維持課
47	4/24	請求	平成30年4月24日現在許可を持っている施設で、 ①アイスクリーム製造業、②アイスクリーム製造業及び飲食 店営業、③菓子製造業及び飲食店営業を持っているところ の屋号、所在地。		5/8	公開		保健衛生課
48	4/25	請求	平成30年3月1日から平成30年3月31日までに新規確認をう けた宮崎市内の理美容所。 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名 または法人名、代表者名		5/9	公開		保健衛生課
49	4/26	請求	①宮崎処理場合流沈砂地No.5自動除塵機改築工事、②鶴 島中継ポンプ場No.1自動除塵機改築工事、③大塚中継ポン プ場No.1自動除塵機外改築工事、④宮崎処理場No.1卵形消 化槽機械設備改築工事の金額入り設計書		5/9	公開		下水道施設課
50	4/25	申出	建築計画概要書 「平成30年1月1日～平成30年3月31日」に確認されたもの		5/8	公開		建築指導課
51	4/26	請求	塩路江良ノ上線外45線路面清掃業務委託の金額入り設計 書		5/2	公開		道路維持課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
52	4/27	請求	平成30年度北部地区道路舗装維持補修工事(単価契約)の金額入り設計書(宮崎市高岡町北部一円)		5/11	公開		高岡・農林建設課
53	5/1	請求	宮崎市庁舎管理課(所管施設)が契約している業務名 ・業務委託会社の名称、所在地、代表者名、電話番号		5/9	公開		庁舎管理課
54	5/1	請求	宮崎市移住センター(●●●株式会社)に係る業者の委託に関する契約書及び届出書(全部)、管理運営に関する基本協定書		5/11	部分公開	第7条第3号	企画政策課
55	5/1	請求	宮崎市移住センター(宮崎市橘通西1丁目1番1号第2庁舎3階)●●●株式会社の法人設立変更等申告書及び現在事項全部証明書		5/2	部分公開	第7条第3号	市民税課
56	5/1	請求	南部地区道路維持工事(浚渫)(単価契約)の単価記載済み実施設計書(変更) 工期:平成30年4月1日～平成31年3月31日		5/11	公開		道路維持課
57	5/7	申出	平成30年4月1日～4月30日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品衛生許可台帳) ※屋号、営業所所在地、申請者氏名、業態、営業所電話番号(携帯番号は除く)、許可年月日、許可満了日についての資料一覧表(自動販売機、自動車営業、臨時的営業及び露店、短期又は季節的な営業を除く)		5/15	公開		保健衛生課
58	5/7	申出	平成30年3月1日～3月31日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表 ※施設名称、所在地、電話番号、確認年月日、開設者名(可能であれば)		5/17	公開		保健衛生課
59	5/7	申出	平成30年4月1日から4月30日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報すべて)の、 ・屋号、営業所所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種 ・初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日 ・法人については本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名、についての資料一覧		5/14	公開		保健衛生課
60	5/2	申出	建築計画概要書 平成30年4月1日～直近のものまで		5/10	公開		建築指導課
61	5/2	申出	建築計画概要書 宮崎市第15号 平成30年4月19日付 宮崎市第19号 平成30年4月24日付		5/10	公開		建築指導課
62	5/9	請求	平成30年4月1日から平成30年5月8日までに新規確認をうけた宮崎市内の理美容所。 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		5/17	公開		保健衛生課
63	5/9	申出	宮崎市内で平成30年4月1日～4月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 (移動、臨時、自動販売機等は除く) ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		5/14	公開		保健衛生課
64	5/10	請求	生目の杜運動公園陸上競技場改修工事(3工区舗装工)実施設計書			取り下げ		スポーツランド推進課
65	5/11	申出	平成30年2月1日～平成30年4月30日迄に付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条に基づく住居表示実施地区の新築届、符番通知書など新設物件の受付日、地名町名、住居番号地番の明記されている資料、及び該当の住居表示台帳		5/29	部分公開	第7条第2号	区画整理課
66	5/10	申出	建築計画概要書 平成30年4月1日～直近のものまで		5/15	公開		建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
67	5/10	請求	宮崎市内において平成29年1月1日から平成30年5月10日まで に廃業した飲食店営業、菓子製造業、アイスクリーム類製 造業のうち以下項目 ・屋号、営業所所在地、申請者氏名または法人名・代表者 名、初回許可開始年月日、業種及び種目、廃業年月日、申 請者電話番号 ※但し、個人申請者住所、電話番号、携帯電話番号、自動 車・仮設移動・実演販売・自動販売機・短期・臨時での営業 を除く。		5/16	公開		保健衛生課
68	5/14	申出	平成30年4月1日から4月30日の間で理容・美容業の新規許 可を受けている全施設(廃業しているものを除く)の、1施設名 称、2施設所在地、3施設電話番号、4開設者名、5代表者氏 名(法人のみ)、6開設者住所(法人のみ)、7開設者電話番号 (法人のみ)、8確認年月日、9確認番号		5/17	公開		保健衛生課
69	5/14	申出	平成28年度(平成29年度報告分)のポリ塩化ビフェニル廃棄 物の保管及び処分状況等届出書の事業場別集計データ		5/28	公開		廃棄物対策課
70	5/14	申出	①飯田土地区画整理(負)配水管布設工事(その1)、②松小 路土地区画整理(負)配水管布設工事(その1)、③東部第二 土地区画整理(補)配水管布設工事(その1)、④南原通線配 水管布設工事(その2)の金額入り設計書(図面は除く)		5/28	公開		水道整備課
71	5/14	申出	平成30年5月現在、宮崎市内の飲食店営業許可を有する施 設一覧(但し、自動販売機、露店、自動車販売等は除く) 1屋号・商号、2営業所所在地、3営業者氏名(申請者)、4許 可年月日(更新後)		5/22	公開		保健衛生課
72	5/14	請求	資源物持ち去り防止パトロール業務日誌		5/21	部分公開	第7条第2号	環境業務課
73	5/15	請求	五十鈴川外6箇所河川草刈等業務委託(北部)の金額入り設 計書		5/25	部分公開	第7条第6号	土木課
74	5/15	申出	佐土原町雨水系統保管図(H12.4.1)		5/22	公開		佐土原・農林建設課
75	5/15	請求	伐採及び伐採後の造林の届出書(H26～現在) 宮崎高岡町内山字平田□□□		5/22	不存在	不存在(一部 不存在含む)	高岡・農林建設課
76	5/14	申出	建築計画概要書 平成29年10月1日～平成30年3月31日に確認されたもの		5/18	公開		建築指導課
77	5/17	請求	加江田クリーンセンター非常用エンジンポンプ取替工事(下 水道施設課)の金額入り設計書		5/25	公開		下水道施設課
78	5/17	請求	①清武町第3水源ポンプ更新工事(営業所工務課)、②清 武町第2水源外電動仕切弁等更新工事(同)、③田野町木 場段水源取水ポンプ更新工事(同)の金額入り設計書		5/25	公開		営業所工務課
79	5/16	請求	平成27年度宮崎市移住センター業務委託者の選定に係る 資料		6/5	部分公開	第7条第3号	企画政策課
80	5/18	請求	生目的野線外21線草刈業務委託の金額入り設計書		5/24	公開		道路維持課
81	5/18	申出	平成30年3月1日～4月30日で新規開設の届け出のあった食 品衛生営業許可台帳の営業許可一覧の営業所名称、営業 所所在地、営業所電話番号、許可年月日、許可業種(種 目)、申請者名。但し、自動販売機、移動店舗、臨時営業及 び露店、バー、クラブ、廃業施設を除く。		5/24	公開		保健衛生課
82	5/18	申出	平成30年3月1日～4月30日で新規開設届け出のあった理容 所一覧と美容所一覧の、施設名称、施設所在地、施設電話 番号、開設者氏名、確認済み年月日。但し、廃業施設を除 く。		5/24	公開		保健衛生課
83	5/18	申出	平成30年3月1日～4月30日で新規開設届け出のあった施術 所一覧(柔整の法律に基づく届け出とあはき法に基づく届け 出に伴った施術所及び、出張業務のみの届け出を含む一 覧)の施設名称、所在地、電話番号、開設者、開設日、業種 の分かるもの。但し、廃業施設を除く。		5/29	公開		保健医療課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
84	5/21	申出	平成30年1月1日～4月30日までに付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の付定日(受付日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料(氏名部分不要)		5/29	部分公開	第7条第2号	区画整理課
85	5/23	申出	平成30年4月1日～4月30日の期間に営業の許可を受けた飲食店施設のリスト(新規、更新分)(固定店舗を持たない臨時営業、自動販売機、移動販売、露店を除く) ・営業施設名称、営業施設住所、営業施設電話番号、許可年月日、営業者氏名(法人の場合は代表者名も)、業種(種目)		5/28	公開		保健衛生課
86	5/24	請求	下北方松橋線外30線草刈業務委託の金額入り設計書(当初分) 平成30年5月15日開札分		6/5	公開		道路維持課
87	5/24	請求	●●●議員、▲▲▲議員の平成26年度～平成28年度における政務活動費の支出に関する資料全て		6/5	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	議会事務局総務課
88	5/25	請求	平成29年度工番(更)第27号 源藤古城線外1線配水管布設替工事の金額入り設計書		6/1	公開		水道整備課
89	5/25	請求	宮崎市中央卸売市場給排水消火設備改修工事(その1)の金額入り設計書		6/7	公開		市場課
90	5/25	請求	(仮)権現町マンションの説明会等の経過報告書、誓約書		6/5	部分公開	第7条第2号	建築指導課
91	5/28	請求	平成30年度学園通線外67線街路樹維持管理業務委託の金額入り設計書		6/7	公開		道路維持課
92	5/28	請求	平成30年度橘公園花壇(ホテル前)草花植栽管理業務委託		6/1	部分公開	第7条第6号	景観課
93	5/28	請求	①平成30年度橘公園芝生管理業務委託、②大淀側市民緑地芝生管理業務委託、③都市公園等管理業務委託(平原公園外)の金額入り設計書		5/31	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
94	5/28	請求	道の駅フェニックス2階立上り部分防水改修工事の工事内訳書一式(図面は除く)		6/4	公開		観光戦略課
95	5/28	請求	①宮崎市立宮崎小学校北校舎屋上防水改修工事、②宮崎市立住吉南小学校西校舎屋上防水改修工事の工事内訳書一式(図面は除く)		6/11	公開		学校施設課
96	5/28	請求	佐土原西体育館防水改修工事の工事内訳書一式(図面は除く)		6/5	公開		スポーツランド推進課
97	5/28	請求	旭町・広瀬台地区学習等供用施設屋根防水改修工事の工事内訳書一式(図面は除く)		6/11	公開		地域コミュニティ課
98	5/29	請求	平成26年度から平成28年度に届出された、合同会社●●●所有地の伐採届(関係書類別紙)に関する総ての情報開示。		6/11	部分公開	第7条第2号	高岡・農林建設課
99	5/29	申出	宮崎市内において平成29年3月8日～平成30年5月20日までに新規に飲食店営業許可を取得した施設一覧。施設名称、施設所在地、施設電話番号、申請者氏名、申請者住所、申請者電話番号、種目。※仮設移動、臨時、自動販売機での営業、既に廃業した施設および個人情報を除く。		6/12	公開		保健衛生課
100	5/30	請求	加納汚水準幹線(29-3工区)下水道管布設工事の金額入り変更設計書		6/8	公開		下水道整備課
101	5/31	申出	宮崎市が管轄する有料老人ホーム全施設の重要事項説明書。現存する最新のもの、サービス付き高齢者向け住宅は除く、別添資料は除く。		7/3	公開		介護保険課
102	5/31	請求	●●●議員、▲▲▲議員の平成29年度における政務活動費の支出に関する資料全て		6/5	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	議会事務局総務課
103	6/1	請求	フローランテ宮崎(指定管理)の花苗の各事業毎の購入金額、本数、種類等		6/7	不存在	不存在(一部 不存在含む)	公園緑地課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
104	6/1	申出	平成30年第1回定例会で議案上程された市道 ①「認定/廃止」「区域決定」「供用開始」の告示文書、②位置図と平面図(縮尺1/500~1/2500程度の道路形状が分かるもの)※位置図だけでも可		6/8	公開		道路維持課
105	6/1	請求	平成26年3月17日に届出された、株式会社●●●が届出人・伐採業者の伐採届に関する総ての情報		6/11	不存在	不存在(一部 不存在含む)	高岡・農林建設課
106	6/4	請求	導水管耐震化事業実施設計業務委託の金額入り設計書		6/18	公開		水道整備課
107	6/4	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業 (平成30年4月1日～平成30年5月31日の新規営業許可) (自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店などを除く) 【内容】・屋号・営業所在地・営業所電話番号(携帯番号を除く)・申請者氏名・初許可年月日・細分業種		6/13	公開		保健衛生課
108	6/4	申出	平成30年5月1日から5月31日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報すべて)の、 ・屋号、営業所所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種 ・初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日 ・法人については本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名、についての資料一覧		6/13	公開		保健衛生課
109	6/4	申出	平成30年5月1日～5月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品衛生許可台帳) ※屋号、営業所所在地、申請者氏名、業態、営業所電話番号(携帯番号は除く)、許可年月日、許可満了日についての資料一覧表(自動販売機、自動車営業、臨時的営業及び露店、短期又は季節的な営業を除く)		6/13	公開		保健衛生課
110	6/4	申出	平成30年5月1日～5月31日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表 ※施設名称、所在地、電話番号、確認年月日、開設者名(可能であれば)		6/13	公開		保健衛生課
111	6/5	請求	国際海浜エントランスプラザ多目的広場高度管理業務委託の平成29年度、平成30年度分の金額入り設計書		6/11	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
112	6/5	請求	佐土原町一般廃棄物埋立処理場再構築工事(5工区)の金額入り設計書		6/11	公開		廃棄物対策課
113	6/5	申出	宮崎市内で平成30年5月1日～5月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 (移動、臨時、自動販売機等は除く) ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		6/13	公開		保健衛生課
114	6/5	請求	昭和通線(小戸之橋)新橋設置工事(上部工1工区)の実施設計書もしくは金入り設計書		6/6	公開		市街地整備課
115	6/5	請求	昭和通線(小戸之橋)新橋設置工事(下部工2工区)の実施設計書もしくは金入り設計書		6/6	公開		市街地整備課
116	6/5	請求	昭和通線(小戸之橋)新橋設置工事(下部工3工区)の実施設計書もしくは金入り設計書		6/6	公開		市街地整備課
117	6/5	請求	昭和通線(小戸之橋)新橋設置工事(下部工4工区)の実施設計書もしくは金入り設計書		6/6	公開		市街地整備課
118	6/5	請求	昭和通線(小戸之橋)新橋設置工事(下部工5工区)の実施設計書もしくは金入り設計書		6/6	公開		市街地整備課
119	6/6	申出	宮崎市内で下記の期間に新規届出・廃止届出のあった歯科技工所の名簿一覧		6/14	公開		保健医療課
120	6/6	請求	月見ヶ丘南2号線配水管布設替工事(但し舗装工)の金額入り設計書		6/12	公開		水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
121	6/7	申出	平成30年5月1日から5月31日の間で理容・美容業の新規許可を受けている全施設(廃業しているものを除く)の、1施設名称、2施設所在地、3施設電話番号、4開設者名、5代表者氏名(法人のみ)、6開設者住所(法人のみ)、7開設者電話番号(法人のみ)、8確認年月日、9確認番号		6/13	公開		保健衛生課
122	6/7	請求	宮崎市高岡学校給食センター公共下水道接続工事の単価入り設計書		6/19	公開		保健給食課
123	6/7	申出	第1種動物取扱業一覧		6/20	公開		保健衛生課
124	6/7	申出	宮崎市内の特殊地下壕の周辺状況図		6/11	公開		都市計画課
125	6/7	申出	固定資産税に関する事務取扱要領等(土地に係る評価方法に関する資料)		6/11	公開		資産税課
126	6/8	請求	平成30年度大淀川以南雨水幹等年間維持業務委託の金額入り設計書		6/11	部分公開	第7条第6号	土木課
127	6/8	請求	平成30年度都市公園等管理業務委託(天神山公園外)の金額入り設計書		6/12	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
128	6/6	請求	平成30年度工番(配管委)第6号 配水管路用地草刈業務委託の金額入り設計書		6/20	部分公開	第7条第6号	配水管理課
129	6/8	請求	宮崎市中心卸売市場給排水消火設備改修工事(その1)の金額入り設計書		6/14	公開		市場課
130	6/8	請求	宮崎処理区(30-2工区)下水道管布設工事の金入り設計書		6/21	公開		下水道整備課
131	6/8	請求	平成30年度工番(更)第1号 坂本平廻線配水管布設替工事の金額入り設計書		6/22	公開		水道整備課
132	6/11	申出	平成29年中の登記異動修正済の、地番図shapeデータ。①地番の他、字界・字名・家屋外形の情報も付加可能であれば付加希望。②最新版に更新される毎年の時期について、測地成果(JGD2000、JGD2011等)についても回答希望。③地番や字名等について、コード表記等による読み替え等を行っている場合は、それを読み替えるための資料も希望。		7/18	公開		資産税課
133	6/11	請求	飯田土地区画整理事業高岡支所前交差点改良に伴う信号機移設工事に関わる金額入り設計書		6/15	公開		区画整理課
134	6/11	請求	佐土原町一般廃棄物埋立処理場再構築工事(7工区)の金額入り設計書		6/20	公開		廃棄物対策課
135	6/11	請求	宮崎市立広瀬西小学校屋内運動場アリーナ照明器具落下防止対策工事の金額入り設計書		6/21	公開		学校施設課
136	6/11	請求	宮崎市立宮崎西小学校屋内運動場アリーナ照明器具落下防止対策工事の金額入り設計書		6/21	公開		学校施設課
137	6/11	請求	佐土原浄化センター中央監視室空調機改築工事の金額入り設計書		6/20	公開		下水道施設課
138	6/11	請求	宮崎市内で平成30年5月9日から6月11日までに新規確認を受けた理美容所の住所、電話番号、屋号、開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		6/15	公開		保健衛生課
139	6/12	請求	平成29年度601-1304銀代①外2地区(道路)災害復旧工事の金入り設計書		6/25	部分公開	第7条第3号	清武・農林建設課
140	6/6	申出	建築計画概要書 平成30年4月1日～直近のものまで		6/14	公開		建築指導課
141	6/6	申出	建築計画概要書 宮崎市 第30号 H30.5.7		6/14	公開		建築指導課
142	6/12	請求	宮崎市大字内海字鉢屋平□□□の有限会社●●●に係る家屋評価調書の写し			取り下げ		資産税課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
143	6/12	申出	①国道269号線配水管布設替工事(その3)、②坂本平廻線配水管布設替工事、③沓掛尾平線配水管布設替工事(その1)、④宮崎駅東通線配水管布設替工事、⑤松小路土地区画整理(補)配水管布設替工事の金入り設計書(図面除く)		6/29	公開		水道整備課
144	6/12	申出	①市道ニュータウン飛鳥8号線配水管布設替工事、②市道桜橋学ノ木線配水管布設替工事、③県道宮崎高鍋線配水管布設替工事の金入り設計書(図面除く)		6/29	公開		営業所工務課
145	6/13	請求	3月、4月、5月度の建物解体情報		6/20	部分公開	第7条第2号	建築指導課
146	6/13	請求	平成30年1月28日執行 宮崎市議会議員補欠選挙 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨		6/19	公開		選挙管理委員会事務局
147	6/14	請求	平成30年度水質検査業務委託(農薬類)の入札開札調書		6/26	部分公開	第7条第6号	浄水課
148	6/14	請求	宮崎市本庁舎外壁改修工事(二期工事)の金入り設計書		6/15	公開		庁舎管理課
149	6/18	請求	赤江町古墳・大淀古墳管理業務委託(平成30年度)の金入り設計書		6/25	部分公開	第7条第6号	文化財課
150	6/19	請求	平成30年度工番(更)第17号 宮崎駅東通線配水管布設替工事の金入り設計書		7/3	公開		水道整備課
151	6/19	請求	①宮崎市営住宅飛江田団地154棟外1棟既存塗膜成分分析調査業務委託、②宮崎市営住宅飛江田団地170棟外1棟既存塗膜成分分析調査業務委託、③宮崎市営住宅老松団地268棟既存塗膜成分分析調査業務委託の開札調書		6/25	公開		建築住宅課
152	6/19	請求	水質検査業務委託(農薬類)の開札調書		6/27	部分公開	第7条第6号	浄水課
153	6/19	請求	①農業集落排水処理施設クリプトスポリジウム測定業務委託、②事業場排水水質分析測定業務委託の開札調書		6/27	部分公開	第7条第6号	下水道施設課
154	6/19	請求	幹線管路耐震化事業古城工区配水管布設替工事(その3)の金入り設計書		7/3	公開		水道整備課
155	6/19	請求	福島保育所休憩室新築工事の金入り設計書		6/26	公開		保育幼稚園課
156	6/18	請求	宮崎市内に於いてクリーニング業法に基づく開設届出のあったもののうち、次の事項。①クリーニング所(洗濯物の受取及び引渡のみを行うものを除く)の屋号、②住所・電話番号、③営業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者)、④営業所の電話番号		6/27	公開		保健衛生課
157	6/19	申出	建築計画概要書 平成30年1月1日～平成30年6月30日に確認されたもの		6/25	公開		建築指導課
158	6/20	請求	学園通線外67線街路樹維持管理業務委託の金入り設計書(当初分)		7/4	公開		道路維持課
159	6/19	申出	建築計画概要書 平成30年4月1日～直近のものまで		6/25	公開		建築指導課
160	6/21	請求	平成30年度国際海浜エントランスプラザ多目的広場高度管理業務委託の業務仕様書		7/4	公開		公園緑地課
161	6/21	請求	①大淀川市民緑地外3公園(指定管理者運営)に該当する緑地外3公園の設置目的、及び該当する緑地・公園設置について市民アンケートやワークショップが行われている場合はその結果。(大淀川市民緑地(田吉地区、下小松地区、大塚地区)、出水口公園、山内川緑地) ②宮崎中央公園内の日本庭園の図面及び設置目的		7/4	公開		公園緑地課
162	6/21	請求	宮崎市緑の基本計画第2章第3節緑に関する市民の意識アンケート結果のすべて		6/28	公開		景観課
163	6/21	申出	管轄内の食品営業許可台帳のうち、請求日現在、営業の許可を受けている施設に関する以下の情報。※臨時販売、移動販売、自動販売機、露店、催事、許可ある集団給食及び廃業を除く。1屋号、2営業所所在地、3営業所所在地(建物名以降)、4営業所電話番号、5営業の種類(一般食堂、そば屋、旅館などの細かい分類)		7/6	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
164	6/25	申出	宮崎市内における飲食店営業許可台帳(固定店舗のみ)但し、平成30年6月21日現在		7/4	公開		保健衛生課
165	6/22	請求	生目の杜運動公園陸上競技場改修工事(3工区舗装工)の実施設計書		7/3	公開		スポーツランド推進課
166	6/22	請求	佐土原町一般廃棄物埋立処理場再構築工事(5工区)の実施設計書		6/28	公開		廃棄物対策課
167	6/27	請求	吉村通線(曾師工区)の工事平面図		7/10	公開		道路維持課
168	6/29	請求	①後田川緑道管理業務委託、②生目古墳郡史跡公園管理業務委託の金額入り設計書		7/9	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
169	6/29	請求	清武通線外3線草花植栽管理業務委託の金額入り設計書		7/4	部分公開	第7条第6号	景観課
170	6/29	申出	幹線管路耐震化事業古城工区配水管布設替工事(その3)、幹線管路耐震化事業清武工区配水管布設替工事(その2)、幹線管路耐震化事業下北方工区配水管布設替工事(その4)、幹線管路耐震化事業清武工区配水管布設替工事(その1)の金額入り設計書		7/12	公開		水道整備課
171	6/29	請求	大宮2号雨水幹線外5維持工事の金額入り設計書		7/11	公開		土木課
172	7/2	申出	平成30年6月1日～6月30日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品衛生許可台帳) ※屋号、営業所所在地、申請者氏名、業態、営業所電話番号(携帯番号は除く)、許可年月日、許可満了日についての資料一覧表(自動販売機、自動車営業、臨時的営業及び露店、短期又は季節的な営業を除く)		7/9	公開		保健衛生課
173	7/2	申出	平成30年6月1日～6月30日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表 ※施設名称、所在地、電話番号、確認年月日、開設者名(可能であれば)		7/12	公開		保健衛生課
174	7/2	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業 (平成30年6月1日～平成30年6月30日の新規営業許可) (自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店などを除く) 【内容】・屋号・営業所在地・営業所電話番号(携帯番号を除く)・申請者氏名・初許可年月日・細分業種		7/9	公開		保健衛生課
175	7/3	請求	南部地区道路舗装維持修繕工事(平成29年度単価契約10月～3月)の金額入り設計書		7/17	公開		道路維持課
176	7/3	請求	南部地区道路舗装維持修繕工事(平成30年度単価契約4月～9月)の金額入り設計書		7/17	公開		道路維持課
177	7/3	請求	平成30年度小松台南27号線外19線草刈業務委託、平成30年度大島通線外29線街路樹維持管理業務委託の金額入り設計書		7/17	公開		道路維持課
178	7/3	請求	北部地区都市公園等維持修繕工事(単価契約)の金額入り設計書		7/13	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
179	7/3	請求	平成30年度小松台南27号線外19線草刈業務委託、平成30年度大島通線外29線街路樹維持管理業務委託の金額入り設計書		7/6	部分公開	第7条第6号	景観課
180	7/4	請求	①薬局の開設許可施設(薬局名称、薬局所在地、薬局電話番号、開設者氏名、許可番号、有効期間、販売・授受する医薬品の区分)②薬局製剤製造販売業の許可施設(薬局名称、薬局所在地、薬局電話番号、開設者氏名、許可番号、有効期間)③医薬品店舗販売業及び特例販売業の許可施設(店舗名称、店舗所在地、店舗電話番号、開設者氏名、許可番号、有効期間)④毒物劇物一般販売業の登録施設(販売業者名、店舗名称、店舗所在地、店舗電話番号、登録番号、有効期間)⑤高度管理医療機器販売業・貸与業の許可施設(販売業者名、店舗名称、店舗所在地、店舗電話番号、許可番号、有効期間)の平成30年度最新情報		7/13	公開		保健医療課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
181	7/4	申出	宮崎市管轄の下記一覧(最新のもの、年月日記入)①薬局②特例販売業③店舗販売業の許可業種、店舗名称、店舗所在地、店舗電話番号、開設者名、休止情報※③店舗販売業については、第1類医薬品の取扱いの有無、管理者資格、薬剤師の有無		7/11	公開		保健医療課
182	7/5	請求	清武汚水準幹線(30-1工区)下水道管布設工事の金額入り設計書		7/18	公開		下水道整備課
183	7/5	請求	10年程前に小戸神社近く(●●●)にかかわる施設の退所にかかわる書類		7/18	公開		子育て支援課
184	7/6	申出	宮崎市内で平成30年6月1日～6月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設(移動、臨時、自動販売機等は除く) ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		7/9	公開		保健衛生課
185	7/6	請求	清武汚水準幹線(30-2工区)下水道管布設工事の金額入り設計書		7/18	公開		下水道整備課
186	7/6	請求	宮崎市中心通2丁目□□□の●●●の営業者氏名		7/10	公開		保健衛生課
187	7/6	請求	平成30年7月6日時点での飲食店営業許可を受けている事業所①郵便番号、②住所、③店舗名、④代表者名(フリガナ含む)、飲食店の形態(バー、居酒屋など)		7/11	公開		保健衛生課
188	7/9	請求	木原汚水準幹線(30-4工区)下水道管布設工事の金額入り実施設計所(当初)		7/18	公開		下水道整備課
189	7/9	申出	平成30年6月1日から6月30日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報すべて)の、 ・屋号、営業所所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種 ・初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日 ・法人については本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名、についての資料一覧		7/19	公開		保健衛生課
190	7/9	申出	平成30年6月1日から6月30日の間に理容・美容業の新規許可を受けた全施設(廃業しているものを除く)の、1施設名称、2施設所在地、3施設電話番号、4開設者名、5代表者氏名(法人のみ)、6開設者住所(法人のみ)、7開設者電話番号(法人のみ)、8確認年月日、9確認番号		7/12	公開		保健衛生課
191	7/9	請求	宮崎市立瓜生野小学校屋内運動場大規模改造工事のうち電気設備工事の金額入り設計書		7/18	公開		学校施設課
192	7/9	請求	旅館業法の営業許可のホテル・旅館に関する次の事項について1営業施設の名称、2営業施設の所在地、3営業施設の郵便番号、4営業施設の電話番号、5営業許可主体の名称(会社名)、6営業許可主体の代表者名、7営業許可主体の住所(会社住所)、8営業許可主体の郵便番号(会社住所)、9営業許可主体の電話番号(会社電話番号)、10営業許可の日付、11客室数、12ホテル旅館・簡易宿所・下宿の区別		7/18	公開		保健衛生課
193	7/9	請求	宮崎市中心卸売市場給排水消火設備改修工事(その1)の金額入り設計書		7/17	公開		市場課
194	7/9	請求	村角中継ポンプ場No.1主ポンプ吐出弁外改築工事の金額入り設計書		7/18	公開		下水道施設課
195	7/9	請求	福島中継ポンプ場No.1主ポンプ吐出弁改築工事の金額入り設計書		7/18	公開		下水道施設課
196	7/10	請求	幹線管路耐震化事業古城工区配水管布設替工事(但し県道推進工)の金額入り設計書		7/23	公開		水道整備課
197	7/10	申出	建築計画概要書 第H30SHC-H451020号 平成30年5月24日付 第TBTC18000152号 平成30年5月9日付		7/13	公開		建築指導課
198	7/10	申出	建築計画概要書 平成30年4月1日～直近のものまで		7/13	公開		建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
199	7/11	請求	宮崎市内に於いて平成30年4月1日から平成30年6月30日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法について開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業の区分(業種、内容名称)、②営業所の屋号、③営業所の住所及び郵便番号、④営業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)、⑤営業所の電話番号		7/24	公開		保健衛生課
200	7/11	請求	宮崎市内に於いて平成30年4月1日から平成30年6月30日までの間に食品衛生法に基づく飲食店営業・食肉販売業・食肉処理業について開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業の区分(業種、内容名称)、②営業所の屋号、③営業所の住所及び電話番号、④営業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)、⑤営業所の電話番号		7/24	公開		保健衛生課
201	7/11	請求	宮崎市錦町156番地3に係る宮崎駅西バスターミナル(宮崎市長)使用許可証及び契約書及び敷地図面		7/23	公開		都市計画課
202	7/11	請求	①市議会(平面図)、②商業労政課(平面図)、③移住センター(平面図、設置に係る契約書、建具、コンピューター)		7/23	公開		庁舎管理課
203	7/11	請求	宮崎市議会議会運営委員会(平成22年度及び23年度)資料及び会議録		7/17	公開		議事調査課
204	7/11	請求	平成28年度PCB廃棄物の保管状況届出リスト		7/23	公開		廃棄物対策課
205	7/12	申出	平成30年4月1日から平成30年6月30日までに飲食店営業の許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業所の屋号、②営業所の住所、③営業所の電話番号、④営業申込者の氏名(又は法人名及び代表者名)、⑤営業申請者の住所(法人のみ)、⑥申請者の電話番号(法人のみ)、⑦営業許可年月日 ※但し携帯電話番号、移動・短期営業、自動販売機等を除く		7/24	公開		保健衛生課
206	7/12	請求	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設一覧 ①工場又は事業所の名称、②所在地、③施設の種類、④燃料の種類		7/26	公開		環境保全課
207	7/12	請求	宮崎市内に於いて平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法について開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業の区分(業種、内容名称)、②営業所の屋号、③営業所の住所及び郵便番号、④営業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)、⑤営業所の電話番号		7/24	公開		保健衛生課
208	7/12	請求	宮崎市内に於いて平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に食品衛生法に基づく飲食店営業・食肉販売業・食肉処理業について開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業の区分(業種、内容名称)、②営業所の屋号、③営業所の住所及び電話番号、④営業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)、⑤営業所の電話番号		7/24	公開		保健衛生課
209	7/13	申出	食品衛生法に基づく飲食店営業(固定店舗のみ)の許可台帳一覧表。但し、平成30年7月1日までに営業許可を取得している店舗全て。屋号名、営業所電話番号、営業所住所、申請者住所、業種、申請者氏名		7/24	公開		保健衛生課
210	7/13	請求	月間189時間残業した職員の勤務について。①出勤日及び残業日の残業時間、②当時の課長及び課長補佐の残業時間、③他に残業時間2位及び3位の職員の所属課及び残業時間。		7/27	部分公開	第7条第2号	人事課
211	7/13	請求	開発許可番号平成25年9月25日宮開指令第35号4にかかる ①造成計画平面図(変更後)、②造成計画縦断図(変更後)、③地下配水管平面図(変更後)、④開発前写真、⑤完成写真、⑥現況平面図		7/17	公開		開発指導課
212	7/13	請求	フェニックス自然動物園象舎外改修工事の金額入り設計書		7/19	公開		公園緑地課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
213	7/13	請求	高岡福祉保健センター軒裏木部補修工事の金額入り設計書		7/20	公開		医療介護連携課
214	7/13	請求	宮崎市障がい者体育センターバスケットゴール取替工事の金額入り設計書		7/25	公開		障がい福祉課
215	7/13	請求	谷川水防倉庫改修工事の金額入り設計書		7/23	公開		警防課
216	7/13	請求	高岡老人福祉館「百寿荘」機能移転先改修工事の金額入り設計書		7/23	公開		長寿支援課
217	7/13	請求	宮崎市中心卸売市場給排水消火設備改修工事のうち基礎工事の金額入り設計書		7/23	公開		市場課
218	7/13	請求	①宮崎市立西池小学校校舎増築工事のうち建築主体工事、②宮崎市立大塚中学校渡り廊下改修工事、③宮崎市立広瀬小学校中校舎東棟便所改修工事のうち建築主体工事、④宮崎市立檜中学校北校舎便所改修工事のうち建築主体工事、⑤宮崎市立小戸小学校北校舎東便所改修工事のうち建築主体工事、⑥宮崎市立宮崎東中学校北校舎西便所改修工事のうち建築主体工事、⑦宮崎市立瓜生野小学校屋内運動場大規模改修工事のうち建築主体工事、⑧宮崎市立宮崎小学校多目的ホール普通教室設置工事の金額入り設計書		7/23	公開		学校施設課
219	7/13	請求	宮崎市立生目小学校児童クラブ倉庫設置工事の金額入り設計書		7/24	公開		生涯学習課
220	7/13	請求	①平成29年度防災広場整備予定地休憩所設置工事、②宮崎市消防団佐土原分団第10部消防団車庫新築工事の金額入り設計書		7/23	公開		消防局総務課
221	7/13	請求	福島保育所休憩室新築工事の金額入り設計書		7/25	公開		保育幼稚園課
222	7/13	請求	宮崎地区更正保護サポートセンター設置工事の金額入り設計書		7/25	公開		福祉総務課
223	7/13	請求	青島白浜海水浴場施設整備工事の金額入り設計書		7/19	公開		観光戦略課
224	7/17	申出	川口浄水場外流量計更新工事の金額入り設計書(図面は除く)		7/30	公開		営業所工務課
225	7/17	申出	①東部第二土地区画整理(補)配水管布設工事(その2)、②国道269号線配水管布設替工事(その5)、③山崎台団地線配水管布設替工事、④日ノ出高洲線外1線配水管布設替工事、⑤沓掛尾平線配水管布設替工事(その2)、⑥本町通線配水管布設替工事、⑦吉村通線(波島工区)配水管布設工事、⑧国道269号線配水管布設替工事(その2)、⑨広瀬小学校通線配水管布設替工事、⑩板ヶ八重西1号線配水管布設替工事の金額入り設計書(図面は除く。)		7/30	公開		水道整備課
226	7/17	申出	宮崎処理場最終沈殿池No.1返送汚泥ポンプ外改築工事の金額入り設計書(図面は除く。)		7/27	公開		下水道施設課
227	7/17	請求	平成28年度、平成29年度に損害保険会社と契約した損害保険契約に関わる保険証券の写し、又は保険契約内容のわかる書類。※自賠責保険は除く	7/31	8/30	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	総務法制課
228	7/18	請求	①津和田柳籠線道路測量設計業務委託(その2)、②津和田柳籠線道路測量設計業務委託(その1)、③島之内工科学校線外2線道路測量設計業務委託の金額入り設計書		7/19	公開		土木課
229	7/19	請求	①大淀川市民緑地芝生管理業務委託(親水公園)、②橘公園芝生管理業務委託、③橘公園管理業務委託、④都市公園等管理業務委託(平原公園外)、⑤都市公園等管理業務委託(生目台公園外)、⑥蓮ヶ池史跡公園管理業務委託、⑦国際海浜エントランスプラザ多目的広場高度管理業務委託の金額入り設計書		7/26	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
230	7/19	請求	①学園通線外67線街路樹維持管理業務委託、②南宮崎駅東通線外27線街路樹維持管理業務委託、③大島通線外29線街路樹維持管理業務委託の金額入り設計書		7/23	公開		道路維持課
231	7/19	請求	①大塚下川原線外11線草刈業務委託、②下江上畑線外22線草刈業務委託、③生目台東4丁目5号線外32線草刈業務委託の金額入り設計書		7/23	公開		道路維持課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
232	7/19	請求	①準用河川前溝川草刈業務委託、②準用河川産母川草刈業務委託、③五十鈴川外6箇所河川草刈等業務委託(北部)、④大淀川以北雨水幹線等年間維持業務委託、⑤大谷雨水ポンプ場外4造園管理業務委託の金額入り設計書		7/24	部分公開	第7条第6号	土木課
233	7/19	請求	①橘公園花壇(ホテル前)草花植栽管理業務委託、②清武通線外3線草花植栽管理業務委託、③国道220号外3箇所植栽管理業務委託、④曾山寺花壇草花植栽管理業務委託の金額入り設計書		7/26	部分公開	第7条第6号	景観課
234	7/19	請求	清武水道施設草刈業務委託の金額入り設計書		8/1	部分公開	第7条第6号	営業所工務課(清武)
235	7/19	請求	①二次配水施設除草清掃、②植栽管理業務委託の金額入り設計書		8/1	部分公開	第7条第6号	配水管理課
236	7/20	申出	市民文化ホールの指定管理者であるMSGグループが市に提出した下記の文書。①平成26～30年度の年度事業計画書(収支予算を含む)、②平成26～29年度の年度事業報告書(収支決算含む)		8/24	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	文化・市民活動課
237	7/20	請求	2018年7月に宮崎市議から議会事務局が市教委を通して実施された混合名簿に関するアンケートの書類一式(アンケートの質問表と各学校の回答紙)		7/27	公開		議事調査課
238	7/23	申出	①幹線管路耐震化事業下北方工区配水管布設替工事(その5)、②管路耐震化事業下北方工区配水管布設替工事(その6)、③管路耐震化事業下北方工区配水管布設替工事(その7)、④管路耐震化事業祇園工区配水管布設替工事(その8)の金額入り設計書(図面を除く)		8/7	公開		水道整備課
239	7/23	申出	①大淀処理場主流入ゲート改築工事、②宮崎処理場合流沈砂池沈砂洗浄機改築工事の金額入り設計書(図面を除く)		8/17	公開		下水道施設課
240	7/23	申出	以下路線の平面図と位置図。①市道船野永谷線(2018年3月29日供用197.6m区間)、②市道上加納小学校北線(2018年4月9日供用421m区間)		7/30	公開		道路維持課
241	7/23	請求	赤江公民館東側出入口付近県道での車両損傷事故に係る確認事項についての宮崎県土木事務所から宮崎市地域振興部への回答文書		7/24	公開		地域コミュニティ課
242	7/24	請求	宮崎市移住センター設置に係る①工事見積書、②写真、③工事図面、④電気工事(見積書)及び部品		8/2	部分公開	第7条第3号	庁舎管理課
243	7/24	請求	宮崎駅西口バスターミナルに係る工事費		8/2	公開		都市計画課
244	7/24	請求	①平成28年度・29年度の「ミニポートピア宮崎場外舟券売上状況」、②平成28年度・29年度の宮崎駅前自治会補助金交付決定書及び補助金交付申請書類一式、③平成28年度・29年度宮崎駅前地区自治会の場外舟券発売所周辺環境整備事業補助金交付検定所及び補助金交付申請書類一式		8/3	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	地域コミュニティ課
245	7/24	請求	平成29年度開催の「ミニポートピア宮崎運営協議会」の会議議事録		8/3	部分公開	第7条第2号	企画政策課
246	7/25	請求	国道269号線配水管布設替工事(その1)の金額入り設計書		8/7	公開		水道整備課
247	7/25	申出	建築計画概要書 宮崎市第90号H30.6.19、宮崎市第97号H30.6.29		7/30	公開		建築指導課
248	7/25	申出	建築計画概要書 平成30年4月1日～直近のものまで		7/30	公開		建築指導課
249	7/26	請求	沓掛尾平線道路改良工事(但し橋梁上部工)の金額入り設計所(当初設計書)		7/31	公開		農林建設課
250	7/26	請求	吉村通線3工区道路改良工事(その2)の金額入り設計所(当初設計書)		8/1	公開		土木課
251	7/26	請求	幹線管路耐震化事業古城工区配水管布設替工事(但し県道推進工)の金額入り設計所(当初設計書)		8/6	公開		水道整備課
252	7/26	請求	分流地区官許改築工事(30-1)の単価記載済み実施設計書		8/6	公開		下水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
253	7/27	請求	性別で分けない名簿に関する調査の結果について、各学校の回答書を含めての書類一式		8/7	公開		議事調査課
254	7/27	請求	障がい者総合支援法に基づき、宮崎市において、障がい福祉サービスの支給決定を行う際の審査基準及びこれに付随する内部取扱いを定めた文書、メモ等一切の公文書並びに障害福祉サービスを利用する際の指導基準及びこれに付随する内部取扱いを定めた文書、メモ等一切の資料		9/13	部分公開	第7条第2号	障がい福祉課
255	7/27	請求	障がい者総合支援法に基づき、宮崎市において、障がい福祉サービスの支給決定を行う際の審査基準及びこれに付随する内部取扱いを定めた文書、メモ等一切の公文書並びに障害福祉サービスを利用する際の指導基準及びこれに付随する内部取扱いを定めた文書、メモ等一切の資料		9/13	不存在	不存在（一部 不存在含む）	障がい福祉課
256	7/31	請求	平成30年度工番(更)第8号 幹線管路耐震化事業 下北方工区配水管布設替工事(その5)の金額入り設計書		8/6	公開		水道整備課
257	7/31	請求	平成30年度工番(更)第4号 幹線管路耐震化事業 清武工区配水管布設替工事(その1)の金額入り設計書		8/6	公開		水道整備課
258	7/31	請求	平成30年度都市公園等管理業務委託(郡司分公園外)の金額入り設計書		8/7	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
259	8/1	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業 (平成30年7月1日～平成30年7月31日の新規営業許可) (自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店などを除く) 【内容】・屋号 ・営業所在地 ・営業所電話番号(携帯番号を除く) ・申請者氏名 ・初許可年月日 ・細分業種		8/10	公開		保健衛生課
260	8/1	申出	保険料10万円以上の損害保険証券		9/10	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	総務法制課
261	8/1	申出	保険料10万円以上の損害保険証券			取り下げ		上下水道局総務課
262	8/2	請求	①宮崎市営住宅老松団地268棟外壁改修工事、②宮崎市営住宅池内団地143棟外壁改修工事、③宮崎市住宅池内団地149棟外壁改修工事の金額・内訳明細書入り設計書(当初)		8/6	公開		建築住宅課
263	8/3	請求	①平成28年度・29年度宮崎駅前地区自治会防犯灯補助金申請書及び交付決定書一式②平成30年度宮崎駅前地区自治会防犯灯申請書一式③平成28年度・29年度ミニポートピア宮崎場外舟券売上状況及び利用者数の状況一覧		8/16	公開		地域コミュニティ課
264	8/3	申出	平成30年7月1日～7月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品衛生許可台帳) ※屋号、営業所所在地、申請者氏名、業態、営業所電話番号(携帯番号は除く)、許可年月日、許可満了日についての資料一覧表(自動販売機、自動車営業、臨時的営業及び露店、短期又は季節的な営業を除く)		8/10	公開		保健衛生課
265	8/3	申出	平成30年7月1日～7月31日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表 ※施設名称、所在地、電話番号、確認年月日、開設者名(可能であれば)		8/10	公開		保健衛生課
266	8/3	請求	①宮崎市営住宅飛江田団地168棟外壁改修工事、②宮崎市営住宅飛江田団地169棟外壁改修工事、③宮崎市営住宅飛江田団地170棟外壁改修工事の金額入り設計書(変更契約分があった場合は、変更分も含む)		8/9	公開		建築住宅課
267	8/3	請求	宮崎市立住吉小学校校舎増築工事のうち機械設備工事の金額入り設計書		8/17	公開		学校施設課
268	8/3	請求	平成30年度(更)第15号 幹線管路耐震化事業古城工区配水管布設替工事(但し県道推進工)の金額入り設計書		8/16	公開		水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
269	8/6	請求	①宮崎市立広瀬北小学校屋内運動場大規模改造工事のうち建築主体工事のうち塗装工事②宮崎市立広瀬北小学校屋内運動場大規模改造工事のうち建築主体工事(変更工事)のうち塗膜除去工事の金額・内訳明細書入り設計書(当初)		8/17	公開		学校施設課
270	8/6	申出	平成30年7月1日から7月31日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報すべて)の、 ・屋号、営業所所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種 ・初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日 ・法人については本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名、についての資料一覧		8/10	公開		保健衛生課
271	8/6	申出	平成30年7月1日から7月31日の間に理容・美容業の新規許可を受けた全施設(廃業しているものを除く)の、1施設名称、2施設所在地、3施設電話番号、4開設者名、5代表者氏名(法人のみ)、6開設者住所(法人のみ)、7開設者電話番号(法人のみ)、8確認年月日、9確認番号		8/10	公開		保健衛生課
272	8/7	請求	宮崎市営住宅池内団地143棟外壁改修工事の単価入り設計書		8/9	公開		建築住宅課
273	8/6	申出	宮崎市内で平成30年7月1日～7月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設(移動、臨時、自動販売機等は除く) ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		8/13	公開		保健衛生課
274	8/7	請求	平成30年6月12日から平成30年8月7日までに新規確認をうけた宮崎市内の理美容所。 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		8/20	公開		保健衛生課
275	8/8	請求	平成30年度農地集約化促進基盤整備事業(鷺瀬地区)の認定費に係る積算書(金入り)		8/8	公開		農林建設課
276	8/8	申出	建築計画概要書 平成30年1月1日～平成30年3月31日に確認されたもの		8/8	公開		建築指導課
277	8/8	申出	宮崎市内にある有料老人ホーム(26ヶ所)の重要事項説明書(廃止分は除く。平成29年7月1日現在で提出された分)		8/28	公開		介護保険課
278	8/10	申出	平成30年5月1日～平成30年7月31日までに申請のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居新築届及び住居表示台帳		8/27	部分公開	第7条第2号	区画整理課
279	8/10	申出	建築計画概要書 平成30年4月1日～直近のものまで		8/15	公開		建築指導課
280	8/15	請求	平成28年度と平成29年度に宮崎市内の「サービス付き高齢者向け住宅」または「サービス付き高齢者向け住宅登録事業者」から、宮崎市へ提出された「定期的報告」のすべて。 ・サービス付き高齢者向け住宅管理状況報告書(平成28年度、平成29年度)		8/29	部分公開	第7条第2号	建築住宅課
281	8/15	請求	平成28年度と平成29年度の「サービス付き高齢者向け住宅」に関わる事業者からの経営・運営の状況など、運営の報告に関わる書類の中から経営の赤字・黒字状況。		8/29	非公開	第7条第3号	建築住宅課
282	8/15	請求	平成29年度に宮崎市内の「サービス付高齢者向け住宅」から宮崎市へ提出された定期報告書の全て(入居者の要介護度別、退去者数と理由、職員の体制)		8/29	公開		介護保険課
283	8/15	請求	平成23年度から平成30年5月末までに、宮崎市内の「サービス付き高齢者向け住宅」から、宮崎市に提出された事項報告書及び添付書類のすべて。		8/29	部分公開	第7条第2号	介護保険課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
284	8/16	申出	「宮崎市上下水道局料金センター等業務委託(平成28年6月13日公告分)」のプロポーザル方式の入札について作成された次の文書。①入札公告(プロポーザル公告)、②参加業者一覧等の全参加者が分かるもの、③質問回答書、④入札結果(落札業者、参加業者、見積金額、評価項目別の採点がわかる総括表等すべての参加者のもの)、⑤参加者の業務提案書		11/6	部分公開	第7条第1号 第7条第3号	料金課
285	8/16	請求	平成26年～平成29年における「ミニポートピア宮崎運営協議会」議事録の年度ごとの請求件数			取り下げ		総務法制課
286	8/17	請求	田野町第1浄水場ポンプ更新工事の金額入り設計書		8/27	公開		営業所工務課
287	8/17	請求	一ツ葉中継ポンプ場主ポンプ逆止弁外改築工事の金額入り設計書		8/28	公開		下水道施設課
288	8/17	請求	①幹線管路耐震化事業古城工区配水管布設替工事(但し古城川推進工)、②国道269号線配水管布設替工事(その1)の金額入り設計書		8/29	公開		水道整備課
289	8/17	請求	平成23年9月9日建設企業委員会会議録及び資料 ※宮崎駅西口バスターミナル		8/23	公開		議事調査課
290	8/20	請求	宮崎市消防団佐土原分団第10部消防団車庫新築工事の金額入り設計書		9/4	公開		消防局総務課
291	8/20	請求	宮崎地区更正保護サポートセンター設置工事の金額入り設計書		8/23	公開		福祉総務課
292	8/20	請求	①宮崎市立宮崎小学校多目的ホール普通教室設置工事、②宮崎市立瓜生野小学校屋内運動場大規模改造工事のうち建築主体工事、③宮崎市立宮崎東中学校北校舎西便所改修工事のうち建築主体工事、④宮崎市立小戸小学校北校舎東便所改修工事のうち建築主体工事、⑤宮崎市立樟中学校北校舎便所改修工事のうち建築主体工事、⑥宮崎市立広瀬町学校中校舎東棟便所改修工事のうち建築主体工事、⑦宮崎市立住吉小学校校舎増築工事のうち建築主体工事の金額入り設計書		9/3	公開		学校施設課
293	8/20	請求	宮崎市立古城小学校図書館整備工事のうち建築主体工事の金額入り設計書		8/30	公開		企画総務課
294	8/20	請求	宮崎市総合体育館及び中央公民館外部改修工事の金額入り設計書		8/28	公開		スポーツランド推進課
295	8/21	申出	・フローランテ宮崎に係る実績報告書(平成25年度～平成29年度分まで)、積算書(平成28、25年度分)、フェニックス自然動物園管理株式会社約款 ・市公園16本の設計書・支払い額(平成25年度～平成29年度分まで)		9/4	部分公開	第7条第3号 第7条第6号	公園緑地課
296	8/21	申出	・フローランテ宮崎からの実績報告書(平成24年度以前分)、積算書(平成24年度以前分) ・市公園16本の設計書・支払い額(平成24年度以前分)		9/4	不存在	不存在(一部 不存在含む)	公園緑地課
297	8/22	申出	宮崎市管轄内で8月17日現在届け出のある歯科技工所の名簿一覧。【必要項目】名称・電話番号・郵便番号を含む所在地・開設者名・開設年月日もしくは廃止年月日。		9/3	公開		保健医療課
298	8/22	請求	平成30年8月20日全員協議会開催の委員会資料(調査報告書及び概要版)		8/24	公開		議事調査課
299	8/23	請求	清武汚水準幹線(30-3工区)下水道管布設工事の金額入り設計書		9/6	公開		下水道整備課
300	8/23	請求	宮崎市営住宅池内団地143棟屋上防水改修工事の単価入り設計書		8/31	公開		建築住宅課
301	8/23	申出	建築計画概要書 平成29年12月1日～平成30年3月31日に確認されたもの		8/24	公開		建築指導課
302	8/23	申出	建築計画概要書 第ERI-18024654(H30.6.20) 第ERI-18021717(H30.6.26) 第ERI-18013572(H30.7.23) 第ERI-18029266(H30.8.3)		8/28	公開		建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
303	8/23	申出	建築計画概要書 平成30年4月1日～直近のものまで		8/28	公開		建築指導課
304	8/27	申出	平成30年8月23日時点の第一種動物取扱者登録簿		9/5	公開		保健衛生課
305	8/27	請求	大塚中継ポンプ場自家発電設備改築工事の金額入り設計書		9/5	公開		下水道施設課
306	8/27	請求	宮崎市内において平成30年7月15日から平成30年8月27日までに飲食店営業許可を新規申請した施設のうち、次の事項(固定店舗のみ) ・屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者名または法人名、代表者名申請者住所及び電話番号、許可開始年月日、内容名称		9/4	公開		保健衛生課
307	8/24	申出	宮崎市大字小松にあった「●●●」の届出のあった名称、所在地、廃止年月日		9/3	公開		保健医療課
308	8/29	請求	平成30年度工番(浄)第6号 富吉浄水場ろ過地塗装工事の金額入り設計書		8/29	公開		浄水課
309	8/29	請求	指定管理者制度等調査特別委員会(平成30年5月9日、6月20日、7月31日)の会議録及び委員会資料		9/12	公開		議事調査課
310	8/31	請求	平成30年度(更)第40号 清武通線配水管布設替工事の金額入り設計書		9/10	公開		水道整備課
311	8/31	請求	平成30年度工番(更)第14号 幹線管路耐震化事業古城工区配水管布設替工事(但し古城川推進工)の金額入り設計書		9/10	公開		水道整備課
312	8/31	請求	①幹線管路耐震化事業古城工区配水管布設替工事(但し古城川推進工)、②幹線管路耐震化事業清武工区配水管布設替工事(但し八重川推進工)の金額入り設計書		9/10	公開		水道整備課
313	8/31	請求	宮崎処理場雨水滞水池電気室耐震・耐津波補強工事の金額入り設計書		9/10	公開		下水道施設課
314	9/3	請求	平成29年3月10日の建設企業常任委員会の録音データ(冒頭5分間)		9/11	公開		議事調査課
315	9/3	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業 (平成30年8月1日～平成30年8月31日の新規営業許可) (自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店などを除く) 【内容】・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号(携帯番号を除く) ・申請者氏名 ・初回許可年月日 ・種目		9/11	公開		保健衛生課
316	9/3	申出	平成30年8月1日～8月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日についての一覧表。(自動販売機、仮設移動、自動車、短期、臨時等での営業を除く)		9/11	公開		保健衛生課
317	9/3	申出	平成30年8月1日～8月31日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表 ※施設名称、所在地、電話番号、確認年月日、開設者名(可能であれば)		9/14	公開		保健衛生課
318	9/4	請求	分流地区下水道施設人孔蓋取替工事の金額入り設計書(当初)		9/14	公開		下水道整備課
319	9/4	請求	大淀台団地内道路・排水対策整備工事の金額入り設計書		9/7	公開		道路維持課
320	9/5	請求	動物取扱業の登録		9/14	公開		保健衛生課
321	9/5	請求	●●●所有に係る伐採及び伐採後の造林の届出書、添付書類一式		9/12	不存在	不存在(一部不存在含む)	森林水産課
322	9/5	請求	加納3号マンホールポンプ場電気機械設備工事(その2)の金額入り設計書		9/19	公開		下水道施設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
323	9/5	請求	北部工業団地配水ポンプ所流量計外更新工事の金額入り設計書		9/19	公開		配水管理課
324	9/5	請求	①宮崎市立大塚小学校高圧受変電設備更新工事、②宮崎市立住吉小学校校舎増築工事のうち電気設備工事、③宮崎市立穂中学校高圧受変電設備更新工事の金額入り設計書		9/14	公開		学校施設課
325	9/5	請求	佐土原町一般廃棄物埋立処理場再構築工事(7工区)の金額入り設計書		9/18	公開		廃棄物対策課
326	9/5	申出	宮崎市民活動保険制度についての下記文書 ・平成30年度契約時の仕様書、入札結果、保険証券及び特約書 ・平成27、28、29年度契約の事故件数及び支払い保険金額		9/12	部分公開	第7条第6号	文化・市民活動課
327	9/5	請求	新別府川自転車歩行者道築造工事(その1)の金額・内訳明細入り設計書		9/11	公開		区画整理課
328	9/3	請求	①宮崎市本庁舎北面・塔屋外壁改修工事、②宮崎市田野総合支所屋上防水改修工事の金額入り設計書		9/12	公開		庁舎管理課
329	9/3	請求	①宮崎市民文化ホールエントランス塗装工事、②宮崎市民文化ホール大ホール東面外壁改修工事の金額入り設計書		9/14	公開		文化・市民活動課
330	9/3	請求	①本郷公民館大集会室外壁改修工事、②本郷公民館管理棟屋上防水改修工事の金額入り設計書		9/13	公開		地域コミュニティ課
331	9/3	請求	①宮崎市丸山児童プール改修工事、②宮崎市恒久児童館床塗装改修工事の金額入り設計書		9/12	公開		子育て支援課
332	9/3	請求	宮崎市保健所・中央保健センター外部改修工事(第2期工事)の金額入り設計書		9/13	公開		保健医療課
333	9/3	請求	宮崎市飛江田集会所外壁塗装改修工事の金額入り設計書		9/12	公開		工業政策課
334	9/3	請求	①宮崎市営住宅飛江田団地169棟外壁改修工事、②宮崎市営住宅飛江田団地164棟外壁改修工事、③宮崎市営住宅国富が丘団地261棟外壁改修工事、④宮崎市営住宅池内団地140棟外壁改修工事、⑤宮崎市営住宅飛江田団地168棟外壁改修工事、⑥宮崎市営住宅池内団地144棟屋上防水改修工事、⑦宮崎市営住宅岡団地57-1棟屋上防水改修工事、⑧宮崎市営住宅老松団地268棟屋上防水改修工事、⑨宮崎市営住宅岡団地56-2棟屋上防水改修工事、⑩宮崎市営住宅池内団地149棟屋上防水改修工事、⑪宮崎市営住宅池内団地143棟屋上防水改修工事の金額入り設計書		9/12	公開		建築住宅課
335	9/3	請求	島之内街区公園外公園施設塗装改修工事の金額入り設計書		9/12	公開		公園緑地課
336	9/3	請求	下浦上地区農業構造改善センター外塗装改修工事の金額入り設計書		9/12	公開		農林建設課
337	9/3	請求	①宮崎市立広瀬小学校南校舎外壁改修工事、②宮崎市立広瀬西小学校校舎南面外壁改修工事、③宮崎市立佐土原中学校北校舎外壁改修工事、④宮崎市立宮崎南小学校中校舎外壁改修工事、⑤宮崎市立佐土原中学校駐輪場鉄骨塗装改修工事の金額入り設計書		9/14	公開		学校施設課
338	9/3	請求	①宮崎市北消防署東分署訓練塔C棟大規模改修工事、②消防局庁舎屋上防水改修工事の金額入り設計書		9/12	公開		総務課
339	9/6	請求	木原汚水準幹線(30-9工区)下水道管布設工事の金額入り設計書		9/14	公開		下水道整備課
340	9/6	申出	宮崎市内において平成30年8月1日～8月31日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設の施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯電話を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日。(仮設移動、臨時、自動販売機等での営業は除く)		9/11	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
341	9/7	申出	宮崎市内において平成30年8月1日～8月31日の間で飲食店営業許可を取得している施設(臨時、期限切れ廃業は除く)の、屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、業種及び種目、初回許可年月日、許可番号、許可開始日、終了年月日。 *法人については申請者住所、申請者電話番号(携帯電話を除く)、代表者氏名。		9/11	公開		保健衛生課
342	9/7	申出	平成30年7月1日から7月31日の間に理容・美容業の新規許可を受けた全施設(廃業しているものを除く)の、1施設名称、2施設所在地、3施設電話番号、4開設者名、5代表者氏名(法人のみ)、6開設者住所(法人のみ)、7開設者電話番号(法人のみ)、8確認年月日、9確認番号		9/14	公開		保健衛生課
343	9/7	請求	下記の土地に関する農地法関係の申請書一式 *宮崎市大島町西田□□□ *宮崎市大島町西田□□□			取り下げ		農業委員会
344	9/7	請求	宮崎市大島町西田□□□の土地に関する都市計画法第43条申請書及び関係図面		9/19	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	開発指導課
345	9/10	請求	月見ヶ丘団地内道路・排水対策整備工事の金額入り設計書		9/20	公開		道路維持課
346	9/10	請求	木花処理場建築付帯外電気設備改築工事の金額入り設計書		9/20	公開		下水道施設課
347	9/10	請求	①清武汚水幹線(30-1工区)下水道管布設工事、②清武汚水幹線(30-3工区)下水道管布設工事の金額入り設計書		9/20	公開		下水道整備課
348	9/10	請求	①国道269号線排水管布設替工事(その1)、②幹線管路耐震化事業清武工区配水管布設替工事(但し八重川推進工)の金額入り設計書		9/20	公開		水道整備課
349	9/10	請求	宮崎処理場雨水滞水池電気室耐震・耐津波補強工事の金額入り設計書		9/20	公開		下水道施設課
350	9/12	請求	幹線管路耐震化事業清武工区配水管布設替工事(但し八重川推進工)の金額入り設計書		9/25	公開		水道整備課
351	9/12	請求	平成30年度工番(更)第41号 県道中村木崎線配水管布設替工事の金額入り設計書		9/21	公開		水道整備課
352	9/14	申出	*平成30年9月12日現在の宮崎市管内歯科技工所一覧 *平成25年1月1日～平成30年9月12日間の宮崎市歯科技工所廃業一覧		9/21	公開		保健医療課
353	9/14	請求	平成29年6月23日市工業政策課作成 食品加工会社(宮崎市赤江)に対して発出した会計検査院への回答方針を示した書類		9/19	公開		工業政策課
354	9/13	申出	建築計画概要書 第H30SHC-H451020(H30.5.24) 第97 H30.6.29		9/21	公開		建築指導課
355	9/13	申出	建築計画概要書 平成30年4月1日～直近のものまで		9/21	公開		建築指導課
356	9/13	申出	宮崎市における食品衛生法に基づく許可業種及び登録業種全ての施設の一覧(平成30年3月1日～8月31日の間に新規で許可を受けた施設全てで、既に廃業している施設、臨時営業及び仮設営業施設は除く) *店名、店住所、店電話番号、申請者名(申請者が法人の場合は法人住所、法人電話番号、法人代表者名)、許可日、許可満了日、業種。※携帯電話番を除く		9/27	公開		保健衛生課
357	9/13	申出	宮崎市内において平成25年1月1日～平成30年9月13日までに喫茶店(自動販売機)営業許可を取得したもののうち以下の項目 *屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名または法人名・代表者名、許可開始年月日。※但し、個人申請者住所、電話番号、携帯電話番号を除く		9/27	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
358	9/13	申出	宮崎市内において平成25年1月1日～平成30年9月13日までに乳類販売業(自動販売機)営業許可を取得したもののうち以下の項目 ・屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名または法人名・代表者名、許可開始年月日。※但し、個人申請者住所、電話番号、携帯電話番号を除く		9/27	公開		保健衛生課
359	9/18	申出	平成30年5月1日～8月31日までに付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の付定日(受付日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料(氏名部分不要)		10/5	部分公開	第7条第2号	区画整理課
360	9/18	申出	都市計画道路吉村通線(曾師工区、宮崎市曾師町大王町交差点から北側700m区間、平成30年6月20日開通)の道路形状の分かる工事平面図		9/25	公開		市街地整備課
361	9/18	請求	地域経済循環創造事業交付金に係る以下の文書 ・平成26年度に宮崎市が総務省に対して提出した交付申請書および実績報告書 ・平成29年度に工業政策課が作成した市長への報告書及び関連する資料		10/2	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	工業政策課
362	9/18	請求	地域経済循環創造事業交付金に係る以下の文書 ・平成30年5月7日から9日までの会計実地検査における宮崎市及び民間事業者に対する聴取の記録		10/2	非公開	第7条第6号	工業政策課
363	9/18	請求	2014年度の総務省への交付金申請(株式会社●●●)に係る以下の文書のすべて 18年度にあった市の内部調査の職員への聴取の記録		10/2	非公開	第7条第6号	人事課
364	9/19	請求	昭和通線(小戸之橋)新橋設置工事(上部工2工区)の金額入り設計書(当初)		9/19	公開		市街地整備課
365	9/19	請求	①幹線管路耐震化事業古城工区配水管布設替工事(但し古城川推進工)、②幹線管路耐震化事業清武工区配水管布設替工事(但し八重川推進工)の金額入り設計書		9/25	公開		水道整備課
366	9/19	請求	宮崎処理場雨水滞水池電気室耐震・耐津波補強工事の金額入り設計書		9/27	公開		下水道施設課
367	9/20	請求	本郷公民館管理棟外壁改修工事の金額入り設計書		9/26	公開		地域コミュニティ課
368	9/20	請求	大塚台1号歩道橋橋梁修繕工事の金額入り設計書		9/20	公開		道路維持課
369	9/20	請求	①宮崎市宮住宅池内団地143棟外壁改修工事、②宮崎市宮飛江田団地173棟外壁改修工事の金額入り設計書		9/26	公開		建築住宅課
370	9/20	請求	宮崎市恒久児童プール改修工事の金額入り設計書		9/25	公開		子育て支援課
371	9/20	請求	宮崎市丸山児童プール改修工事の金額入り設計書		9/25	公開		子育て支援課
372	9/25	申出	平成31年度使用 中学校道徳教科書採択における専門委員名簿		9/28	公開		学校教育課
373	9/20	請求	宮崎市立榎中学校高圧受変電設備更新工事の金額入り設計書		9/27	公開		学校施設課
374	9/21	請求	平成30年度工番(更)第10号幹線管路耐震化事業下北方工区配水管布設替工事(その7)の金額入り設計書		10/1	公開		水道整備課
375	9/21	請求	知福橋橋梁架管布設替及び知福川水管橋撤去実施設計業務委託の金額入り設計書		10/2	公開		配水管理課
376	9/21	請求	大淀処理場不明水対策施設基本検討業務委託の金額入り設計書		10/2	公開		下水道施設課
377	9/21	請求	国の交付金事業の不適切な事務処理に関する調査報告における協議内容や聴取内容など、調査に係る資料一式			取り下げ		人事課
378	9/20	申出	建築計画概要書 「平成30年4月1日～平成30年8月31日」に確認されたもの		9/26	公開		建築指導課
379	9/27	請求	合流地区管渠改築工事(30-1)の単価記載済み実施設計書		10/10	公開		下水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
380	9/27	申出	建築計画概要書 第ERI-18028439 H30.8.27 第H30SHC-H451038 H30.8.17		10/4	公開		建築指導課
381	9/27	申出	建築計画概要書 平成30年4月1日～直近のものまで		10/4	公開		建築指導課
382	9/28	申出	宮崎市字界図(見取図) 山ノ田、大坪、六ッ合		10/2	公開		資産税課
383	9/28	請求	梅野地区学習等供用施設空調設備更新工事の金額入り設計書		10/9	公開		地域コミュニティ課
384	9/28	請求	不動産の賃貸に係る契約書のひな形		10/3	公開		資産経営課
385	10/1	請求	大淀処理場汚泥処理棟換気設備改築機械設備工事の金額入り設計書		10/15	公開		下水道施設課
386	10/1	請求	介護保険法第75条の規定による指定居宅サービス事業者の廃止についての宮崎市告示。第368、370、371、449、452、453、454、456、507、508、509		10/11	公開		介護保険課
387	10/1	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業 (平成30年9月1日～平成30年9月30日の新規営業許可) (自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店などを除く) 【内容】・屋号・営業所所在地・営業所電話番号(携帯番号を除く)・申請者氏名・初回許可年月日・細分業種		10/9	公開		保健衛生課
388	10/2	請求	地域経済循環創造事業交付金に係る以下の書類 ・交付金事業の事務手続きの様式 ・平成26年8月27日 三者協議の復命書 ・平成27年1月23日 総務省へ提出した進捗状況報告書		10/4	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	工業政策課
389	10/3	請求	①宮崎市・工事施工業者との協議メール(事業年度内未納品が発覚する契機となった民間事業者からの会計検査院に提出されたメール記録) ②市長が今回の事件を知ったのは、報告書があったのか、誰から知らされたのか分かる書類。(平成29年度の会計検査に関して市長に報告した資料)		10/11	部分公開	第7条第2号	工業政策課
390	10/3	請求	(株)●●●の新工場兼事務所建築の際の建築申請書及び認可日が分かる書類			取り下げ		建築指導課
391	10/3	請求	・平成26年8月27日以前～9月4日までの間、課内で補助金交付申請の是非を含む会合その他の記録 ・平成26年度当時の工業政策課長の再就職先が分かる資料 ・平成26年度に総務省担当職員が来宮したときのスケジュールが分かる資料		10/17	部分公開	第7条第2号	人事課
392	10/3	請求	食品加工会社の新規設備に関する交付金事業に関する一連の資料			取り下げ		工業政策課
393	10/3	請求	宮崎市田野総合支所屋上防水改修工事の金額入り設計書		10/4	公開		庁舎管理課
394	10/3	請求	宮崎市立宮崎小学校北校舎屋上防水改修工事の金額入り設計書		10/10	公開		学校施設課
395	10/3	申出	平成30年7月1日から平成30年9月30日までに飲食店営業の許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業所の屋号、②営業所の住所、③営業所の電話番号、④営業申込者の氏名(又は法人名及び代表者名)、⑤営業申請者の住所(法人のみ)、⑥申請者の電話番号(法人のみ)、⑦営業許可年月日 ※但し携帯電話番号、移動・短期営業、自動販売機等を除く		10/9	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
396	10/4	申出	平成30年9月1日～9月30日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日についての一覧表。(自動販売機、仮設移動、自動車、短期、臨時等での営業を除く)		10/15	公開		保健衛生課
397	10/4	申出	平成30年9月1日～9月30日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表 ※施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名(可能であれば)		10/17	公開		保健衛生課
398	10/4	請求	①下水道圧送水・伏越マンホール改築工事、②清武汚水準幹線(30-10工区)下水道管布設工事の金額入り設計書		10/18	公開		下水道整備課
399	10/4	請求	建築計画概要書 第BVJ-Z14-11-0691号 平成27年5月29日付		10/11	公開		建築指導課
400	10/4	申出	宮崎市内において平成30年9月1日～9月30日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設の施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯電話を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日。(仮設移動、臨時、自動販売機等での営業は除く)		10/15	公開		保健衛生課
401	10/4	請求	南部地区道路舗装維持修繕工事(単価契約10月～3月)金額入り設計書		10/18	公開		道路維持課
402	10/4	請求	道路舗装・掘削・復旧工事(単価契約10月～3月)金額入り設計書		10/16	公開		配水管理課
403	10/5	申出	宮崎市内において平成30年9月1日～9月30日の間で飲食店営業許可を取得している施設(臨時、期限切れ廃業は除く)の、屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、業種及び種目、初回許可年月日、許可番号、許可開始日、終了年月日。 ・法人については申請者住所、申請者電話番号(携帯電話を除く)、代表者氏名。		10/15	公開		保健衛生課
404	10/5	申出	平成30年9月1日から9月30日の間に理容・美容業の新規許可を受けた全施設(廃業しているものを除く)の、1施設名称、2施設所在地、3施設電話番号、4開設者名、5代表者氏名(法人のみ)、6開設者住所(法人のみ)、7開設者電話番号(法人のみ)、8確認年月日、9確認番号		10/17	公開		保健衛生課
405	10/5	請求	①下水道管路施設耐震化事業(30-6)、②清武汚水準幹線(30-10工区)下水道管布設工事、③木原汚水準幹線(30-11工区)下水道管布設工事の金額入り設計書		10/18	公開		下水道整備課
406	10/9	申出	町又は字の名称や区域の変更等の告示の写し 対象告示:平成30年6月20日宮崎市議会定例会において可決された、議案第91号「字の区域の変更について」に基づき発出された、宮崎市告示		10/17	公開		農林建設課
407	10/9	請求	平成30年 工番(更)第46号 幹線管路既設廃止管内充填工事の金額入り設計書		10/18	公開		水道整備課
408	10/9	申出	建築計画概要書 平成30年4月1日～直近のものまで		10/12	公開		建築指導課
409	10/10	請求	平成30年10月10日現在の飲食店の営業許可一覧		10/23	公開		保健衛生課
410	10/10	請求	平成30年8月8日から平成30年10月10日までに新規確認をうけた宮崎市内の理美容所。 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		10/19	公開		保健衛生課
411	10/10	請求	宮崎市議会9月議会常任委員会の議事録 (総務財政委員会、市民経済委員会、文教民生委員会)		10/19	公開		議事調査課
412	10/10	請求	平成30年度下北方浄水場及び富吉浄水場草刈庭園管理業務委託の金額入り設計書		10/23	部分公開	第7条第6号	浄水課
413	10/10	請求	①都市公園等管理業務委託(垂水公園外)、②大淀川市民緑地管理業務委託(桜堤)の金額入り設計書		10/17	部分公開	第7条第6号	公園緑地課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
414	10/11	申出	第一種動物取扱業者登録簿(申請者氏名、住所、事業所の名称、事業所の所在地、動物取扱責任者の氏名、主として取り扱う動物の種類、登録年月日、登録番号、種別)		10/19	公開		保健衛生課
415	10/11	請求	宮崎駅東通線(西中工区)道路照明整備工事(その5)の金額入り設計書		10/17	公開		市街地整備課
416	10/11	請求	生目台地区交流センター空調設備更新工事のうち電気設備工事の金額入り設計書		10/16	公開		地域コミュニティ課
417	10/11	請求	宮崎市中央卸売市場給排水消火設備改修工事(その1)のうち電気設備工事の金額入り設計書		10/22	公開		市場課
418	10/11	請求	①宮崎市立宮崎港小学校高圧受変電設備更新工事、②宮崎市立大塚小学校高圧受変電設備更新工事の金額入り設計書		10/19	公開		学校施設課
419	10/11	請求	大淀処理場汚泥処理棟換気設備改築電気設備工事の金額入り設計書		10/22	公開		下水道施設課
420	10/11	請求	生目台配水池非常用自家発電設備更新工事の金額入り設計書		10/23	公開		浄水課
421	10/12	請求	北部地区道路舗装維持修繕工事(単価契約10月～3月)の金額入り設計書		10/16	公開		道路維持課
422	10/16	請求	赤江大橋の交通量がわかる資料 ・直近3ヶ年分、北進・南進別、時間帯別		10/17	公開		市街地整備課
423	10/17	申出	宮崎市都市計画図面番号75・76における市道の分布状況(路線名、路線位置図)		10/23	公開		道路維持課
424	10/17	請求	大淀処理場主流入ゲート改築工事の金額入り設計書		10/26	公開		下水道施設課
425	10/17	請求	高岡温泉やすらぎの郷ガスボイラー取替工事の金額入り設計書		10/30	公開		地域市民福祉課
426	10/17	請求	高岡温泉やすらぎの郷浴槽ろ過機取替工事の金額入り設計書		10/30	公開		地域市民福祉課
427	10/17	申出	・平成31年度用教科用図書道徳科に関する調査専門委員名簿 ・平成27年度用教科用図書に関する調査専門委員名簿(全科)		10/31	公開		学校教育課
428	10/18	請求	木原汚水準幹線(30-13工区)下水道管布設工事の金額入り設計書		10/24	公開		下水道整備課
429	10/19	請求	建築計画概要書 平成29年度受付分		10/26	公開		建築指導課
430	10/19	請求	宮崎市立赤江東中学校北校舎外壁改修工事の金額入り設計書		11/1	公開		学校施設課
431	10/19	請求	宮崎市保育所等の利用調整に係る事務実施要綱		10/30	公開		保育幼稚課
432	10/19	請求	工番(更)第35号 花ヶ島通線(その2)配水管布設替工事の金額入り設計書		11/2	公開		水道整備課
433	10/19	請求	田野都市計画事業南原土地区画整理事業、換地処分前後の地番図面		10/23	公開		区画整理課
434	10/19	申出	田野町南原1丁目～3丁目の換地図		10/23	公開		区画整理課
435	10/20	申出	平成30年10月14日に換地処分が行われた南原土地区画整理事業の新しい地番がわかる図面(換地図など)		10/23	公開		区画整理課
436	10/22	請求	飯田土地区画整理事業高岡支所前交差点改良に伴う信号機移設工事の金額入り設計書			取り下げ		区画整理課
437	10/22	請求	宮崎市中央卸売市場給排水消火設備改修工事(その1)のうち電気設備工事の金額入り設計書		11/1	公開		市場課
438	10/22	請求	生目台地区交流センター空調設備更新工事のうち電気設備工事の金額入り設計書		10/29	公開		地域コミュニティ課
439	10/22	請求	宮崎市民文化ホール舞台機構設備制御盤改修工事の金額入り設計書		11/5	公開		文化・市民活動課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
440	10/22	請求	道の駅フェニックス屋外トイレ照明等改修工事の金額入り設計書		11/5	公開		観光戦略課
441	10/22	請求	清武総合運動公園園路外灯設置工事(その3)の金額入り設計書		11/5	公開		スポーツランド推進課
442	10/22	請求	佐土原町一般廃棄物埋立処理場再構築工事(7工区)の金額入り設計書	12/28		取り下げ		廃棄物対策課
443	10/22	請求	宮崎市宮住宅下村団地54-1棟外電気幹線改修工事の金額入り設計書		11/1	公開		建築住宅課
444	10/22	請求	宮崎駅東通線(西中工区)道路照明整備工事(その1)の金額入り設計書		10/24	公開		市街地整備課
445	10/22	請求	宮崎駅東通線(西中工区)道路照明整備工事(その2)の金額入り設計書		10/24	公開		市街地整備課
446	10/22	請求	宮崎駅東通線(西中工区)道路照明整備工事(その3)の金額入り設計書		10/24	公開		市街地整備課
447	10/22	請求	宮崎駅東通線(西中工区)道路照明整備工事(その4)の金額入り設計書		10/24	公開		市街地整備課
448	10/22	請求	宮崎駅東通線(西中工区)道路照明整備工事(その5)の金額入り設計書		10/24	公開		市街地整備課
449	10/22	請求	宮崎市広瀬西小学校屋内運動場アリーナ照明器具落下防止対策工事の金額入り設計書			取り下げ		学校施設課
450	10/22	請求	宮崎市宮崎西小学校屋内運動場アリーナ照明器具落下防止対策工事の金額入り設計書	12/28		取り下げ		学校施設課
451	10/22	請求	宮崎市大塚中学校屋内運動場アリーナ照明器具落下防止対策工事の金額入り設計書		11/1	公開		学校施設課
452	10/22	請求	宮崎市宮崎西中学校屋内運動場アリーナ照明器具落下防止対策工事の金額入り設計書		11/1	公開		学校施設課
453	10/22	請求	宮崎市立瓜生野小学校屋内運動場大規模改造工事のうち電気設備工事の金額入り設計書	1/5	11/1	公開		学校施設課
454	10/22	請求	宮崎市立住吉小学校校舎増築工事のうち電気設備工事の金額入り設計書	1/5	11/1	公開		学校施設課
455	10/22	請求	宮崎市立宮崎港小学校高圧受変電設備更新工事の金額入り設計書	1/5	11/1	公開		学校施設課
456	10/22	請求	宮崎市立大塚小学校高圧受変電設備更新工事の金額入り設計書	1/5	11/1	公開		学校施設課
457	10/22	請求	宮崎市立榎中学校高圧受変電設備更新工事の金額入り設計書		11/1	公開		学校施設課
458	10/22	請求	宮崎市立赤江小学校南校舎空調機更新工事のうち電気設備工事の金額入り設計書		11/1	公開		学校施設課
459	10/22	請求	生目の杜遊古館展示室改修工事のうち電気設備工事の金額入り設計書		11/1	公開		文化財課
460	10/22	請求	生目台配水池非常用自家発電設備更新工事の金額入り設計書		11/5	公開		浄水課
461	10/22	請求	北部工業団地配水ポンプ所流量計外更新工事の金額入り設計書	1/6	10/30	公開		配水管理課
462	10/22	請求	田野第4配水池配水流量計更新工事の金額入り設計書		10/30	公開		営業所工務課
463	10/22	請求	清武町第3水源地浄水残塩計外更新工事の金額入り設計書		10/30	公開		営業所工務課
464	10/22	請求	清武町第7配水池水位計更新工事の金額入り設計書		10/30	公開		営業所工務課
465	10/22	請求	木花処理場建築付帯外電気設備改築工事の金額入り設計書		11/2	公開		下水道施設課
466	10/22	請求	村角中継ポンプ場外テレメータ装置改築工事の金額入り設計書		11/2	公開		下水道施設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
467	10/22	請求	園田中継ポンプ場外テレメータ装置改築工事の金額入り設計書		11/2	公開		下水道施設課
468	10/22	請求	大谷中継ポンプ場外テレメータ装置改築工事の金額入り設計書		11/2	公開		下水道施設課
469	10/22	請求	生目台1号中継ポンプ場外テレメータ装置改築工事の金額入り設計書		11/2	公開		下水道施設課
470	10/22	請求	大塚中継ポンプ場自家発電設備改築工事の金額入り設計書		11/2	公開		下水道施設課
471	10/22	請求	大淀処理場汚泥処理棟換気設備改築電気設備工事の金額入り設計書		11/2	公開		下水道施設課
472	10/22	請求	宮崎処理場中央監視室無停電電源装置外改築工事の金額入り設計書		11/2	公開		下水道施設課
473	10/22	請求	宮崎処理場No.2消化汚泥貯留槽液位計改築工事の金額入り設計書		11/2	公開		下水道施設課
474	10/22	請求	大淀処理場管理本館換気設備改築電気設備工事の金額入り設計書		11/2	公開		下水道施設課
475	10/22	請求	青島1号中継ポンプ場外テレメータ装置改築工事の金額入り設計書		11/2	公開		下水道施設課
476	10/22	請求	新町4号マンホールポンプ場電気機械設備工事の金額入り設計書		11/2	公開		下水道施設課
477	10/22	請求	加納3号マンホールポンプ場電気機械設備工事の金額入り設計書		11/2	公開		下水道施設課
478	10/22	請求	木原5号マンホールポンプ場電気機械設備工事の金額入り設計書		11/2	公開		下水道施設課
479	10/22	請求	西新町2号マンホールポンプ場電気機械設備工事の金額入り設計書		11/2	公開		下水道施設課
480	10/22	請求	大淀処理場No.2汚泥脱水機汚泥供給流量計改築工事の金額入り設計書		11/2	公開		下水道施設課
481	10/22	請求	船引地区処理場No.2電磁流量計更新工事の金額入り設計書		11/2	公開		下水道施設課
482	10/22	請求	清武汚水準幹線(30-10工区)下水道管布設工事の金額入り設計書	1/21	10/25	公開		下水道整備課
483	10/23	請求	開発許可 平成3年3月20日 シレイ286-6.20 ブロック積擁壁構造図		10/26	公開		開発指導課
484	10/23	請求	福島橋橋梁修繕工事の金額入り設計書		11/5	公開		農林建設課
485	10/23	請求	宮崎市立宮崎南小学校北校舎外壁改修工事の金額入り設計書		11/1	公開		学校施設課
486	10/24	請求	清武汚水準幹線(30-10工区)下水道管布設工事の金額入り設計書		11/1	公開		下水道施設課
487	10/24	請求	平成30年度宮崎市配水管修繕等業務委託に関する優先交渉権者の選定経緯について、全選定委員における応募者全ての評価表		11/1	部分公開	第7条第3号 第7条第5号	配水管理課
488	10/24	申出	平成31年度用教科図書(中学校道徳)に関する採択協議会の資料			取り下げ		学校教育課
489	10/25	請求	宮崎市営住宅下村団地54-1棟外電気幹線改修工事の金額入り設計書		11/1	公開		建築住宅課
490	9/26	申出	宮崎公立大学が当事者となった、福岡高等裁判所宮崎支部平成26年8月8日付判決(平成25年(ネ)174号事件)の判決文		10/18	部分公開	第7条第2号	企画総務課
491	10/26	請求	宮崎市営住宅下村団地54-1棟外電気幹線改修工事の金額入り設計書		11/1	公開		建築住宅課
492	10/26	請求	宮崎市営住宅飛江田団地162棟外壁改修工事の金額入り設計書		11/5	公開		建築住宅課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
493	10/26	請求	宮崎市民文化ホール大ホール西面外外壁改修工事の金額入り設計書		11/6	公開		文化市民活動課
494	10/26	請求	平成30年度自治会等あて文書配送業務仕様書、入札通知書外一式、入札結果一覧表		10/31	公開		総務法制課
495	10/26	請求	宮崎市一般廃棄物指定収集袋在庫管理及び配送業務等委託仕様書一式、入札通知書外一式、入札結果一覧表		11/7	部分公開	第7条第6号	環境業務課
496	10/30	申出	第一種動物取扱業者登録簿(平成30年10月29日現在)		11/6	公開		保健衛生課
497	10/30	請求	社会福祉課が使用した公用車の記録(10月22日～28日)		11/1	公開		庁舎管理課
498	10/30	申出	建築計画概要書 平成30年4月1日～直近のものまで		11/5	公開		建築指導課
499	10/30	申出	建築計画概要書 宮崎市 第246号 H30.10.19		11/5	公開		建築指導課
500	10/31	申出	開発許可番号 H9年10月29日 宮都指令第2-15号 造成計画平面図 横断図-2、構造図-2		11/2	公開		開発指導課
501	11/1	請求	準用河川跡江川河川改修工事(その1)の金額入り設計書		11/7	公開		土木課
502	11/1	請求	平成30年10月11日から平成30年11月1日までに新規確認をうけた宮崎市内の理美容所。 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		11/12	公開		保健衛生課
503	11/1	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業 (平成30年10月1日～平成30年10月31日の新規営業許可) (自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店などを除く) 【内容】・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号(携帯番号を除く) ・申請者氏名 ・初回許可年月日 ・細分業種		11/6	公開		保健衛生課
504	11/2	請求	社会福祉第一課、社会福祉第二課が使用した公用車の記録(運転日誌) 登録番号3568 期間10月9日～10月22日		11/6	公開		庁舎管理課
505	11/2	申出	開発許可:平成3年3月20日、番号:シレイ286-6,20 No.3+20.00の横断面図		11/6	公開		開発指導課
506	11/5	請求	平成30年9月2日9時15分ごろ宮崎市船塚三丁目□□□●●●宅が火災により木造2階建て住宅が焼損した火災調査報告書		11/13	部分公開	第7条第2号 第7条第6号	北消防署
507	11/5	申出	宮崎市中村東2丁目□□□●●●の経営者の氏名		11/9	公開		保健衛生課
508	11/5	申出	平成30年10月1日～10月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日についての一覧表。(自動販売機、仮設移動、自動車、短期、臨時等での営業を除く)		11/9	公開		保健衛生課
509	11/5	申出	平成30年10月1日～10月31日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表 ※施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名(可能であれば)		11/12	公開		保健衛生課
510	11/5	申出	平成30年8月1日～平成30年10月31日までに申請のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居新築届及び住居表示台帳		11/15	部分公開	第7条第2号	区画整理課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
511	11/6	請求	①昭和通線(小戸之橋)旧橋撤去工事(1工区)、②昭和通線(小戸之橋)旧橋撤去工事(2工区)、③昭和通線(小戸之橋)旧橋撤去工事(3工区)、④昭和通線(小戸之橋)旧橋撤去工事(4工区)、⑤昭和通線(小戸之橋)旧橋撤去工事(6工区)、⑥昭和通線(小戸之橋)新橋設置工事(下部工2工区)、⑦昭和通線(小戸之橋)新橋設置工事(下部工3工区)、⑧昭和通線(小戸之橋)新橋設置工事(下部工4工区)、⑨昭和通線(小戸之橋)新橋設置工事(下部工5工区)、⑩昭和通線(小戸之橋)取付道路整備工事(左岸2工区)の金額入り設計書		11/7	公開		市街地整備課
512	11/6	請求	宮崎市内において平成30年10月1日から平成30年11月5日までに飲食店営業許可を新規申請した施設のうち、次の事項(固定店舗のみ) ・屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者名または法人名、代表者名申請者住所及び電話番号、許可開始年月日、内容名称		11/20	公開		保健衛生課
513	11/5	申出	宮崎市内で平成30年10月1日～10月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設(移動、臨時、自動販売機等は除く) ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		11/9	公開		保健衛生課
514	11/7	申出	建築計画概要書 「平成30年7月1日～平成30年9月30日」に確認されたもの		11/9	公開		建築指導課
515	11/7	申出	宮崎市内において平成30年10月1日～10月31日の間で飲食店営業許可を取得している施設(臨時、期限切れ廃業は除く)の、屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、業種及び種目、初回許可年月日、許可番号、許可開始日、終了年月日。 ・法人については申請者住所、申請者電話番号(携帯電話を除く)、代表者氏名。		11/20	公開		保健衛生課
516	11/7	申出	平成30年10月1日から10月31日の間に理容・美容業の新規許可を受けた全施設(廃業しているものを除く)の、1施設名称、2施設所在地、3施設電話番号、4開設者名、5代表者氏名(法人のみ)、6開設者住所(法人のみ)、7開設者電話番号(法人のみ)、8確認年月日、9確認番号		11/12	公開		保健衛生課
517	11/7	申出	旅館業の許可を受けた者に係る下記情報の全部又は一部が記載されている文書。 施設名称、施設所在地、営業者名(代表者名)、営業者住所、種別、許可日及び許可番号		11/13	公開		保健衛生課
518	11/8	請求	木花処理場No.1流量調整池1-1号攪拌ポンプ改築工事の金額入り設計書		11/22	公開		下水道施設課
519	11/8	請求	城ヶ峰配水池・花見工業団地加圧ポンプ所各施設No.1ポンプ更新工事の金額入り設計書		11/19	公開		営業所工務課
520	11/8	申出	宮崎市に提出された最新の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の記載内容のうち、届出者の名称、所在地、電話番号、PCB廃棄物の種類(詳細)、数量がわかるもの。		11/15	公開		廃棄物対策課
521	11/13	申出	動物取扱業者登録簿(販売)		11/15	公開		保健衛生課
522	11/12	申出	建築計画概要書 平成30年4月1日～平成30年9月30日に確認されたもの		11/14	公開		建築指導課
523	11/13	請求	鶴島中継ポンプ場外壁・屋根防水改修工事の金額入り設計書		11/20	公開		下水道施設課
524	11/13	申出	建築計画概要書 平成30年4月1日～直近のものまで		11/21	公開		建築指導課
525	11/13	申出	建築計画概要書 民間 第ERI-18038487 H30.9.27		11/21	部分公開	第7条第2号	建築指導課
526	11/15	請求	補助金の交付に係る最終的決裁に関する資料一切について			取り下げ		工業政策課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
527	11/16	請求	準用河川跡江川河川改修工事(その2)の金額入り設計書		11/20	公開		道路維持課
528	11/16	請求	石崎地区学習等供用施設外壁回収工事の金額入り設計書		11/30	公開		地域コミュニティ課
529	11/16	請求	夢見橋橋梁修繕工事の金額入り設計書		11/16	公開		道路維持課
530	11/19	申出	平成7年農地法第3条受付処理簿60番		11/29	部分公開	第7条第1号	農業委員会
531	11/20	請求	宮崎市宮飛江田団地173棟外壁改修工事の金額入り設計書		11/26	公開		建築住宅課
532	11/20	請求	夢見橋橋梁修繕工事の金額入り設計書		11/20	公開		道路維持課
533	11/19	請求	旧田野町大字・字一覧(地番表示あり)		11/27	不存在	不存在(一部 不存在含む)	資産税課
534	11/19	請求	旧佐土原町大字・字一覧(地番表示あり)		11/27	不存在	不存在(一部 不存在含む)	資産税課
535	11/21	請求	平成30年度宮崎市福祉文化公園植栽等管理業務委託の金額入り設計書		11/28	部分公開	第7条第6号	生涯学習課
536	11/21	請求	平成30年度大塚下川原線外11線草刈業務委託の金額入り設計書		11/28	公開		道路維持課
537	11/21	請求	平成30年度都市公園等管理業務委託(大塚台公園外)の金額入り設計書		11/26	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
538	11/21	請求	宮崎市立宮崎南小学校中校舎外壁改修工事の金額入り設計書		11/29	公開		学校施設課
539	11/21	請求	宮崎市宮住宅池内団地149棟外壁改修工事の金額入り設計書		11/26	公開		建築住宅課
540	11/22	請求	加江田地区農業集落排水(30-1工区)下水道管布設工事の金額入り設計書		12/4	公開		下水道整備課
541	11/22	請求	宮本地区学習等供用施設空調設備更新工事の金額入り設計書		12/3	公開		地域コミュニティ課
542	11/22	請求	合流地区管渠築造工事(29-1)の金額入り設計書		12/4	公開		下水道整備課
543	11/22	請求	土地改良事業関係補助金交付に関して、下記対象物件に係る補助金交付申請所およびその添付書類、補助金交付決定通知書を含むすべて。 対象:目引池 宮崎市大字上北方字目引□□□ 地目:ため池 を含む目引地区		11/28	公開		農村整備課
544	11/26	請求	石崎地区学習等供用施設外壁改修工事の金額入り設計書		12/7	公開		地域コミュニティ課
545	11/26	請求	夢見橋橋梁修繕工事の金額入り設計書		11/26	公開		道路維持課
546	11/26	請求	田野地区中央排水区雨水管渠布設工事の金額入り設計書		11/30	公開		田野・農林建設課
547	11/21	申出	宮崎市内の危険物貯蔵許可施設のうち、「ガソリン、桐油、軽油、重油」を貯蔵する地下タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、給油取扱所(法人に限る)の事業所名(又は施設名)、住所、施設区分、危険物の品名、数量(タンク容量)の一覧		12/7	公開		予防課
548	11/28	請求	平成20年2月に●●●氏が起こした市職員に対する暴行事件の告訴状及び暴行事件に対する処分の写真		12/12	非公開	第9条	農林建設課
549	11/29	請求	宮崎市が保有する佐土原町及び田野町の字一覧(地番入り)		12/3	公開		資産税課
550	11/29	請求	祇園橋橋梁修繕工事の金額入り設計書		12/5	公開		農林建設課
551	11/29	請求	石崎地区学習等供用施設外壁改修工事の金額入り設計書		12/11	公開		地域コミュニティ課
552	11/29	請求	宮崎市中央卸売市場青果棟せり場屋上防水改修工事(その4)の金額入り設計書		12/7	公開		市場課
553	11/29	請求	宮崎市中央卸売市場給排水消火設備改修工事(その1)のうち電気設備工事の金額入り設計書		12/7	公開		市場課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
554	11/30	請求	加納汚水幹線(30-2工区)下水道管布設工事の金額入り設計書		12/5	公開		下水道整備課
555	11/29	請求	宮崎市コールセンター構築及び運營業務の包括外部委託の公募型プロポーザル審査結果		12/4	公開		秘書課
556	12/4	請求	昭和通線(小戸之橋)工用仮橋撤去工事(右岸)の金額入り設計書			取り下げ		市街地整備課
557	12/4	申出	建築計画概要書 平成30年4月1日～直近のものまで		12/13	公開		建築指導課
558	12/4	申出	建築計画概要書 宮崎市第251号 H30.10.23 宮崎市第259号 H30.10.25		12/13	公開		建築指導課
559	12/5	請求	合流地区管渠改築工事(30-4)の単価記載済み実施設計書			取り下げ		下水道整備課
560	12/5	申出	開発許可昭和50年7月22日シレイ284-5.15の造成計画平面図、構造図		12/7	公開		開発指導課
561	12/5	申出	宮崎市内で平成30年11月1日～11月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 (移動、臨時、自動販売機等は除く) ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		12/12	公開		保健衛生課
562	12/7	請求	①平成30年度宮崎駅前地区自治会補助金交付決定及び補助金交付申請書類一式 ②平成30年度「ミニポートピア宮崎運営協議会」会議に関する議事録を含む書類一式		12/17	部分公開	第7条第2号	企画政策課
563	12/7	請求	①平成30年度宮崎駅前地区自治会補助金交付決定及び補助金交付申請書類一式 ②平成30年度「ミニポートピア宮崎運営協議会」会議に関する議事録を含む書類一式		12/17	部分公開	第7条第2号	地域コミュニティ課
564	12/7	請求	①西十地区学習等供用施設外壁改修工事、②新城地区学習等供用施設外壁改修工事、③福島地区学習等供用施設外壁改修工事の金額入り設計書		12/21	公開		地域コミュニティ課
565	12/7	請求	上の丸橋橋梁修繕工事の金額入り設計書		12/21	公開		農林建設課
566	12/7	請求	フェニックス自然動物園マッドマウス塗装改修工事の金額入り設計書		12/11	公開		公園緑地課
567	12/7	請求	宮崎市上水児童プール改修工事の金額入り設計書		12/14	公開		子育て支援課
568	12/7	請求	祇園橋橋梁修繕工事の金額入り設計書		12/14	公開		農林建設課
569	12/3	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業 (平成30年11月1日～平成30年11月30日の新規営業許可) (自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店などを除く) 【内容】・屋号・営業所所在地・営業所電話番号(携帯電話番号を除く)・申請者氏名・初回許可年月日・細分業種		12/10	公開		保健衛生課
570	12/3	申出	平成30年11月1日～11月30日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日についての一覧表。(自動販売機、仮設移動、自動車、短期、臨時等での営業を除く)		12/10	公開		保健衛生課
571	12/3	申出	平成30年11月1日～11月30日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表 ※施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名(可能であれば)		12/13	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
572	12/10	申出	宮崎市内において平成30年11月1日～11月30日の間で飲食店営業許可を取得している施設(臨時、期限切れ廃業は除く)の、屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、業種及び種目、初回許可年月日、許可番号、許可開始日、終了年月日。 *法人については申請者住所、申請者電話番号(携帯電話を除く)、代表者氏名。		12/13	公開		保健衛生課
573	12/10	申出	平成30年11月1日から11月30日の間に理容・美容業の新規許可を受けた全施設(廃業しているものを除く)の、1施設名称、2施設所在地、3施設電話番号、4開設者名、5代表者氏名(法人のみ)、6開設者住所(法人のみ)、7開設者電話番号(法人のみ)、8確認年月日、9確認番号		12/13	公開		保健衛生課
574	12/11	請求	西十地区学習等供用施設外壁改修工事の金額入り設計書		12/18	公開		地域コミュニティ課
575	12/11	請求	下水流公園と上水流公園の以下の資料 ①都市公園台帳、②公園樹木調書、③後援施設調書、④関連する図面一式		12/14	公開		公園緑地課
576	12/11	請求	上田島5号雨水幹線の流量計算書、流量図面、水路の図面		12/14	公開		下水道整備課
577	12/11	請求	①佐土原中学校運動場の図面一式 ②佐土原中学校正門ゲートに関する資料 ・旧ゲートが流されたことが分かる資料 ・新設されたゲートの資料		12/21	公開		学校施設課
578	12/11	請求	②佐土原中学校正門ゲートに関する資料 ・旧ゲートが流されたことが分かる資料 ・新設されたゲートの資料		12/21	不存在	不存在(一部 不存在含む)	学校施設課
579	12/7	申出	水路の構造図 昭和58年7月25日シレイ286-1.20 宮崎市月見ヶ丘5丁目421番地外19筆		12/13	公開		開発指導課
580	12/11	申出	建築計画概要書 平成30年4月1日～直近のものまで		12/13	公開		建築指導課
581	12/11	申出	建築計画概要書 宮崎市第274号 H30.11.6 宮崎市第277号 H30.11.7		12/13	公開		建築指導課
582	12/12	申出	建築計画概要書 平成30年7月1日～平成30年12月31日に確認されたもの		12/17	公開		建築指導課
583	12/14	請求	生目の杜遊古館展示室改修工事のうち電気設備工事の金額入り設計書		12/20	公開		文化財課
584	12/14	請求	村角中継ポンプ場外テレメータ装置改築工事の金額入り設計書		12/27	公開		下水道施設課
585	12/14	申出	町又は字の名称や区域の変更等の告示の写し 対象告示:平成30年第4回宮崎市議会において可決された、議案第120号・第121号「字の区域の変更について」に基づき発出された、宮崎市告示		12/21	公開		農林建設課
586	12/17	申出	2018年度PCB届出リスト(宮崎市)		12/20	公開		廃棄物対策課
587	12/17	請求	南原土地区画整理事業換地計画書に添付されている「新地番入り換地図」		12/28	公開		区画整理課
588	12/17	請求	平成31年度「市広報みやざき」及び「宮崎市ホームページ」の広告枠の入札における全応札企業及び落札金額		12/25	部分公開	第7条第6号	秘書課
589	12/18	請求	清武汚水準幹線(30-11工区)下水道管布設工事の金額入り設計書		12/26	公開		下水道整備課
590	12/18	請求	①合流地区管渠改築工事(30-3)、②合流地区管渠改築工事(30-4)、③合流地区管渠改築工事(30-5)、④合流地区管渠改築工事(30-6)、⑤合流地区管渠改築工事(30-7)、⑥合流地区管渠改築工事(30-8)、⑦合流地区管渠改築工事(30-9)の金額入り設計書(当初設計書)		12/28	公開		下水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
591	12/18	請求	本市が加入する損害保険にかかる保険契約・保険証券一式(但し10万円以上のもの)		1/22	部分公開	第7条第3号	総務法制課
592	12/18	請求	本市が加入する損害保険にかかる保険契約・保険証券一式(但し10万円以上のもの)		12/25	部分公開	第7条第2号	総務法制課
593	12/18	請求	・水道賠償責任保険加入者証 ・下水道賠償責任保険加入証 ・建物総合損害共済申込承認証明細書 (上記のうち10万円以上のもの)		12/28	公開		総務課
594	12/18	請求	本市が加入する損害保険にかかる保険契約・保険証券一式(但し10万円以上のもの)		12/28	部分公開	第7条第3号	公立大学・企画総務課
595	12/19	申出	①昭和通線(小戸之橋)新橋設置工事(上部工1工区)、②昭和通線(小戸之橋)新橋設置工事(上部工2工区)の金額入り設計書		12/21	公開		市街地整備課
596	12/20	請求	宮崎市宮住宅内団地143棟外壁改修工事の金額入り設計書(変更後)		12/25	公開		建築住宅課
597	12/20	請求	2004年に「●●●」(宮崎市新別府町江口 〇〇〇)の開発について、許可の答申を出した宮崎市開発審査会(会長・中澤隆雄・宮崎大教授)の全ての議事録		12/27	部分公開	第7条第2号	都市計画課
598	12/20	請求	宮崎市で登録のある墓地の名称及び墓地の所在地		12/25	公開		保健衛生課
599	12/20	請求	林道橋定期点検業務委託の金額入り設計書		12/28	公開		森林水産課
600	12/20	請求	大淀処理場NO.1最初沈殿池ストックマネジメント点検調査業務委託の金額入り設計書		12/27	公開		下水道施設課
601	12/25	請求	学園中継ポンプ場外壁・屋根防水改修工事の金額入り設計書		1/7	公開		下水道施設課
602	12/25	請求	強制性交の疑いで逮捕された福祉部の職員についての下記の文書 ①宮崎市の職員に対する処分が理解できる文書 ②この職員を市が採用した時の日本国憲法尊重擁護義務宣誓書 ③もしも②が無いと主張するのであればその根拠となる文書 ④戸数市長直々の不祥事再発防止について全職員について書かせたという当該職員の書いた文書		1/8	部分公開	第7条第2号	人事課
603	12/26	申出	宮崎市立小・中学校にかかる学校環境衛生検査結果表 平成25年度～平成29年度にかかる部分		1/17	公開		保健給食課
604	12/27	請求	昭和通線(小戸之橋)工用仮橋撤去工事(右岸)の金額入り設計書		12/27	公開		市街地整備課
605	12/27	請求	鵜戸小柳箆1号線局部改良工事の金額入り設計書		1/7	公開		農林建設課
606	1/7	請求	①大塚台団地外不明水対策工事及び②合流地区管渠改築工事(30-4)の単価記載済み実施設計書		1/17	公開		下水道整備課
607	1/7	請求	平成29年度宮崎市立宮崎中学校外12校石綿含有分析調査委託業務の金額入り設計書		1/21	公開		学校施設課
608	1/7	請求	平成30年度青島児童センター改修工事のうち事務室外改修工事の金額入り設計書		1/11	公開		資産経営課
609	1/7	請求	平成30年度宮崎市学習等供用施設既存塗膜成分分析調査業務委託の金額入り設計書		1/21	公開		地域コミュニティ課
610	1/7	請求	平成30年度祇園橋橋梁修繕工事の金額入り設計書		1/10	公開		農林建設課
611	1/7	請求	新一ッ葉橋橋梁修繕工事の金額入り設計書		1/11	公開		道路維持課
612	1/7	請求	錦町通線42線街路樹維持管理業務委託の金額入り設計書		1/10	公開		道路維持課
613	1/7	請求	橋公園管理業務委託の金額入り設計書		1/9	公開		公園緑地課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
614	1/7	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業 (平成30年12月1日～平成30年12月31日の新規営業許可) (自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店などを除く) 【内容】・屋号・営業所所在地・営業所電話番号(携帯番号を除く)・申請者氏名・初回許可年月日・細分業種		1/9	公開		保健衛生課
615	1/7	申出	平成30年12月1日～12月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日についての一覧表。(自動販売機、仮設移動、自動車、短期、臨時等での営業を除く)		1/9	公開		保健衛生課
616	1/7	申出	平成30年12月1日～12月31日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表 ※施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名(可能であれば)		1/9	公開		保健衛生課
617	1/7	申出	平成30年12月1日～12月31日までに新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧表 ※施設名称、施設所在地、電話番号、開設年月日、開設者名・業務種類(可能であれば)			取り下げ		保健医療課
618	1/8	申出	建築計画概要書 平成30年4月1日～直近のものまで		1/15	公開		建築指導課
619	1/8	申出	建築計画概要書 宮崎市第300号 H30.11.27 宮崎市第306号 H30.11.29 宮崎市第317号 H30.12.13		1/15	公開		建築指導課
620	1/9	請求	建築計画概要書 平成26年度、平成27年度、平成28年度、平成30年度受付分		1/16	公開		建築指導課
621	1/9	申出	平成30年10月1日から平成30年12月31日までに飲食店営業の許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業所の屋号、②営業所の住所、③営業所の電話番号、④営業申込者の氏名(又は法人名及び代表者名)、⑤営業申請者の住所(法人のみ)、⑥申請者の電話番号(法人のみ)、⑦営業許可年月日 ※但し携帯電話番号、移動・短期営業、自動販売機等を除く		1/16	公開		保健衛生課
622	1/9	申出	宮崎市内で平成30年12月1日～12月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 (移動、臨時、自動販売機等は除く) ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		1/16	公開		保健衛生課
623	1/10	請求	平成30年11月2日から平成31年1月8日までに新規確認をうけた宮崎市内の理美容所。 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		1/21	公開		保健衛生課
624	1/11	請求	宮崎市が保有する旧宮崎市及び清武町、高岡町の字一覧(地番入り)		1/21	公開		資産税課
625	1/11	請求	宮崎市本庁舎外壁改修工事(二期工事)の金額入り設計書		1/18	公開		庁舎管理課
626	1/11	請求	新城地区学習等供用施設外壁改修工事の金額入り設計書		1/25	公開		地域コミュニティ課
627	1/11	請求	福島地区学習等供用施設外壁改修工事の金額入り設計書		1/25	公開		地域コミュニティ課
628	1/11	請求	宮崎市民文化ホール大ホール西面外外壁改修工事		1/24	公開		文化・市民活動課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
629	1/11	請求	①妙見橋外1橋橋梁修繕工事、②宮交ンティ前歩道橋橋梁修繕工事、③浮之城上橋橋梁修繕工事、④夢見橋橋梁修繕工事、⑤大塚台1号歩道橋橋梁修繕工事の金額入り設計書		1/15	公開		道路維持課
630	1/11	請求	宮崎市営住宅飛江田団地173棟外壁改修工事の金額入り設計書		1/16	公開		建築住宅課
631	1/11	請求	宮崎市営住宅池内団地144棟外壁改修工事の金額入り設計書		1/16	公開		建築住宅課
632	1/11	請求	宮崎市営住宅池内団地148棟外壁改修工事の金額入り設計書		1/16	公開		建築住宅課
633	1/11	請求	福島橋橋梁修繕工事の金額入り設計書		1/21	公開		農林建設課
634	1/11	請求	小牧橋橋梁修繕工事の金額入り設計書		1/21	公開		農林建設課
635	1/11	請求	祇園橋橋梁修繕工事の金額入り設計書		1/18	公開		農林建設課
636	1/11	請求	論地橋橋梁修繕工事の金額入り設計書		1/25	公開		農林建設課
637	1/11	請求	①宮崎市立赤江東中学校北校舎外壁改修工事、②宮崎市立宮崎南小学校北校舎外壁改修工事の金額入り設計書		1/21	公開		学校施設課
638	1/11	請求	富吉浄水場ろ過池塗装工事の金額入り設計書		1/18	公開		浄水課
639	1/15	申出	宮崎市において平成30年12月1日～12月31日の間で飲食店営業許可を取得している施設(臨時、期限切れ廃業は除く)の、屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、業種及び種目、初回許可年月日、許可番号、許可開始日、終了年月日。 *法人については申請者住所、申請者電話番号(携帯電話を除く)、代表者氏名。		1/21	公開		保健衛生課
640	1/15	申出	平成30年12月1日から12月31日の間に理容・美容業の新規許可を受けた全施設(廃業しているものを除く)の、1施設名称、2施設所在地、3施設電話番号、4開設者名、5代表者氏名(法人のみ)、6開設者住所(法人のみ)、7開設者電話番号(法人のみ)、8確認年月日、9確認番号		1/21	公開		保健衛生課
641	1/15	申出	建築計画概要書 平成30年4月1日～直近のものまで		1/21	公開		建築指導課
642	1/15	申出	建築計画概要書 民間 第ERI-18049584号 H30.12.19		1/21	公開		建築指導課
643	1/16	請求	宮崎市において平成31年1月16日現在において食鳥処理業の許可を取得しているもののうち以下の項目 ・屋号、営業所所在地、営業所電話、申請者氏名または法人名・代表者名、申請者電話番号、許可開始年月日 但し、個人申請者住所・携帯電話番号は除く。		1/22	公開		保健衛生課
644	1/18	請求	小山田地区路肩崩壊に関する協議・調査に係る報告書の写し		1/22	公開		農林建設課
645	1/18	請求	平成30年度12月までの印章登録業者の受注実績		1/25	公開		契約課
646	1/18	請求	下記の位置指定道路の寸法・位置・境界が記載されている図面 ・宮崎市波島1丁目□□□ ・指定年月日 昭和60年1月23日 5号		1/23	部分公開	第7条第2号	建築指導課
647	1/18	請求	①宮崎市立生目南中学校北校舎西棟屋上防水改修工事、②宮崎市立住吉中学校南校舎西棟屋上防水改修工事、③宮崎市立大宮小学校南校舎屋上防水改修工事、④宮崎市立宮崎南小学校中校舎屋上防水改修工事、⑤宮崎市立穂中学校中校舎屋上防水改修工事の金額入り設計書		1/25	公開		学校施設課
648	1/21	申出	建築計画概要書 「平成30年10月1日～平成30年12月31日」に確認されたもの		1/21	公開		建築指導課
649	1/21	請求	建築計画概要書 宮崎市 第90号 平成30年6月19日付		1/30	公開		建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
650	1/21	請求	宮崎市末広2丁目□□□□に関し提出された宮崎市中高層建築物等に関する指導要綱に基づく書類一式		1/30	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	建築指導課
651	1/22	請求	平成30年度の「宮崎市中央卸売市場警備業務委託」の積算資料(積算の内訳)		1/28	公開		市場課
652	1/22	請求	宮崎市本庁舎外壁改修工事(二期工事)の変更後の金額入り設計書		1/23	公開		庁舎管理課
653	1/22	請求	宮崎市本庁舎外壁改修工事(二期工事)の金額入り設計書		1/23	公開		庁舎管理課
654	1/22	請求	①宮崎市営住宅飛江田団地154棟外壁改修工事、②宮崎市営住宅飛江田団地162棟外壁改修工事、③宮崎市営住宅飛江田団地170棟外壁改修工事、④宮崎市営住宅池内団地143棟外壁改修工事、⑤宮崎市営住宅池内団地144棟外壁改修工事、⑥宮崎市営住宅池内団地149棟外壁改修工事、⑦宮崎市営住宅老松団地268棟外壁改修工事の金額入り設計書		1/25	公開		建築住宅課
655	1/22	請求	本郷公民館管理棟外壁改修工事の金額入り設計書		1/25	公開		地域コミュニティ課
656	1/22	請求	大塚台1号歩道橋橋梁修繕工事の金額入り設計書		1/22	公開		道路維持課
657	1/22	請求	①宮崎市当直業務委託、②宮崎市第4庁舎警備及び駐車場整理業務委託、③宮崎市高岡総合支所警備業務委託の落札価格			取り下げ		庁舎管理課
658	1/23	請求	宮建第1号24 平成30年11月28日 指示書 宮崎市希望ヶ丘4丁目□□□ ●●●が第一種住居専用地域における違反建築物を境界ブロックに密着して建築している隣家の建物に関して建築基準法第54条に沿った形で是正指導のお願い		1/24	部分公開	第7条第2号	建築指導課
659	1/25	請求	佐土原町上田島5号雨水幹に関する文書 平成17年度9月4日～9月6日災害時の記録及び管理記録		2/7	不存在	不存在(一部 不存在含む)	農林建設課
660	1/25	請求	佐土原町上田島5号雨水幹に関する文書 平成30年の台風第24号による災害時の記録及び管理記録		2/7	公開		農林建設課
661	1/25	請求	上田島5号雨水幹線にかかる資料 通常及び災害時における学校施設の管理規定			取り下げ		学校施設課
662	1/25	請求	平成17年9月4日～9月6日(台風14号に関する)の学校日誌		2/5	不存在	不存在(一部 不存在含む)	学校教育課
663	1/25	請求	平成30年9月末日～10月初め(台風24号に関する)の学校日誌		2/5	部分公開	第7条第2号	学校教育課
664	1/28	申出	宮崎市内にある有料老人ホーム(70ヶ所)の重要事項説明書			取り下げ		介護保険課
665	1/29	請求	南部地区道路舗装維持修繕工事(平成30年度単価契約10月～3月)の金額入り設計書		2/4	公開		道路維持課
666	1/30	請求	清武町工業用水水源地No.2取水ポンプ更新工事の金額入り設計書		2/5	公開		営業所工務課
667	1/30	請求	村角中継ポンプ場No.1主ポンプ吐出弁外改築工事の金額入り設計書		2/12	公開		営業所工務課
668	1/30	請求	分流地区管渠改築工事(30-4)の金額入り設計書		2/7	公開		下水道整備課
669	1/31	請求	平成26年3月1日～平成30年9月30日までに入札が実施された下水道施設課の工業薬品のうち、宮崎処理場、大淀処理場、木花処理場、青島浄化センター、内海1号マンホールポンプ場を納入場所とする工業薬品の入札・開札調書		2/12	部分公開	第7条第6号	下水道施設課
670	1/31	請求	浮之城上橋橋梁修繕工事の金額入り設計書		2/6	公開		道路維持課
671	1/31	申出	昭和28年12月測図 1:10,000都市計画図 宮崎2		2/7	公開		都市計画課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
672	1/31	申出	宮崎市内において平成元年1月8日から同年12月31日までに飲食店営業許可及び菓子製造許可を新規取得したもののうち、以下の項目 ①屋号、②営業所所在地、③営業所電話番号、④申請者氏名または法人名・代表者名、⑤申請者住所、⑥申請者電話番号、⑦許可開始年月日、⑧内容名称、⑨初回許可年月日。但し、個人申請者住所・電話番号・携帯電話番号・自動車・仮設移動・実演販売・自動販売・短期・臨時での営業を除く。		2/6	公開		保健衛生課
673	1/31	請求	2018年に宮崎市中で開業の医院、クリニックの情報		2/12	公開		保健医療課
674	1/31	請求	史跡安井息軒旧宅保存修理工事の金額入り設計書		2/4	公開		文化財課
675	2/4	請求	吉村通線3工区道路改良工事(その3)但し信号機移設工の金額入り設計書		2/6	公開		土木課
676	2/4	請求	宮崎市大塚町鶴ノ島口口口に関して、平成30年建築指導課が行った行政指導の内容が分かる文書		2/15	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	建築指導課
677	2/4	申出	宮崎市内下記住所の建物と住居番号が記載されている図面(街区図、住居表示台帳) 住所:宮崎市錦町 街区符号:6	5/8	2/5	公開		区画整理課
678	2/4	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業 (平成31年1月1日～平成31年1月31日の新規営業許可) (自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店などを除く) 【内容】・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号(携帯番号を除く) ・申請者氏名 ・初回許可年月日 ・細分業種		2/15	公開		保健衛生課
679	2/4	申出	平成31年1月1日～1月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日日についての一覧表。(自動販売機、仮設移動、自動車、短期、臨時等での営業を除く)		2/15	公開		保健衛生課
680	2/4	申出	平成31年1月1日～1月31日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表 ※施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名(可能であれば)		2/15	公開		保健衛生課
681	2/4	申出	平成31年1月1日～1月31日までに新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧表 ※施設名称、施設所在地、電話番号、開設年月日、開設者名・業務種類(可能であれば)		2/7	公開		保健医療課
682	2/4	申出	宮崎市内で平成31年1月1日～1月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設(移動、臨時、自動販売機等は除く) ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		2/15	公開		保健衛生課
683	2/6	請求	宮崎市内において平成30年10月1日から平成30年12月31日までの間に食品衛生法に基づく飲食店営業・食肉販売業・食肉処理業について開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業の区分(業種、内容名称) ②営業所の屋号 ③営業所の住所 ④営業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) ⑤営業所の電話番号		2/20	公開		保健衛生課
684	2/6	請求	宮崎市内において平成30年10月1日から平成30年12月31日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法について開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業の区分(業種、内容名称) ②営業所の屋号 ③営業所の住所 ④営業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) ⑤営業所の電話番号		2/20	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
685	2/7	請求	歯科技工所管理台帳 (技工所名、開設者名、開設場所、電話番号、開設年月日、 管理者名)		2/18	公開		保健医療課
686	2/8	申出	建築計画概要書 平成30年7月1日～平成30年12月31日に確認されたもの		2/12	公開		建築指導課
687	2/8	請求	平成31年1月9日から平成31年2月8日までに新規確認をうけた宮崎市内の理美容所。 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		2/20	公開		保健衛生課
688	2/8	請求	①清武汚水幹線(30-8工区)下水道管布設工事、②清武汚水幹線(30-9工区)下水道管布設工事の金額入り設計書		2/19	公開		下水道整備課
689	2/12	請求	平成31年1月1日～平成31年2月11日までに受け付けた下記台帳 ・建設リサイクル法に係る届出台帳 ・建築物除去届受付台帳		2/20	部分公開	第7条第2号	建築指導課
690	2/12	申出	建築計画概要書 平成30年4月1日～直近のものまで		2/18	公開		建築指導課
691	2/8	申出	宮崎市内において平成31年1月1日～1月31日の間で飲食店営業許可を取得している施設(臨時、期限切れ廃業は除く)の、屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、業種及び種目、初回許可年月日、許可番号、許可開始日、終了年月日。 ・法人については申請者住所、申請者電話番号(携帯電話を除く)、代表者氏名。		2/15	公開		保健衛生課
692	2/8	申出	平成31年1月1日から1月31日の間に理容・美容業の新規許可を受けた全施設(廃業しているものを除く)の、1施設名称、2施設所在地、3施設電話番号、4開設者名、5代表者氏名(法人のみ)、6開設者住所(法人のみ)、7開設者電話番号(法人のみ)、8確認年月日、9確認番号		2/15	公開		保健衛生課
693	2/15	請求	蛸原2号雨水幹線整備工事(9工区)の金額入り設計書		2/21	公開		土木課
694	2/15	申出	宮崎市内において営業している旅館業法の営業許可に関して、施設名称、施設所在地、営業所電話番号、種別、代表者氏名の情報(平成31年2月8日現在)		2/20	公開		保健衛生課
695	2/18	請求	①下田島通線舗装打換工事、②光ヶ丘梅野通線舗装打換工事の金額入り設計書		2/21	公開		農林建設課
696	2/18	請求	宮崎市立木花小学校大プール槽内防水改修工事の金額入り設計書		2/25	公開		学校施設課
697	2/19	申出	建築計画概要書 平成30年4月1日～直近のものまで		2/21	公開		建築指導課
698	2/20	申出	平成30年11月1日～平成31年1月31日迄に付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条に基づく住居表示実施地区の新築届、符番通知書など新設物件の受付日、地名町名、住居番号地番の明記されている資料、及び該当の住居表示台帳		2/25	部分公開	第7条第2号	区画整理課
699	2/22	請求	平成31年2月12日～平成31年2月21日までに受け付けた下記台帳 ・建設リサイクル法に係る届出台帳 ・建築物除去届受付台帳		2/28	部分公開	第7条第2号	建築指導課
700	2/27	請求	清武汚水幹線(30-14工区)下水道管布設工事の金額入り設計書		3/7	公開		下水道整備課
701	2/27	請求	・特別監査の結果について(通知) ・特別監査の結果について(報告)		3/13	部分公開	第7条第3号	福祉総務課
702	2/27	請求	・立入調査の結果について(通知) ・立入調査結果に基づく改善処置について		3/13	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	保育幼稚園課
703	2/27	請求	過去5年間の児童福祉法に基づく指導監査結果通知、改善報告書、概要が分かるもの(定例以外)		3/13	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	保育幼稚園課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
704	2/28	請求	清武汚水準幹線(30-13工区)下水道管布設工事の当初金額入り設計書		3/13	公開		下水道整備課
705	3/1	請求	平成31年2月22日～平成31年2月28日までに受け付けた下記台帳 ・建設リサイクル法に係る届出台帳 ・建築物除去届受付台帳		3/7	部分公開	第7条第2号	建築指導課
706	3/4	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業 (平成31年2月1日～平成31年2月28日の新規営業許可) (自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店などを除く) 【内容】・屋号・営業所所在地・営業所電話番号(携帯番号を除く)・申請者氏名・初回許可年月日・細分業種		3/12	公開		保健衛生課
707	3/4	申出	宮崎市内で下記の期間に新規届出・廃止届出のあった歯科技工所の名簿一覧 平成30年1月1日～12月31日 名称・電話番号・郵便番号を含む所在地・開設者名・開設年月日もしくは廃止年月日		3/11	公開		保健医療課
708	3/4	申出	宮崎市都市計画図45(薫る坂付近) 昭和45年10月測図		3/6	公開		都市計画課
709	3/4	申出	宮崎市内で平成31年2月1日～2月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 (移動、臨時、自動販売機等は除く) ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		3/12	公開		保健衛生課
710	3/5	申出	平成31年2月1日～2月28日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日日についての一覧表。(自動販売機、仮設移動、自動車、短期、臨時等での営業を除く)		3/12	公開		保健衛生課
711	3/5	申出	平成31年2月1日～2月28日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表 ※施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名(可能であれば)		3/12	公開		保健衛生課
712	3/5	申出	平成31年2月1日～2月28日までに新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧表 ※施設名称、施設所在地、電話番号、開設年月日、開設者名・業務種類(可能であれば)		3/11	公開		保健医療課
713	3/5	請求	平成31年2月9日から平成31年3月5日までに新規確認をうけた宮崎市内の理美容所。 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		3/12	公開		保健衛生課
714	3/5	請求	宮崎市アリーナ基本構想策定関連調査業務報告書		3/11	公開		企画政策課
715	3/6	請求	西部地区都市公園等維持修繕工事(単価契約)の金額入り設計書		3/11	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
716	3/6	請求	自家用電気工作物保守点検委託について、高岡小学校ほか1校及び佐土原小学校ほか1校の平成29年度と30年度の応札者及び金額が分かる資料		3/12	部分公開	第7条第6号	学校施設課
717	3/7	請求	①学園通線外68線街路樹維持管理業務委託、②大島通線外29線街路樹維持管理業務委託、③錦町通線外43線街路樹維持管理業務委託の金額入り設計書		3/12	公開		道路維持課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
718	3/6	請求	宮崎市内において平成30年7月1日から平成30年9月30日までの間に食品衛生法に基づく飲食店営業・食肉販売業・食肉処理業について開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業の区分(業種、内容名称) ②営業所の屋号 ③営業所の住所 ④営業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) ⑤営業所の電話番号		3/13	公開		保健衛生課
719	3/6	請求	宮崎市内において平成30年7月1日から平成30年9月31日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法について開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業の区分(業種、内容名称) ②営業所の屋号 ③営業所の住所 ④営業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) ⑤営業所の電話番号		3/13	公開		保健衛生課
720	3/8	請求	宮崎市立宮崎南小学校北校舎外壁改修工事(変更分)の金額入り設計書		3/19	公開		学校施設課
721	3/8	請求	アリーナ基本構想策定関連調査(みやぎん経済研究所)		3/14	公開		企画政策課
722	3/8	請求	・天神山公園の公園台帳と図面 ・愛宕山公園の公園台帳と図面		3/22	公開		公園緑地課
723	3/8	申出	宮崎市内において平成31年2月1日～2月28日の間で飲食店営業許可を取得している施設(臨時、期限切れ廃業は除く)の、屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、業種及び種目、初回許可年月日、許可番号、許可開始日、終了年月日。 ・法人については申請者住所、申請者電話番号(携帯電話を除く)、代表者氏名。		3/13	公開		保健衛生課
724	3/8	申出	平成31年2月1日から2月28日の間に理容・美容業の新規許可を受けた全施設(廃業しているものを除く)の、1施設名称、2施設所在地、3施設電話番号、4開設者名、5代表者氏名(法人のみ)、6開設者住所(法人のみ)、7開設者電話番号(法人のみ)、8確認年月日、9確認番号		3/13	公開		保健衛生課
725	3/11	請求	平成31年3月1日～平成31年3月10日までに受け付けた下記台帳 ・建設リサイクル法に係る届出台帳 ・建築物除去届受付台帳		3/20	部分公開	第7条第2号	建築指導課
726	3/11	申出	平成30年11月1日～平成31年2月29日の期間に新規、更新の許可を得た飲食店のリスト(固定店舗を持たない臨時営業、自動販売機、移動販売、露店を除く) 営業施設名称、住所、電話番号、許可年月日、営業者氏名(法人の場合は代表者氏名も)、業種(種目)		3/18	公開		保健衛生課
727	3/11	申出	平成30年11月1日～平成31年2月29日の期間に新規、更新の許可を得た理容院、美容院のリスト(固定店舗を持たない臨時営業、自動販売機、移動販売、露店を除く) 営業施設名称、住所、電話番号、許可年月日、営業者氏名(法人の場合は代表者氏名も)、業種(種目)		3/15	公開		保健衛生課
728	3/11	申出	下記医療機関がいつ廃院(閉院)したか確認できる廃止届出書 ・●●●医院(宮崎市芳土□□□) ・●●●医院(宮崎市松橋□□□)		3/15	公開		保健医療課
729	3/11	申出	市有物件の売却について、物件番号15:宮崎市高岡町浦之名字川水流□□□ ・土地建物の売却価格の算定内訳 ・建物の図面一式 ・電気料・水道料・浄化槽等、その他本物件を維持管理するためのこれまでの維持管理経費明細。可能であれば、設置当初から使用されなくなった最後の年度(平成29年度)まで年度ごとの明細。 ・浄化槽の使用型番年式等と設置業者名と清掃・点検・検査を行ってきた業者名、住所、連絡先		3/20	部分公開	第7条第3号	資産経営課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
730	3/11	申出	市有物件の売却について、物件番号15:宮崎市高岡町浦之名字川水流□□□ ・平成25年度以前の電気料・水道料・浄化槽等、その他本物件を維持管理するためのこれまでの維持管理経費明細。可能であれば、設置当初から使用されなくなった最後の年度(平成29年度)まで年度ごとの明細。 ・旧高岡町が運営していた河川プールの利用状況の資料等。		3/20	不存在	不存在(一部 不存在含む)	資産経営課
731	3/12	請求	大塚台1号線外39線街路樹維持管理業務委託(平成31年度)の金額入り設計書		3/19	公開		道路維持課
732	3/12	請求	南部1地区都市公園等維持修繕工事(単価契約・平成31年度)の金額入り設計書		3/13	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
733	3/12	請求	幹線管路耐震化事業古城工区配水管布設替工事(その3)の金額入り設計書(変更契約後)		3/19	公開		水道整備課
734	3/13	請求	①木原污水準幹線(30-17工区)下水道管布設工事、②清武污水準幹線(30-4工区)下水道管布設工事、③清武污水準幹線(30-12工区)下水道管布設工事、④木原污水準幹線(30-13工区)下水道管布設工事の金額入り設計書		3/25	公開		下水道整備課
735	3/15	請求	①木原污水準幹線(30-17工区)下水道管布設工事、②清武污水準幹線(30-4工区)下水道管布設工事、③木原污水準幹線(30-13工区)下水道管布設工事の金額入り設計書		3/28	公開		下水道整備課
736	3/15	請求	アリーナ建設の調査報告書		3/20	公開		企画政策課
737	3/15	申出	建築計画概要書 平成30年4月1日～直近のものまで		3/19	公開		建築指導課
738	3/15	申出	建築計画概要書 第ERI-19004465 H31.2.15 第383 H31.2.12 第404 H31.2.27 第415 H31.3.8		3/19	部分公開	第7条第3号	建築指導課
739	3/18	請求	宮崎市橋通西2丁目□□□に所在する「●●●」の営業者名、営業者住所、営業者連絡先 宮崎市中央通□□□に所在する「●●●」の営業者名、営業者住所、営業者連絡先		3/27	公開		保健衛生課
740	3/13	請求	宮崎市保育所等の利用調整に係る事務実施要綱		3/19	公開		保育幼稚園課
741	3/19	申出	建築計画概要書 平成30年4月1日～直近のものまで		3/25	公開		建築指導課
742	3/19	申出	建築計画概要書 第H30SHC-H451070号 H30.2.7		3/25	公開		建築指導課
743	3/22	請求	幹線管路耐震化事業清武工区配水管布設替工事(但し八重川推進工)の金額入り設計書(第1回変更)		4/1	公開		水道整備課
744	3/22	請求	①幹線管路耐震化事業下北方工区配水管布設替工事(その4)、②幹線管路耐震化事業下北方工区配水管布設替工事(その7)、③山崎台団地線配水管布設替工事、④花ヶ島通線配水管布設替工事(その2)の位置図、図面、金額入り設計書(設計変更)		3/27	公開		水道整備課
745	3/22	請求	平成31年3月11日～平成31年3月21日までに受け付けた下記台帳 ・建設リサイクル法に係る届出台帳 ・建築物除去届受付台帳		3/29	部分公開	第7条第2号	建築指導課
746	3/25	申出	宮崎市現況図90-35 昭和50年修正測量 宮崎市大字富吉902付近		3/28	公開		都市計画課
747	3/26	請求	①宮崎市営住宅飛江田団地154棟外壁改修工事、②宮崎市営住宅飛江田団地162棟外壁改修工事、③宮崎市営住宅飛江田団地170棟外壁改修工事、④宮崎市営住宅飛江田団地173棟外壁改修工事、⑤宮崎市営住宅池内団地143棟外壁改修工事、⑥宮崎市営住宅池内団地144棟外壁改修工事、⑦宮崎市営住宅池内団地148棟外壁改修工事、⑧宮崎市営住宅池内団地149棟外壁改修工事、⑨宮崎市営住宅老松団地268棟外壁改修工事の金額入り設計書		3/29	公開		建築住宅課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
748	3/26	請求	①宮崎市立生目小学校北校舎東棟外壁改修工事、②宮崎市立赤江東中学校北校舎外壁改修工事、③宮崎市立宮崎南小学校北校舎外壁改修工事の金額入り設計書		4/1	公開		学校施設課
749	3/26	請求	①石崎地区学習等供用施設外壁改修工事、②新城地区学習等供用施設外壁改修工事、③福島地区学習等供用施設外壁改修工事、④西十地区学習等供用施設外壁改修工事、⑤本郷公民館管理棟外壁改修工事の金額入り設計書		4/9	公開		地域コミュニティ課
750	3/26	請求	①新一ツ葉橋橋梁修繕工事、②大塚台1号歩道橋橋梁修繕工事、③宮交シティ前歩道橋橋梁修繕工事、④浮之城上橋橋梁修繕工事、⑤妙見橋外1橋橋梁修繕工事、⑥夢見橋橋梁修繕工事、⑦上の丸橋橋梁修繕工事、⑧論地橋橋梁修繕工事の金額入り設計書		4/2	公開		道路維持課
751	3/26	請求	①小牧橋橋梁修繕工事、②福島橋橋梁修繕工事の金額入り設計書		3/28	公開		農林建設課
752	3/26	請求	祇園橋橋梁修繕工事の金額入り設計書		3/28	公開		農林建設課
753	3/26	請求	宮崎市本庁舎外壁改修工事(二期工事)の金額入り設計書		3/28	公開		庁舎管理課
754	3/26	請求	宮崎市民文化ホール大ホール西面外外壁改修工事の金額入り設計書		4/3	公開		文化・市民活動課
755	3/26	請求	フェニックス自然動物園マッドマウス塗装改修工事の金額入り設計書		4/4	公開		公園緑地課
756	3/26	請求	宮崎市内上水児童プール改修工事の金額入り設計書		3/26	公開		子育て支援課
757	3/26	請求	富吉浄水場ろ過池塗装工事の金額入り設計書		3/29	公開		浄水課
758	3/26	請求	①鶴島中継ポンプ場外壁・屋根防水改修工事、②宮崎処理場汚泥投入室外壁改修工事、③学園中継ポンプ場外壁・屋根防水改修工事の金額入り設計書		4/1	公開		下水道施設課
759	3/27	請求	宮崎市大淀小外14校フェニックス虫害防管理業務委託の金額入り設計書		4/1	部分公開	第7条第6号	学校施設課
760	3/27	請求	社会福祉法人●●●に対する平成29年3月の指導監査結果通知書、改善報告書、生命保険の返還額が分かるもの		4/10	部分公開	第7条第3号	福祉総務課
761	3/28	請求	普通財産貸付料算定基準		4/2	公開		資産経営課
762	3/28	請求	平成31年度北部地区道路舗装維持補修工事(単価契約)金額入り設計書		4/8	公開		農林建設課
763	3/28	申出	宮崎市都市計画図26 昭和45年10月測図		4/3	公開		都市計画課
764	3/28	申出	宮崎市における食品衛生法に基づく許可業種及び登録業種全ての施設の一覧(平成30年9月1日～平成31年2月28日の間に新規で許可を受けた施設全てで、既に廃業している施設、臨時営業及び仮設営業施設は除く) ・店名、店住所、店電話番号、申請者名(申請者が法人の場合は法人住所、法人電話番号、法人代表者名)、許可日、許可満了日、業種。※携帯電話番号を除く		4/5	公開		保健衛生課
765	3/28	申出	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書に係る事業場別集計表		4/9	公開		廃棄物対策課
766	3/28	請求	西部地区道路舗装維持修繕工事(単価契約4月～9月)の金額入り設計書		4/11	公開		道路維持課
767	3/28	請求	下水道管路施設耐震化事業(30-11)の金額入り設計書		4/10	公開		下水道整備課

2 個人情報開示請求の内容と処理状況(平成30年度)

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
1	H30.4.2	開示	印鑑登録証明書の写しの交付申請書		H30.4.13	部分開示	第15条第1号	市民課
2	H30.4.9	開示	介護認定審査会資料		H30.4.16	開示		介護保険課
3	H30.4.16	開示	診療報酬明細書、調剤報酬明細書		H30.5.24	開示		国保年金課
4	H30.4.24	開示	診療報酬明細書		H30.4.24	不開示	文書不存在	国保年金課
5	H30.4.18	開示	介護認定審査会資料		H30.4.27	開示		介護保険課
6	H30.4.16	開示	住民票の写しの交付請求書		H30.4.20	開示		市民課
7	H30.5.9	開示	介護認定審査会資料		H30.5.9	開示		介護保険課
8	H30.5.16	開示	住民票の写しの交付請求書		H30.5.16	開示		市民課
9	H30.5.29	開示	住民票の写しの交付請求書		H30.6.11	部分開示	第15条第6号	市民課
10	H30.5.31	開示	固定資産税課税台帳		H30.5.31	開示		資産税課
11	H30.6.1	開示	介護認定資料		H30.6.7	開示		介護保険課
12	H30.6.1	開示	診療報酬明細書		H30.6.13	部分開示	第15条第6号	国保年金課
13	H30.6.6	開示	固定資産税課税台帳		H30.6.7	開示		資産税課
14	H30.6.12	開示	伐採及び伐採後の造林の届出書、添付書類一式		H30.6.21	不開示	文書不存在	森林水産課
15	H30.6.12	開示	本人所有の土地に係る伐採及び伐採後の造林の届出書、添付書類一式		H30.6.12	開示		田野・農林建設課
16	H30.6.19	開示	印鑑登録証明書の写しの交付請求書		H30.7.2	開示		市民課
17	H30.6.22	開示	診療報酬明細書、調剤報酬明細書	H30.7.2	H30.7.31	開示		国保年金課
18	H30.6.25	開示	土地売買契約の契約書		H30.6.26	開示		佐土原・地域市民福祉課
19	H30.6.28	開示	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録		H30.7.12	部分開示	第15条第1号、第5号、第6号	介護保険課
20	H30.6.29	開示	改葬許可申請書		H30.7.3	部分開示	第15条第6号	生活安全課
21	H30.7.2	開示	救急活動報告書		H30.7.10	部分開示	第15条第6号	北消防署
22	H30.7.4	開示	本人所有の土地に係る伐採及び伐採後の造林の届出書		H30.7.4	不開示	文書不存在	田野・農林建設課
23	H30.7.9	開示	本人所有の土地に係る伐採及び伐採後の造林の届出書		H30.7.19	不開示	文書不存在	森林水産課
24	H30.7.9	開示	本人所有の土地に係る伐採及び伐採後の造林の届出書		H30.7.20	開示		森林水産課
25	H30.7.10	開示	納税関係書類		H30.7.24	開示		納税管理課
26	H30.7.10	開示	本人所有の土地に係る伐採及び伐採後の造林の届出書		H30.7.20	不開示	文書不存在	森林水産課
27	H30.4.10	開示	土地売買契約の契約書		H30.7.13	開示		佐土原・地域市民福祉課
28	H30.7.11	開示	肝炎ウイルス検査の受検日、医療機関名、受検時点の年齢、HBs抗原検査結果、HCV後退検査結果が分かるものの写し		H30.7.20	開示		健康支援課
29	H30.7.12	開示	本人所有の土地に係る伐採及び伐採後の造林の届出書		H30.7.20	不開示	文書不存在	森林水産課
30	H30.7.12	開示	住民票の写しの交付請求書		H30.7.23	開示		市民課
31	H30.7.12	開示	住民票の写しの交付請求書		H30.7.23	開示		市民課
32	H30.7.12	開示	住民票の写しの交付請求書		H30.7.23	開示		市民課
33	H30.7.12	開示	住民票の写しの交付請求書		H30.7.23	開示		市民課
34	H30.7.12	開示	固定資産税課税台帳		H30.7.12	開示		資産税課
35	H30.7.26	開示	住民票の写しの交付請求書		H30.8.7	開示		市民課
36	H30.7.27	開示	住民票の写しの交付請求書		H30.8.7	不開示	文書不存在	市民課
37	H30.7.30	開示	3歳6か月児健康診察票		H30.8.3	開示		親子保健課
38	H30.8.2	開示	診療報酬明細書		H30.8.9	不開示	文書不存在	国保年金課
39	H30.8.14	開示	医療介護連携課に対して行った相談の記録		H30.8.28	部分開示	第15条第2号、第6号	医療介護連携課
40	H30.8.20	開示	ケース記録一覧		H30.8.23	部分開示	第15条第2号、第6号	子育て支援課
41	H30.8.24	開示	地籍調査の暫定成果について、当時の境界立会に関する資料		H30.9.6	部分開示	第15条第6号	農村整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
42	H30.8.31	開示	住民票の写しの交付請求書		H30.9.12	不開示	文書不存在	市民課
43	H30.8.31	開示	住民票の写しの交付請求書		H30.9.12	不開示	文書不存在	市民課
44	H30.9.3	開示	伐採届		H30.9.11	開示		森林水産課
45	H30.9.3	開示	伐採届		H30.9.11	不開示	文書不存在	森林水産課
46	H30.9.7	開示	介護認定資料		H30.9.20	開示		介護保険課
47	H30.9.28	開示	介護認定審査会資料 認定情報、認定調査票		H30.10.10	不開示	文書不存在	森林水産課
48	H30.9.28	開示	本人所有の土地に係る伐採及び伐採後の造林の届出書		H30.10.10	開示		森林水産課
49	H30.10.1	開示	印鑑登録証明書の写しの交付請求書		H30.10.4	不開示	文書不存在	市民課
50	H30.10.1	開示	住民票の写しの交付請求書		H30.10.15	部分開示	第15条第6号	市民課
51	H30.10.9	開示	住民基本台帳事務における支援措置申出書		H30.10.9	開示		市民課
52	H30.10.22	開示	木造家屋調査書及び家屋平面図の写し		H30.10.23	開示		資産税課
53	H30.11.2	開示	生活保護に係る文書等		H30.11.14	部分開示	第15条第2号、第3号、第5号、第6号	社会福祉第一課
54	H30.11.16	開示	生活保護に係る文書等		H30.11.28	部分開示	第15条第2号、第5号第6号	社会福祉第一課
55	H30.11.16	開示	住民基本台帳事務における支援措置申出書		H30.11.16	開示		市民課
56	H30.11.16	開示	指導要録		H30.11.28	部分開示	第15条第2号	学校教育課
57	H30.11.19	開示	本人が提出した利用意向調査書		H30.11.29	開示		農業委員会事務局
58	H30.11.21	開示	要介護認定記録		H30.11.28	開示		介護保険課
59	H30.11.30	開示	母子寡婦福祉資金借入金書及び母子福祉資金償還台帳		H30.12.4	部分開示	第15条第6号	子育て支援課
60	H30.12.3	開示	3歳6か月検診時に本人が相談した内容が分かるもの		H30.12.5	開示		親子保健課
61	H30.12.5	開示	住民票の写しの交付請求書		H30.12.17	部分開示	第15条第6号	市民課
62	H30.12.5	開示	印鑑登録証明書の写しの交付請求書		H30.12.5	不開示	文書不存在	市民課
63	H30.12.5	開示	印鑑登録証明書の写しの交付請求書		H30.12.5	不開示	文書不存在	市民課
64	H30.12.11	開示	税証明に係る申請書		H30.12.19	開示		市民課
65	H30.12.27	開示	境界立会申請書		H30.12.13	開示		用地管理課
66	H30.12.27	開示	異議申立人に対する資源物収集運搬を禁止する命令処分に関する裁決書及び裁決書の受領に関する配達証明書		H31.1.7	開示		環境保全課
67	H30.12.27	開示	禁止命令書		H31.1.7	開示		環境業務課
68	H30.12.28	開示	介護認定情報		H31.1.8	開示		介護保険課
69	H31.1.7	開示	高齢年金証書		H31.1.7	開示		社会福祉第一課
70	H31.1.16	開示	り災証明願に添付した書類		H31.1.21	開示		佐土原・地域市民福祉課
71	H31.1.17	開示	保育実施基準点		H31.1.29	開示		保育幼稚園課
72	H31.1.17	開示	保育入所届に係る順位		H31.1.29	部分開示	第15条第6号	保育幼稚園課
73	H31.1.31	開示	保育園入所申込みに関する点数・順位		H31.2.6	開示		保育幼稚園課
74	H31.1.31	開示	保育園入所申込みに関する点数・順位		H31.2.6	部分開示	第15条第6号	保育幼稚園課
75	H31.2.1	開示	中高層指導要領		H31.2.6	部分開示	第15条第6号	社会福祉第一課
76	H31.2.4	開示	保育実施基準点		H31.2.6	開示		保育幼稚園課
77	H31.2.4	開示	保育入所届に係る順位		H31.2.6	部分開示	第15条第6号	保育幼稚園課
78	H31.2.12	開示	診療報酬明細書		H31.2.26	開示		国保年金課
79	H31.2.20	開示	本人所有の土地に係る伐採及び伐採後の造林の届出書、添付書類一式		H31.2.28	不開示	文書不存在	森林水産課
80	H31.2.20	開示	診療報酬明細書		H31.3.5	開示		国保年金課
81	H31.2.21	開示	介護認定審査会資料		H31.2.26	開示		介護保険課
82	H31.2.25	開示	伐採及び伐採後の造林の届出書、添付書類一式		H31.2.25	不開示	文書不存在	森林水産課
83	H31.2.27	開示	税証明、所得証明と納税証明		H31.3.8	不開示	文書不存在	市民課
84	H31.2.28	開示	診療報酬明細書、調剤報酬明細書		H31.3.7	開示		国保年金課
85	H31.2.28	開示	診療報酬明細書等の開示請求に係る保険医療機関等の開示回答書		H31.3.7	不開示	文書不存在	国保年金課
86	H31.2.28	開示	本人所有の土地に係る伐採及び伐採後の造林の届出書、添付書類一式		H31.3.6	不開示	文書不存在	清武・農林建設課
87	H31.3.1	開示	建築基準法第12条第5項の規定による報告書		H31.3.6	部分開示	第15条第6号	建築指導課
88	H31.3.6	開示	境界立会申請書		H31.3.12	部分開示	第15条第6号	用地管理課
89	H31.3.6	開示	個人不動産売買契約の契約書		H31.3.8	開示		佐土原・地域市民福祉課
90	H31.3.4	開示	介護認定審査会資料		H31.3.11	開示		介護保険課
91	H31.3.11	開示	住民票の写しの交付請求書		H31.3.18	不開示	文書不存在	市民課
92	H31.3.11	開示	生活保護にかかる文書等		H31.3.22	開示		社会福祉第一課
93	H31.3.13	開示	保育実施基準点		H31.3.19	開示		保育幼稚園課
94	H31.3.18	開示	柔道整復施術療養費申請書		H31.3.19	開示		国保年金課
95	H31.3.19	開示	本人申請に係る個人情報開示決定通知書、個人情報不開示決定通知書		H31.3.29	開示		国保年金課
96	H31.3.25	開示	診療報酬明細書等の開示請求に係る保険医療機関等の開示回答書		H31.3.29	不開示	文書不存在	国保年金課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
97	H31.3.25	開示	診療報酬明細書等の開示請求に係る保険医療機関等の開示回答書		H31.3.29	部分開示	第15条第6号	国保年金課
98	H31.3.28	開示	診療報酬明細書、調剤報酬明細書	H31.4.10	H31.4.25	開示		国保年金課

3 情報公開関係例規

(1) 宮崎市情報公開条例

平成14年3月29日
条例第3号

改正 平成16年12月20日条例第34号 平成17年12月20日条例第76号
平成19年3月23日条例第3号 平成21年12月25日条例第53号
平成28年3月22日条例第2号

宮崎市情報公開条例（平成10年条例第33号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、本市の有する公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、広く市政に関する知る権利を尊重するとともに、本市の行う諸活動を市民に説明する責務を全うし、市民の市政への理解と信頼を深め、もって市民参加による公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 一般の利用に供することを目的として保有しているもの
- (3) 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（公開を請求するものの責務）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求するものは、この条例の目的に従いその権利を正当に行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

（公開を請求できるもの）

第5条 次に掲げるものは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書（第5号に掲げるものにあつては、当該利害関係に係る公文書に限る。）の公開を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

（公開請求の手續）

第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 公開請求をするものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 公にすることにより、人の生命、健康、生活、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (5) 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号に規定する情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公文書の存否に関する情報)

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第11条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を公開請求があった日の翌日から起算して60日以内の日までに限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、前2項に規定する期間に算入しない。

(公開決定等の期限の特例)

第12条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(理由の記載等)

第13条 実施機関は、第10条第1項の規定により公開請求に係る公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき、又は同条第2項の規定により公開請求に係る公文書の全部を公開しない旨の決定をしたときは、公開請求者に対し、同条各項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この

場合において、当該理由は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、同項の決定をした日の翌日から起算して1年以内にその全部又は一部を公開できることが明らかであるときは、その旨を公開請求者に通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に本市（本市が設立した地方独立行政法人を含む。）、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの（以下この条、第19条第3号及び第20条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ロ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第18条第1項第2号及び第19条第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第15条 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(他の法令等による公開の実施との調整)

第16条 実施機関は、法令等の規定により、公開請求に係る公文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同条本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示については、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号）によるものとし、この条例は、適用しない。

(手数料等)

第17条 公開請求に係る手数料は、無料とする。

2 第15条本文の規定に基づき公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第17条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎市情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書及び同法第30条第1項に規定する反論書並びに同条第2項に規定する意見書の写し（当該反論書及び意見書の写しにあっては、提出があった場合に限る。）を添えてしなければならない。

（本市が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

第18条の2 本市が設立した地方独立行政法人がした公開決定等又は当該地方独立行政法人に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

（諮問をした旨の通知）

第19条 第18条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（1）審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

（2）公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（3）当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

（1）公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

（2）審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更に、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会の設置等）

第21条 第18条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、宮崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じ審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の調査権限）

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求められない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第23条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第24条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第25条 審査請求人等は、審査会に対し、第22条第3項若しくは第4項又は前条の規定により審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録(電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項において同じ。))にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付に係る手数料は、無料とする。この場合において、当該交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該写し又は書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

第26条 第18条第1項の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第27条 審査会は、第18条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第28条 第21条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(任意的公開)

第29条 実施機関は、第5条に規定するもの以外のものから公文書の公開の申出があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

(公文書の管理)

第30条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

(情報の提供)

第31条 本市は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

2 実施機関は、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供、助言その他公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

(施行の状況の公表)

第32条 市長は、毎年度1回、実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(出資法人の情報公開)

第33条 本市が出資している法人(本市が設立した地方独立行政法人を除く。)で規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の規定に基づく本市の施策に準じ、情報の公開に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人の保有する情報の公開が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の宮崎市情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、改正前の宮崎市情報公開条例（以下「旧条例」という。）の施行の日（議会が保有する公文書については、平成14年4月1日）以後に作成し、又は取得した公文書について適用する。
- 3 実施機関は、旧条例の施行の日（議会が保有する公文書については、平成14年4月1日）前に作成し、又は取得した公文書について、第5条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。
- 4 この条例の施行の際現にされている旧条例第6条の規定による公文書の公開の請求は、新条例第6条の規定による公開請求とみなす。
- 5 この条例の施行の際現にされている旧条例第13条に規定する不服申立ては、新条例第18条に規定する不服申立てとみなす。
- 6 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合は、新条例の相当規定によりしたものとみなす。
- 7 旧条例第14条第1項の規定により置かれた宮崎市情報公開審査会は、新条例第21条第1項の規定により置く審査会となり、同一性を持って存続するものとする。
(佐土原町等の編入に伴う経過措置)
- 8 この条例の規定は、佐土原町、田野町及び高岡町（以下「3町」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）前の3町の実施機関の職員が、平成15年3月31日以前に作成し、又は取得した公文書については、適用しない。
- 9 実施機関は、前項の公文書について、第5条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。
- 10 編入日前に、佐土原町情報公開条例（平成14年佐土原町条例第14号）及び田野町情報公開条例（平成14年田野町条例第34号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。
(清武町の編入に伴う経過措置)
- 11 この条例の規定は、清武町の編入の日前の同町の実施機関の職員が、平成15年3月31日以前に作成し、又は取得した公文書については、適用しない。
- 12 実施機関は、前項の公文書について、第5条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。
- 13 清武町の編入の日前に、清武町情報公開条例（平成14年清武町条例第24号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成16年12月20日条例第34号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
附 則（平成17年12月20日条例第76号）
この条例は、平成18年1月1日から施行する。
附 則（平成19年3月23日条例第3号）
この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成19年10月1日から施行する。
附 則（平成21年12月25日条例第53号）
この条例は、平成22年3月23日から施行する。
附 則（平成28年3月22日条例第2号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置の原則)
- 2 行政庁（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに公立大学法人宮崎公立大学をいう。以下同じ。）の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされ

た行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

(2) 宮崎市情報公開条例施行規則

平成14年 7月26日
規則第38号

改正 平成17年 3月31日規則第30号 平成18年 3月31日規則第10号
平成21年 3月30日規則第10号 平成28年 3月30日規則第11号

市長が管理する公文書の公開等に関する規則（平成11年規則第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公開請求書）

第2条 条例第6条第1項第3号の規則で定める事項は、公開請求をするものの希望する公開の方法とする。

2 条例第6条第1項の書面は、公開請求書（様式第1号）によるものとする。

（公開決定等の通知）

第3条 条例第10条第1項の規則で定める事項は、公開の日時及び場所とする。

2 条例第10条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 公文書の全部を公開する旨の決定をしたとき 公開決定通知書（様式第2号）
- (2) 公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき 部分公開決定通知書（様式第3号）
- (3) 公文書の全部を公開しない旨の決定をしたとき 非公開決定通知書（様式第4号）

（期間延長の通知）

第4条 条例第11条第2項の規定による通知は、公開決定等期間延長通知書（様式第5号）により行うものとする。

2 条例第12条の規定による通知は、公開決定等期間特例延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

（意見照会等の通知）

第5条 条例第14条第1項及び第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求の年月日
- (2) 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第14条第1項又は第2項の規定による通知は、意見照会書（様式第7号）により行うものとする。

3 条例第14条第3項の規定による通知は、公開決定第三者通知書（様式第8号）により行うものとする。

（公文書の公開方法）

第6条 条例第15条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ及びビデオテープ 当該録音テープ及びビデオテープを再生装置により再生したものの視聴
- (2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録をディスプレイ装置に出力したものの視聴、当該電磁的記録を印字装置により用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は当該電磁的記録をフロッピーディスク（幅90ミリメートルで2HDのものに限る。以下同じ。）若しくは光ディスク（直径が120ミリメートルで記憶容量が700メガバイトのものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

2 公文書の写しの交付部数は、公開請求1件につき1部とする。

（閲覧又は視聴の中止）

第7条 実施機関は、公文書を閲覧又は視聴するものが当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させることができる。

(費用負担)

第8条 条例第17条第2項の費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、公文書の写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第9条 条例第19条の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第9号)により行うものとする。

(公表の方法)

第10条 条例第32条の規定による公表は、市の広報紙等に掲載して行うものとする。

2 前項の公表は、前年度分の公文書の公開の実施状況について、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 公文書の公開の請求及び申出の状況

(2) 公文書の公開決定等の状況

(3) 審査請求の件数及びその処理状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(出資法人)

第11条 条例第33条第1項の規則で定める法人は、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成18年3月31日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る費用について適用し、同日前の申請に係る費用については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月30日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成28年3月30日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

区分		金額
公文書の写しの作成に要する費用	単色刷りの場合	写し1枚につき 10円
	多色刷りの場合	写し1枚につき 50円
	外部委託により作成する場合	当該委託契約に定める額
	電磁的記録をフロッピーディスクに複製した場合	フロッピーディスクの購入費相当額
	電磁的記録を光ディスクに複製した場合	光ディスクの購入費相当額
公文書の写しの送付に要する費用		郵便料金相当額
備考		
1 公文書の写しの作成は、日本工業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。		
2 両面に印刷した公文書の写しについては、片面を1枚として算定する。		

様式第1号～様式第9号（省略）

(3) 宮崎市情報公開審査会規則

平成14年7月5日
規則第29号

改正 平成28年3月30日規則第11号

宮崎市情報公開審査会規則（平成11年規則第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、宮崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（補佐人）

第4条 条例第23条第2項の許可の申出は、書面によるものとする。

（意見陳述者の数）

第5条 条例第23条第1項の規定により意見を述べる者の数は、審査請求人、参加人及び諮問庁それぞれ3人以内（補佐人を含む。）とする。ただし、審査会が必要と認めたときは、この限りでない。

（費用負担）

第6条 条例第25条第4項後段に規定する交付に係る費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、その交付を受けるときまでに納付しなければならない。

（議事録）

第7条 審査会の議事録は、議事の概要を記して作成するものとする。

2 審査会の議事録には、会長及び会長が指名する委員1人が署名するものとする。

（庶務）

第8条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第11号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分		金額	
写し又は書面の作成に要する費用	用紙に白黒で複写し、又は出力したもの	1枚につき	10円
	用紙にカラーで複写し、又は出力したもの	1枚につき	50円
写し又は書面の送付に要する費用		郵便料金相当額	
備考			
1 写し又は書面の作成は、日本工業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。			
2 両面に複写し、又は出力したものについては、片面を1枚として算定する。			

4 個人情報保護関係例規

宮崎市個人情報保護条例

平成14年3月29日

条例第2号

改正	平成16年12月20日条例第34号	平成17年12月20日条例第75号
	平成19年3月23日条例第2号	平成21年3月30日条例第2号
	平成21年12月25日条例第52号	平成27年9月18日条例第57号
	平成28年3月22日条例第2号	平成29年3月24日条例第2号
	平成29年6月27日条例第29号	

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権を擁護し、及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (6) 公文書 実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

2 この条例に基づく請求をしようとする者は、この条例により保障された権利等を正当に行使しなければならない。

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の収集先
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

4 前3項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、福利厚生等に係る個人情報を取り扱う事務については、適用しない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条、次条及び第9条において同じ。)を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務において、本人から収集したのでは当該事務の目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。
- (7) 他の実施機関から収集する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
- (8) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(本市が設立した地方独立行政法人を除く。以下「国等」という。)から収集する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、事務の執行上必要があると認められるとき。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

- (5) 当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 国等に提供する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
- (7) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために当該個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他当該個人情報を提供することについて特別の理由があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて、特定個人情報を利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を利用することができる。ただし、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(提供先に対する制限等)

第9条 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講じるよう求めることができる。

(電子計算機の結合による提供の制限)

第10条 実施機関は、実施機関以外のものとの間において、通信回線での電子計算機の結合による個人情報の提供（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方式によるものに限る。）を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(個人情報の適正管理)

第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する責任体制を明確にしなければならない。

- 3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(委託に伴う措置等)

第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、当該個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、当該事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 3 実施機関から委託を受けた個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(開示請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

- 2 次に掲げる者は、本人に代わって前項の規定による開示請求をすることができる。
- (1) 開示請求に係る個人情報の本人が未成年者又は成年被後見人（以下「未成年者等」という。）であるときは、その法定代理人
 - (2) 開示請求に係る個人情報 that 特定個人情報であるときは、当該特定個人情報の本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）
- （開示請求の手續）

第14条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）により、実施機関に請求しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（個人情報の開示義務）

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定により、本人に対しても開示することができないとされている個人情報
- (2) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるもの
- (3) 本市、本市が設立した地方独立行政法人又は国等が行う調査、争訟、交渉、監督、検査等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるもの
- (4) 開示することにより、個人の生命、身体若しくは財産の保護又は行政上の取締り、犯罪の捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められる個人情報
- (5) 本市又は本市が設立した地方独立行政法人と国等との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあると認められるもの
- (6) 開示請求者以外のものに関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外のものの権利利益を害するおそれがあると認められるもの
- (7) 未成年者等の個人情報であって、法定代理人に開示することが、本人の利益に反すると認められるもの
- (8) 特定個人情報であって、任意代理人に開示することが、本人の利益に反すると認められるもの

（部分開示）

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（個人情報の存否に関する情報）

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示決定等)

第18条 実施機関は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、開示請求に係る個人情報を開示する旨又は開示しない旨の決定(以下「開示決定等」という。)をしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、開示決定等をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、期間の経過により当該個人情報の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記するものとする。

4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第19条 開示請求に係る個人情報に本市、本市が設立した地方独立行政法人、国等及び開示請求者以外のもの(以下この条、第26条第3号及び第27条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録された公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第25条第1項第2号及び第26条第3号において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第20条 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

2 実施機関は、前項の規定により個人情報を開示する場合において、当該個人情報が記録された公文書の保存に支障が生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより開示することができる。

3 第14条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(簡易開示)

第21条 実施機関が開示することについて明らかに支障がないとしてあらかじめ定めた個人情報については、第14条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定による開示請求があったときは、第18条第1項の規定にかかわらず、開示決定等をしないで、速やかに開示するものとする。この場合において、開示は、前条第1項の規定にかかわらず、規則で定める方法により行う。

3 第14条第2項の規定は、前2項の規定により開示請求をする者及び開示を受ける者について準用する。

(訂正請求)

第22条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

2 第13条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の手續)

第23条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、実施機関に請求しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める部分及び訂正の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正決定等)

第24条 実施機関は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該訂正請求に係る個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定(以下「訂正決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、訂正決定等をしたときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正する旨の決定をしたときは、訂正請求に係る個人情報を訂正したうへ、訂正請求者に対し、第2項に規定する書面にその旨を記載しなければならない。

5 第18条第4項の規定は、訂正決定等について準用する。

(個人情報の提供先への通知)

第24条の2 実施機関は、前条第4項の規定により個人情報を訂正した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求)

第24条の3 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条から第24条の5までにおいて同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)を請求することができる。

- (1) 次のいずれかに該当する場合 当該個人情報の利用の停止又は消去
 - イ 第7条の規定に違反して収集されたとき。
 - ロ 第8条又は第8条の2の規定に違反して利用されているとき。
 - ハ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。
 - ニ 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。

(2) 第8条又は番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。

(利用停止請求の手續)

第24条の4 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、実施機関に請求しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止決定等)

第24条の5 実施機関は、利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、利用停止決定等をしたときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部の利用停止をしない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部の利用停止をする旨の決定をしたときは、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしたうえ、利用停止請求者に対し、第2項に規定する書面にその旨を記載しなければならない。

5 第18条第4項の規定は、利用停止決定等について準用する。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第24条の6 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第25条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書及び同法第30条第1項に規定する反論書並びに同条第2項に規定する意見書の写し（当該反論書及び意見書の写しにあっては、提出があった場合に限る。）を添えてしなければならない。

(本市が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

第25条の2 本市が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

(諮問をした旨の通知)

第26条 第25条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第27条 第19条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報全部の開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会の設置等）

第28条 第25条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、宮崎市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、この条例の規定によりその権限に属する事項を処理するとともに、個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じ審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の調査権限）

第29条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求に係る個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された審査請求に係る個人情報の開示を求められない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求に係る個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第29条の2 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第29条の3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧等）

第29条の4 審査請求人等は、審査会に対し、第29条第3項若しくは第4項又は前条の規定により審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項において同じ。）にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かななければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付に係る手数料は、無料とする。この場合において、当該交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該写し又は書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

第29条の5 第25条第1項の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第29条の6 審査会は、第25条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第30条 第28条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第31条 削除

(手数料等)

第32条 この条例の規定(第29条の4第4項を除く。次項において同じ。)に基づく請求に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づき公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(苦情への対応)

第33条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第34条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応じるものとする。

(他の制度との調整等)

第35条 他の法令等の規定により自己に関する個人情報の開示、訂正、利用停止その他これらに類するものの手続が定められているときは、その定めるところによる。ただし、特定個人情報の開示については、当該他の法令等又はこの条例の定めるところにより行うことができる。

2 この条例は、一般の利用に供することを目的として保有している個人情報については、適用しない。

(施行の状況の公表)

第36条 市長は、毎年度1回、実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(出資法人の措置)

第37条 本市が出資している法人(本市が設立した地方独立行政法人を除く。)で規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の規定に基づく本市の施策に準じ、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人の保有する個人情報の保護が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条中宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴くことに係る部分並びに第28条及び第30条の規定は、同年7月1日から施行する。

(宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

2 宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和59年条例第13号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に行われている個人情報を取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、この条例の施行の日以後速やかに」とする。

4 この条例の施行の際現に旧条例第8条第2項の規定により宮崎市個人情報保護審議会の意見を聴いて行われている電子計算組織の結合は、第10条ただし書の規定により行われているものとみなす。

- 5 この条例の施行の日前に行われた旧条例第10条又は第11条の規定による申請に係る開示、訂正又は削除については、なお従前の例による。
(佐土原町等の編入に伴う経過措置)
- 6 佐土原町、田野町及び高岡町(以下「3町」という。)の編入(次項及び第8項において「編入」という。)の際現に3町の実施機関が保有している個人情報を引き続き取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、佐土原町、田野町及び高岡町の編入の日以後速やかに」とする。
- 7 編入の際現に田野町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和63年田野町条例第7号。以下「田野町条例」という。)第8条ただし書の規定により田野町個人情報保護審査会の意見を聴いて行われている電子計算組織の結合は、第10条ただし書の規定により行われているものとみなす。
- 8 前項に定めるもののほか、編入の日前に佐土原町個人情報保護条例(平成17年佐土原町条例第1号)、田野町条例及び高岡町個人情報保護条例(平成17年高岡町条例第1号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。
(清武町の編入に伴う経過措置)
- 9 清武町の編入の際現に同町の実施機関が保有している個人情報を引き続き取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、清武町の編入の日以後速やかに」とする。
- 10 清武町の編入の日前に清武町個人情報の保護に関する条例(平成17年清武町条例第36号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。
附 則(平成16年12月20日条例第34号抄)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
附 則(平成17年12月20日条例第75号)
この条例は、平成18年1月1日から施行する。
附 則(平成19年3月23日条例第2号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成21年3月30日条例第2号)
この条例は、平成21年4月1日から施行する。
附 則(平成21年12月25日条例第52号)
この条例は、平成22年3月23日から施行する。
附 則(平成27年9月18日条例第57号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に公立大学法人宮崎公立大学において行われている個人情報を取り扱う事務についての第1条の規定による改正後の宮崎市個人情報保護条例第6条第1項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、宮崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成27年条例第57号)の施行の日以後速やかに」とする。
- 3 この条例の施行の日前に行われた第1条の規定による改正前の宮崎市個人情報保護条例第31条の規定による是正の申出に対する処理については、なお従前の例による。
附 則(平成28年3月22日条例第2号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置の原則)
- 2 行政庁(市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに公立大学法人宮崎公立大学をいう。以下同じ。)の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされ

た行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月24日条例第2号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成29年6月27日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 宮崎市個人情報保護条例施行規則

平成14年 7月26日
規則第37号

改正 平成17年 3月31日規則第30号 平成18年 3月31日規則第 9号
平成21年 3月30日規則第 9号 平成27年10月 2日規則第76号
平成28年 3月30日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務等の届出)

第2条 条例第6条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報の記録形態
- (2) 電子計算機処理の状況
- (3) 目的外利用等の状況
- (4) 個人情報取扱事務の委託の状況

2 条例第6条第1項の規定による届出は、個人情報取扱事務届（様式第1号）又は個人情報取扱事務変更届（様式第2号）により行うものとする。

3 条例第6条第2項の規定による届出は、個人情報取扱事務廃止届（様式第3号）により行うものとする。

(開示請求書)

第3条 条例第14条第1項第3号の規則で定める事項は、開示請求をする者の希望する開示の方法とする。

2 条例第14条第1項の開示請求書は、個人情報開示請求書（様式第4号）によるものとする。

(本人等の証明に必要な書類)

第4条 条例第14条第2項（条例第20条第3項、第21条第3項、第23条第2項及び第24条の4第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の本人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次に掲げる書類のいずれかであって、当該本人の氏名及び住所が記載されているものとする。

- (1) 運転免許証
- (2) 旅券
- (3) その他これらに類するものとして市長が認める書類

2 条例第14条第2項の法定代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次に掲げる書類とする。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかであって、当該法定代理人の氏名及び住所が記載されているもの
- (2) 戸籍の謄本その他の書類であって、当該法定代理人の資格を証明するものとして市長が認めるもの

3 条例第14条第2項の任意代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次に掲げる書類とする。

- (1) 第1項各号に掲げる書類のいずれかであって、当該任意代理人の氏名及び住所が記載されているもの
- (2) 委任状その他の書面であって、当該任意代理人の資格を証明するものとして市長が認めるもの

(開示決定等の通知)

第5条 条例第18条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 個人情報の全部を開示する旨の決定をしたとき 個人情報開示決定通知書（様式第5号）
- (2) 個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき 個人情報部分開示決定通知書（様式第6号）
- (3) 個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたとき 個人情報不開示決定通知書（様式第7号）

- 2 条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書（様式第8号）により行うものとする。
（意見照会等の通知）
- 第6条 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- （1） 開示請求の年月日
- （2） 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- （3） 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 2 条例第19条第1項の規定による通知は、個人情報意見照会書（様式第9号）により行うものとする。
- 3 条例第19条第2項（条例第27条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、個人情報開示決定第三者通知書（様式第10号）により行うものとする。
（個人情報の開示方法）
- 第7条 条例第20条第1項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- （1） 録音テープ及びビデオテープ 当該録音テープ及びビデオテープを再生装置により再生したものの視聴
- （2） 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録をディスプレイ装置に出力したものの視聴、当該電磁的記録を印字装置により用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は当該電磁的記録をフロッピーディスク（幅90ミリメートルで2HDのものに限る。以下同じ。）若しくは光ディスク（直径が120ミリメートルで記憶容量が700メガバイトのものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
- 2 公文書の写しの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。
（閲覧又は視聴の中止）
- 第8条 実施機関は、公文書を閲覧又は視聴する者が当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させることができる。
（簡易開示の告示）
- 第9条 実施機関は、条例第21条第1項の規定により口頭による開示請求をすることができる個人情報情報を定めたときは、その旨を告示するものとする。
- 2 条例第21条第2項の規則で定める方法は、前項の規定による告示において定めるものとする。
（訂正請求書）
- 第10条 条例第23条第1項第4号の規則で定める事項は、訂正の区分とする。
- 2 条例第23条第1項の書面は、個人情報訂正請求書（様式第11号）によるものとする。
（訂正決定等の通知）
- 第11条 条例第24条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。
- （1） 個人情報の全部を訂正する旨の決定をしたとき 個人情報訂正決定通知書（様式第12号）
- （2） 個人情報の一部を訂正する旨の決定をしたとき 個人情報部分訂正決定通知書（様式第13号）
- （3） 個人情報の全部を訂正しない旨の決定をしたとき 個人情報不訂正決定通知書（様式第14号）
- 2 条例第24条第5項において準用する条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間延長通知書（様式第15号）により行うものとする。
（利用停止請求書）
- 第12条 条例第24条の4第1項の書面は、個人情報利用停止請求書（様式第16号）によるものとする。
（利用停止決定等の通知）
- 第13条 条例第24条の5第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。
- （1） 個人情報の全部の利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報利用停止決定通知書（様式第17号）
- （2） 個人情報の一部の利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報部分利用停止決定通知書（様式第18号）

(3) 個人情報全部の利用停止をしない旨の決定をしたとき 個人情報利用停止をしない旨の決定通知書(様式第19号)

2 条例第24条の5第5項において準用する条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間延長通知書(様式第20号)により行うものとする。

(諮問をした旨の通知)

第14条 条例第26条の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知書(様式第21号)により行うものとする。

(費用負担)

第15条 条例第32条第2項の費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、公文書の写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

(公表の方法)

第16条 条例第36条の規定による公表は、市の広報紙等に掲載して行うものとする。

2 前項の公表は、前年度分の個人情報の開示等の実施状況について、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求状況
- (2) 個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の状況
- (3) 審査請求の件数及びその処理状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(出資法人)

第17条 条例第37条の規則で定める法人は、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

(宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則の廃止)

2 宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則(昭和59年規則第12号)は、廃止する。

附 則(平成17年3月31日規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成18年3月31日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る費用について適用し、同日前の申請に係る費用については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月30日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成27年10月2日規則第76号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年10月5日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成28年3月30日規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

区分		金額
公文書の写しの作成に要する費用	単色刷りの場合	写し1枚につき 10円
	多色刷りの場合	写し1枚につき 50円
	外部委託により作成する場合	当該委託契約に定める額
	電磁的記録をフロッピーディスクに複写した場合	フロッピーディスクの購入費相当額
	電磁的記録を光ディスクに複写した場合	光ディスクの購入費相当額
公文書の写しの送付に要する費用		郵便料金相当額
備考		
1 公文書の写しの作成は、日本工業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。		
2 両面に印刷した公文書の写しについては、片面を1枚として算定する。		

様式第1号～様式第21号（省略）

(3) 宮崎市個人情報保護審査会規則

平成14年6月28日
規則第27号

改正 平成28年3月30日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号。以下「条例」という。）第30条の規定に基づき、宮崎市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補佐人)

第4条 条例第29条の2第2項の許可の申出は、書面によるものとする。

(意見陳述者の数)

第5条 条例第29条の2第1項の規定により意見を述べる者の数は、審査請求人、参加人及び諮問庁それぞれ3人以内（補佐人を含む。）とする。ただし、審査会が必要と認めたときは、この限りでない。

(費用負担)

第6条 条例第29条の4第4項後段に規定する交付に係る費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、その交付を受けるときまでに納付しなければならない。

(議事録)

第7条 審査会の議事録は、議事の概要を記して作成するものとする。

2 審査会の議事録には、会長及び会長が指名する委員1人が署名するものとする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第11号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分		金額	
写し又は書面の作成に要する費用	用紙に白黒で複写し、又は出力したもの	1枚につき	10円
	用紙にカラーで複写し、又は出力したもの	1枚につき	50円
写し又は書面の送付に要する費用		郵便料金相当額	
備考			
1 写し又は書面の作成は、日本工業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。			
2 両面に複写し、又は出力したものについては、片面を1枚として算定する。			